

平成 25 年度  
八王子市包括外部監査の結果報告書

生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について

平成 25 年 11 月

八王子市包括外部監査人

公認会計士 中 井 義 己



# 目 次

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| I 外部監査の概要.....                    | 1   |
| 第1. 外部監査の種類.....                  | 1   |
| 第2. 選定した特定の事件（テーマ） .....          | 1   |
| 第3. 外部監査の実施期間 .....               | 2   |
| 第4. 外部監査の補助者 .....                | 2   |
| 第5. 利害関係 .....                    | 2   |
| II 外部監査の方法.....                   | 3   |
| 第1. 監査の視点.....                    | 3   |
| 第2. 監査の範囲.....                    | 4   |
| 第3. 主な監査手続.....                   | 6   |
| III 監査対象の概要.....                  | 7   |
| 第1. 生涯学習の考え方 .....                | 7   |
| 第2. 生涯学習プランの内容 .....              | 9   |
| 第3. 生涯学習推進のための具体的施策事業 .....       | 10  |
| 第4. 生涯学習推進施策の事業評価について .....       | 39  |
| IV 監査結果の指摘及び意見 .....              | 45  |
| 第1. 総括 .....                      | 45  |
| 第2. 生涯学習事業に関する事務の執行について .....     | 52  |
| 第3. 図書館事業に関する事務の執行について .....      | 94  |
| 第4. 文化の保存・継承事業に関する事務の執行について ..... | 142 |

(本報告書における記載内容の注意事項)

- 端数処理

報告書の金額表示は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の金額と内訳の合計が一致しない場合がある。金額表示以外の数値については、原則として四捨五入して表示している。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

- 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として八王子市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、八王子市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方自治体の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

## I 外部監査の概要

### 第1．外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 第2．選定した特定の事件（テーマ）

#### 1．外部監査対象

生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について

#### 2．監査対象部課

八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部

- ・ 生涯学習政策課
- ・ 学習支援課
- ・ 文化財課
- ・ こども科学館

八王子市教育委員会図書館部

及び上記以外に生涯学習推進事業に関連する市長部局の一部の部課についても対象とした。

なお、平成25年8月26日の組織改正により、生涯学習スポーツ部生涯学習総務課が生涯学習スポーツ部生涯学習政策課に、生涯学習スポーツ部図書館が図書館部にそれぞれ変更されている。

#### 3．外部監査対象期間

自平成24年4月1日至平成25年3月31日

ただし、必要があると判断した場合には、平成23年度以前に遡り、また、平成25年度予算の執行状況についても対象とした。

#### 4．事件として選定した理由

八王子市は、平成15年3月に「八王子ゆめおりプラン」を策定し、まちづくりの基本理念を示した。これを受けて、八王子市教育委員会は、都市像の一つである「だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまち」の実現に向け、さまざまな教育施策に取り組んできている。今後の社会情勢を見ると、少子高齢化の進展、価値観やライフスタイルの多様化及びボランティア活動などを通じた社会貢献やコミュニティづくりへの

意識の高まりなどから、市は生涯学習を通じて、市民力の強化や地域の仲間づくり及び絆づくりを目指している。そのような生涯学習に関する事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等にしがたって執行されているかどうかについて検証し、併せてこれらの事務の執行が経済的・効率的で効果的に実施されているかどうかなどについて、外部監査を実施する意義は大きいものと判断されるため、特定の事件として選定するものである。

※「八王子市ゆめおりプラン」（平成 15 年度策定）では、豊かな心を育む生涯学習を①「生涯学習の推進」②「生涯スポーツの推進」に区別している。平成 25 年度包括外部監査においては、①「生涯学習の推進」を監査対象の範囲とする。

### 第 3．外部監査の実施期間

平成 25 年 6 月 1 日から平成 25 年 11 月 12 日まで

### 第 4．外部監査の補助者

|   |   |   |   |       |       |
|---|---|---|---|-------|-------|
| 寺 | 田 | 聡 | 司 | 公認会計士 |       |
| 久 | 保 | 田 | 寛 | 志     | 公認会計士 |
| 松 | 本 | 浩 | 幸 | 公認会計士 |       |
| 菊 | 池 | 慎 | 太 | 郎     | 公認会計士 |

### 第 5．利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

## Ⅱ 外部監査の方法

### 第1．監査の視点

#### 1．監査の基本的視点

監査対象とした事業について、次の3点を基本的な視点として、監査を実施した。

##### (1) 合规性の検討

生涯学習推進事業の事務の執行が、地方自治法、条例及びその他の法令に従い、適切に行われているかどうかを検討する。

##### (2) 経済性、効率性及び有効性の検討

生涯学習推進事業の事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているかどうかを検討する。

##### (3) 生涯学習推進事業への対応の検討

生涯学習推進事業の施策に関し、八王子市の事務の執行がそれら事業にどのように配慮して行われているかどうかを検討する。

#### 2．監査の具体的視点

生涯学習推進事業を執行している生涯学習スポーツ部及び関連して執行している担当所管について下記事項を主な視点として、監査を実施した。

##### (1) 生涯学習事業のために執行している施策の検討

八王子市は、市民が生涯を通じて行う学習の機会が得られるように、生涯学習事業のための施策を行っているかどうか。

(生涯学習スポーツ部生涯学習政策課(以下、「生涯学習政策課」という)、生涯学習スポーツ部学習支援課(以下、「学習支援課」という)、市民活動推進部学園都市文化課(以下、「学園都市文化課」という))

##### (2) 生涯学習としての図書館事業の検討

八王子市が直轄する市内の公立図書館が、市民が満足する生涯学習の機会を提供する事業を行っているかどうか、また、公立図書館のみならず、学校等の地域図書館との連携のための事業を行っているかどうか。

(図書館部、学校教育部指導課(以下、「指導課」という))

##### (3) 生涯学習としての文化の保存・継承事業の検討

八王子市の文化の保存・継承事業が、市民に対し、生涯学習としての機会を提供する事業を行っているかどうか。

（生涯学習スポーツ部文化財課（以下、「文化財課」という）、生涯学習スポーツ部こども科学館（以下、「こども科学館」という））

#### （４）生涯学習推進に係る事業費の検討

生涯学習推進事業が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に運営されているか。

## 第２．監査の範囲

監査対象である「生涯学習の推進」に関する担当所管、主要な事業科目及び歳出金額は以下の表のとおりである。事業の主たる推進所管は八王子市教育委員会の組織のもとで執り行われている。

なお、生涯学習推進に関連する正規職員にかかる職員費は、事業ごとに把握されておらず生涯学習総務費として一括計上されているため、下記歳出には含まれていない。

### 歳 出

#### １．生涯学習事業

（単位：千円）

| 款       | 項          | 目                    | 中事業                         | 平成 24 年度<br>決算額 |
|---------|------------|----------------------|-----------------------------|-----------------|
| 生涯学習政策課 |            |                      |                             |                 |
| 総務費     | 総 務<br>管理費 | 財 産 管 理 費            | 青少年海外派遣基金積立金                | 86              |
| 教育費     | 生 涯<br>学習費 | 生 涯 学 習<br>総 務 費     | 生 涯 学 習 の 振 興               | 5,950           |
|         |            |                      | 放 課 後 子 ど も 教 室             | 49,505          |
|         |            |                      | 成 人 式                       | 1,396           |
|         |            |                      | 北海道白糠町小学生交流                 | 1,198           |
|         |            |                      | 自然科学資料保存活用                  | 13,406          |
|         |            |                      | 姫木平自然の家管理運営                 | 52,062          |
| 学習支援課   |            |                      |                             |                 |
| 教育費     | 生涯学<br>習 費 | 生 涯 学 習<br>セ ン タ ー 費 | 生涯学習センター管理運営<br>（ 分 館 含 む ） | 265,174         |
|         |            |                      | 生涯学習センター講座開設                | 8,846           |
|         |            |                      | 施設予約システム管理運営                | 4,431           |

## Ⅱ 外部監査の方法

| 款       | 項          | 目     | 中事業       | 平成 24 年度<br>決算額 |
|---------|------------|-------|-----------|-----------------|
| 学園都市文化課 |            |       |           |                 |
| 総務費     | 総 務<br>管理費 | 文化振興費 | 学園都市大学の運営 | 64,930          |

### 2. 図書館事業

(単位：千円)

| 款    | 項         | 目           | 中事業                   | 平成 24 年度<br>決算額 |
|------|-----------|-------------|-----------------------|-----------------|
| 図書館部 |           |             |                       |                 |
| 教育費  | 生涯<br>学習費 | 図書館費        | 中央図書館管理運営<br>（北野分室含む） | 161,796         |
|      |           |             | 生涯学習センター<br>図書館運営     | 83,098          |
|      |           |             | 南大沢図書館管理運営            | 163,774         |
|      |           |             | 川口図書館管理運営             | 43,137          |
|      |           |             | 図書館システム管理運営           | 30,454          |
|      |           |             | 読書のまち八王子推進            | 19,414          |
| 指導課  |           |             |                       |                 |
| 教育費  | 教育<br>総務費 | 教育<br>センター費 | 学校図書館サポート             | 23,414          |

### 3. 文化の保存・継承事業

(単位：千円)

| 款    | 項         | 目      | 中事業                       | 平成 24 年度<br>決算額 |
|------|-----------|--------|---------------------------|-----------------|
| 文化財課 |           |        |                           |                 |
| 教育費  | 生涯<br>学習費 | 文化財保護費 | 文化財保護普及                   | 18,079          |
|      |           |        | 文化財保存活用推進                 | 4,587           |
|      |           |        | 国史跡八王子城跡保存整備              | 196,857         |
|      |           |        | 文化財関連施設維持管理<br>(絹の道・中田遺跡) | 7,209           |
|      |           |        | 伝統芸能の保存・継承                | 2,030           |
|      |           | 郷土資料館費 | 郷土資料館管理運営                 | 25,229          |

## Ⅱ 外部監査の方法

(単位：千円)

| 款      | 項          | 目           | 中事業                           | 平成 24 年度<br>決算額 |
|--------|------------|-------------|-------------------------------|-----------------|
| こども科学館 |            |             |                               |                 |
| 教育費    | 学 校<br>運営費 | 小 学 校 費     | 校 外 活 動 の 支 援<br>(こども科学館バス借上) | 3,864           |
|        |            | 中 学 校 費     | 校 外 活 動 の 支 援<br>(こども科学館バス借上) | 436             |
|        | 生 涯<br>学習費 | こども科学館<br>費 | こども科学館管理運営                    | 25,708          |
|        |            |             | 博物館協議会委員経費                    | 392             |
|        |            |             | プラネタリウム等運営                    | 89,503          |

(注) 「款・項・目・節」は地方自治法施行規則第 15 条に従った区分である。

### 歳 入

歳入は、補助金・負担金等の国庫支出金及び都支出金の歳入と生涯学習施設等に関連して得られる歳入がある。監査対象とした歳入は、歳出各事業において関連して実施した。

## 第 3. 主な監査手続

上記、「第 1. 監査の視点」を満足するために次のような監査手続を行った。

1. 監査対象部署に対して、必要と考えられる資料の提出を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続を行った。
2. 生涯学習の推進に係る事業の予算・決算の状況等について、市及び教育委員会の担当から説明を受け、必要な質疑応答を実施した。また、必要な資料を確認した。
3. 生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について、経済性・効率性及び有効性の面からの検証を行うため、これらの事業において、どのような業務処理や業務改善等がなされているかについての質問及び調査・分析を行った。

### Ⅲ 監査対象の概要

#### 第1．生涯学習の考え方

「教育基本法」第3条で、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図らなければならない」とされている。

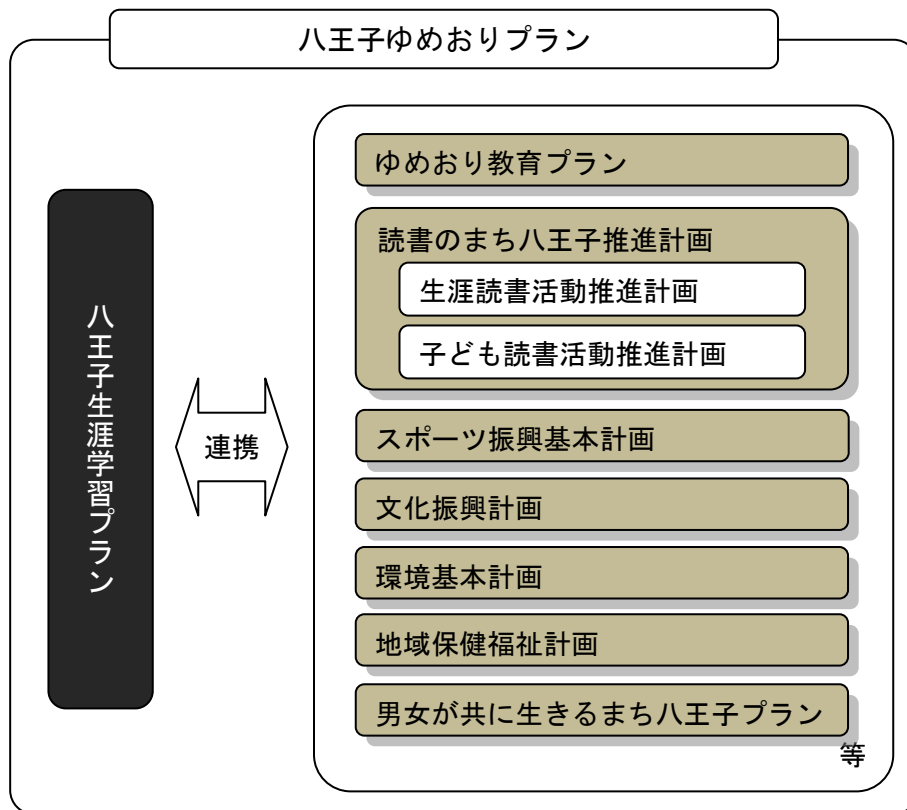
また、社会教育関連法として、生涯学習について「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」第1条において、「生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする」と定義され、教育委員会の責務として、第3条において、「都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、生涯学習事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする」（抜粋）とされている。

さらに第4条では、「文部科学大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う生涯学習事業の体制の整備に関し望ましい基準を定めるものとする」ことから、平成3年2月に「生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準」が定められた。

このような生涯学習に関する基本的考え方を基に、八王子市は、平成15年3月に策定した「八王子ゆめおりプラン」で6つの都市像の一つとして「だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまち」を定め、その実現に向けて平成16年3月に生涯学習プランを策定した。その後、時代の変遷・価値観の多様化など新たな生涯学習社会の構築が必要とされ、平成22年3月「八王子生涯学習プラン」（新生涯学習プラン）を策定した。このプランは「市民と地域が主役の生涯学習～この街でまなぶ いかす つながる～」を基本理念として設定されたものである。八王子市では、このような基本理念を実現していくために、生涯学習に関する施策を種々の計画において策定している。

「八王子ゆめおりプラン」「八王子生涯学習プラン」及びその他計画等との全体の関連は下図のとおりである。

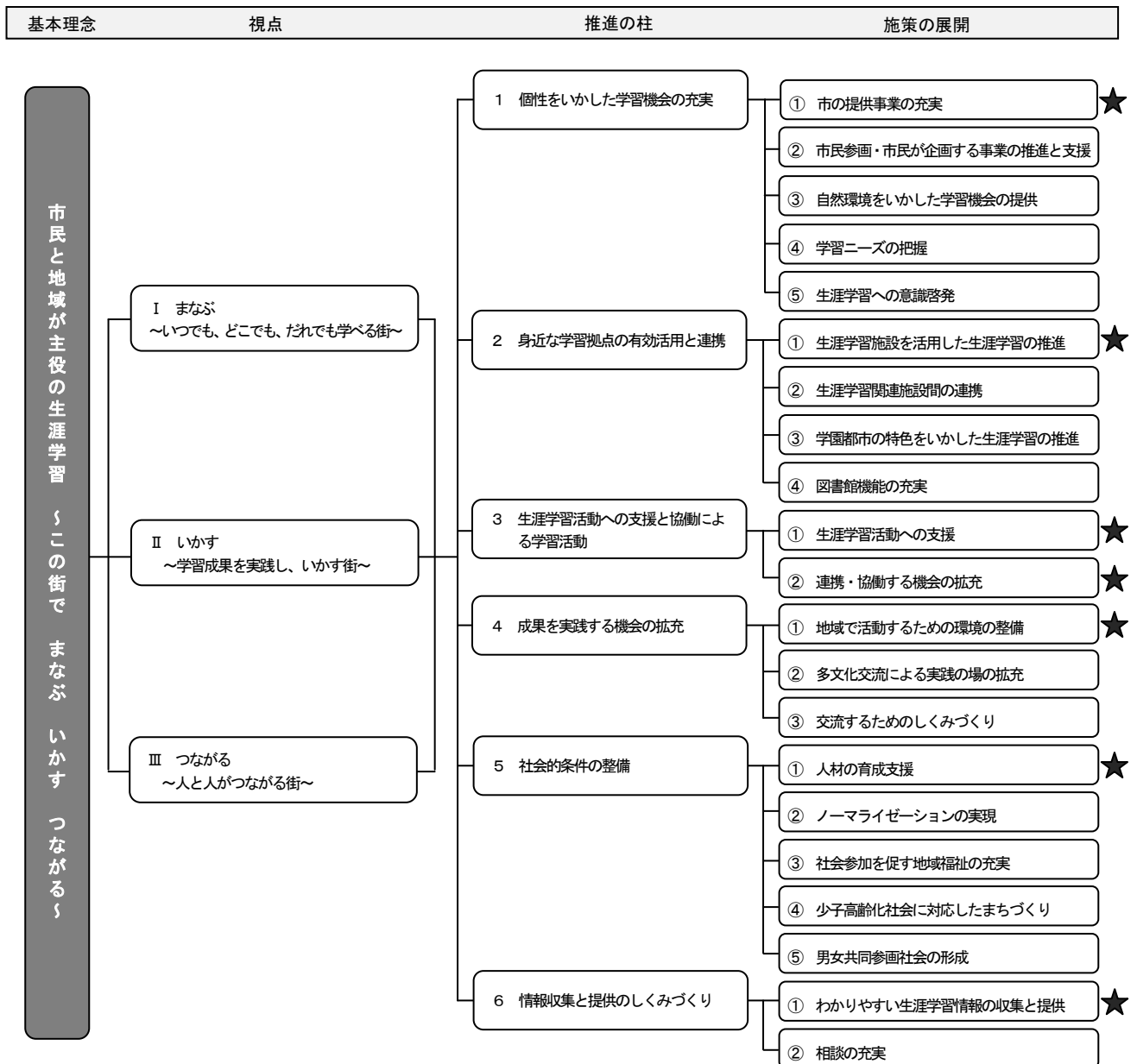
なお、「八王子ゆめおりプラン」は、平成24年度までの市の基本方針として策定されているが、その理念は、平成25年3月に新たに公表された「八王子ビジョン2022」（平成25年度から平成34年度までの計画）として引き継がれている。



## 第2. 生涯学習プランの内容

新生涯学習プランでは、基本理念である「市民と地域が主役の生涯学習～この街で まなぶ いかす つながる～」の実現をめざすため、だれでもが主体的に生涯にわたって学ぶことができるよう「まなぶ」、学んだ成果を交流やまちづくりに活用できるよう「いかす」、そして人・場・情報などのつながりによって生涯学習に参加しやすくなるよう「つながる」という3つの視点を掲げ、これらの視点をもとに6つの推進の柱により、生涯学習施策を展開している。

本プランの体系図は下図のとおりである。なお、本プランは平成22年度から平成26年度までの5年間となっている。



### Ⅲ 監査対象の概要

生涯学習は長期的に不断なく実施していく必要があると考えられる。従って、市としては、本プランの達成状況や事業評価について検証を行い、さらなる展開に反映すること、すなわち、PDCAサイクルが必要となってくる。

PDCAサイクルは、市においてもその重要性は認識されており、施策内容の決定、計画に基づく施策の実施、事業の検証及び評価そして新たな施策への反映と展開していくことで事業の推進を図っている。

教育費において計上されている生涯学習費の予算推移は以下のとおりである（一般会計・各特別会計予算書及び予算説明書より）。

（単位：千円）

| 項 目                          | 平成23年度               | 平成24年度               | 平成25年度               |
|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 生涯学習総務費<br>（うち、職員費）          | 889,159<br>(813,873) | 859,032<br>(789,532) | 876,806<br>(787,677) |
| 生涯学習施設<br>管 理 費              | 53,808               | 53,805               | 45,568               |
| 文化財保護費                       | 338,052              | 255,793              | 120,240              |
| 生涯学習<br>セ ン タ ー 費            | 291,287              | 280,947              | 288,348              |
| 郷土資料館費                       | 38,006               | 25,747               | 30,400               |
| 図書館費                         | 548,775              | 499,407              | 501,744              |
| こども科学館費                      | 120,205              | 116,519              | 120,106              |
| 生涯学習費合計                      | 2,279,292            | 2,091,250            | 1,983,212            |
| 教育費総計                        | 19,276,684           | 18,870,143           | 20,763,728           |
| 生涯学習費が<br>教育費総計に<br>占める割合（％） | 11.8％                | 11.1％                | 9.6％                 |

## 第3．生涯学習推進のための具体的施策事業

### 1－1．生涯学習事業－生涯学習スポーツ部（生涯学習政策課・学習支援課）

#### （1）事業の概要

生涯学習事業は、市民の一人ひとりが心の豊かさや生きがい、能力の向上を求めていつでもどこでも意欲的に学習できる機会の提供と、その成果をいかせるしくみづくりを市民と協働して推進していく事業である。

具体的には、市民が学習できる場としての生涯学習センター（分館含む）の管理運営、講座の開催、さらに子どもたちの放課後の安全・安心な居場所提供のための

業務委託などの事業である。

## (2) 生涯学習事業の位置づけ

「八王子ゆめおりプラン」において、都市像の一つとして「だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまち」（第3編）を掲げ、その実現のため基本施策「豊かな心を育む生涯学習」（第2章）を定め、そして「生涯学習の推進」（第1節）として具体的施策を展開している。その施策の主たる所管として、生涯学習政策課及び学習支援課が各事業を遂行している。

## (3) 沿革

| 年 月      | 内 容                                                                                                                                         |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成5年3月   | 八王子市生涯学習推進本部を設置                                                                                                                             |
| 平成8年10月  | 南大沢公民館が南大沢にオープン                                                                                                                             |
| 平成9年3月   | 八王子市生涯学習推進計画（平成9年度から15年度）<br>「つなげる人の輪 わたしから」を策定                                                                                             |
| 平成9年4月   | 川口公民館が川口町にオープン                                                                                                                              |
| 平成10年10月 | はちおうじ出前講座を開設                                                                                                                                |
| 平成11年7月  | 生涯学習部を設置                                                                                                                                    |
| 平成11年10月 | 生涯学習センター及び中央公民館が東町にオープン                                                                                                                     |
| 平成14年3月  | 「生涯学習の推進について（意見のまとめ）<br>ー市民主体の生涯学習ー」を発行（生涯学習推進懇談会）                                                                                          |
| 平成15年8月  | 生涯学習推進部門を生涯学習スポーツ部へ組織変更                                                                                                                     |
| 平成16年3月  | 八王子生涯学習プラン（平成16年度から21年度）<br>「学び拓こう わたしたちの夢・未来」を策定                                                                                           |
| 平成19年7月  | 八王子市生涯学習審議会（社会教育委員会議、公民館運営審議会、<br>図書館協議会を統合）、八王子市学習支援委員（青少年委員を廃止）<br>を設置<br><br>（旧）生涯学習センター及び公民館3館廃止、（新）生涯学習セン<br>ター、生涯学習センター南大沢分館、同川口分館を設置 |
| 平成22年3月  | 八王子生涯学習プラン（平成22年度から26年度）<br>「市民と地域が主役の生涯学習<br>～この街で まなぶ いかす つながる～」を策定                                                                       |

(4) 関係法令等

- ・ 教育基本法
- ・ 社会教育法
- ・ 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
- ・ 生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準
- ・ 八王子市生涯学習審議会条例・施行規則
- ・ 八王子市学習支援委員に関する規則
- ・ 八王子市姫木平自然の家条例・施行規則
- ・ 八王子市生涯学習センター条例・施行規則

(5) 職員数等の推移

| 区 分     |       | 平成 22 年度 (人) | 平成 23 年度 (人) | 平成 24 年度 (人) |
|---------|-------|--------------|--------------|--------------|
| 生涯学習政策課 |       |              |              |              |
|         | 職 員   | 12           | 11           | 11           |
|         | 嘱 託 員 | 1            | 1            | 1            |
| 小 計     |       | 13           | 12           | 12           |
| 学習支援課   |       |              |              |              |
|         | 職 員   | 15           | 15           | 15           |
|         | 嘱 託 員 | 23           | 23           | 23           |
| 小 計     |       | 38           | 38           | 38           |
| 合 計     |       | 51           | 50           | 50           |

(6) 生涯学習施設の概要

| 項 目       | 生涯学習センター<br>クリエイトホール                            | 生涯学習センター<br>南 大 沢 分 館             | 生涯学習センター<br>川 口 分 館                 |
|-----------|-------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 所 在 地     | 八王子市東町<br>5 番 6 号                               | 八王子市南大沢<br>二丁目 27 番地              | 八 王 子 市 川 口 町<br>3838 番地            |
| 開 設 年 月 日 | 平成 11 年 10 月 1 日                                | 平成 8 年 10 月 1 日                   | 平成 9 年 4 月 1 日                      |
| 休 館 日     | 年末年始 (12/29～<br>1/3)<br>その他月 1 回館内点<br>検のため臨時休館 | 年末年始 (12/29～<br>1/3)<br>毎月第 2 月曜日 | 年末年始 (12/29～<br>1/3)<br>毎月第 2・4 月曜日 |
| 開 館 時 間   | 午前 9 時から午後 10<br>時まで                            | 午前 9 時から午後 9<br>時 30 分まで          | 午前 9 時から午後 9<br>時 30 分まで            |

### Ⅲ 監査対象の概要

| 項 目     | 生涯学習センター<br>クリエイトホール                                                                                                                                                                            | 生涯学習センター<br>南 大 沢 分 館                                                         | 生涯学習センター<br>川 口 分 館                                                  |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 施 設 内 容 | ホール<br>展示室<br>レクリエーション<br>室<br>第 1, 3, 4 学習室（会<br>議室タイプ）<br>第 2, 5, 6, 7 学習室<br>（教室タイプ）<br>スタジオ<br>第 1 創作室（陶芸／<br>陶芸窯あり）<br>第 2 創作室（絵画等）<br>和室・茶室・水屋<br>料理講習室<br>視聴覚室<br>録音編集室<br>保育室<br>試食コーナー | 第 1～4 学習室<br>視聴覚室<br>和室・保育室<br>第 1 創作室（陶芸／<br>陶芸窯あり）<br>第 2 創作室（絵画等）<br>料理講習室 | 第 1～3 学習室<br>視聴覚室<br>和室・保育室<br>第 1 創作室（陶芸／<br>陶芸窯あり）<br>第 2 創作室（絵画等） |

#### （7）生涯学習政策課の事業の決算概要とその内容

##### 歳 出

##### ① 青少年海外派遣基金積立金事業

八王子市の青少年に対してわが国と異なる文化を体験する機会を与え、スポーツや文化を通して、国際的視野を持った青少年として育成することを目的に、海外の青少年と交流する事業である。昭和 48 年度に「八王子市青年海外派遣基金」として設置された。

（単位：千円）

| 歳 出 明 細       | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 運 用 利 子 積 立 金 | 2        | 230      | 86       |
| 指 定 寄 付 積 立 金 | 1, 000   | —        | —        |
| 合 計           | 1, 002   | 230      | 86       |

##### ② 生涯学習の振興事業

- i. 生涯学習を推進するため、主にはちおうじ出前講座、生涯学習フェスティバル、

### Ⅲ 監査対象の概要

生涯学習コーディネーター養成講座などを開催している。

- ii. 八王子市生涯学習審議会（以下、「生涯学習審議会」という）は、市民の生涯学習の振興を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、八王子市教育委員会（以下、「教育委員会」という）の附属機関として置かれているものである。
- iii. 学習支援委員は、平成 19 年 7 月に組織されたものであり、市民の生涯学習の振興を図るために、生涯学習活動の支援や相談、学習情報の収集や提供を行う行政委員である。

（単位：千円）

| 事業明細        | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 生涯学習推進      | 2,193    | 2,373    | 2,114    |
| 生涯学習審議会委員経費 | 1,341    | 1,178    | 1,136    |
| 学習支援委員経費    | 2,988    | 2,898    | 2,700    |
| 合 計         | 6,523    | 6,450    | 5,950    |

#### ③ 放課後子ども教室事業

平成 19 年度から市内小学校区を単位に組織された推進委員会に委託し、地域の人材やボランティアの参画を得て、放課後や土日、夏休み等に小学校の施設を活用し、子どもたちに安全で安心な居場所を提供する「放課後子ども教室」を実施する事業である。

（単位：千円）

| 歳出明細                           | 平成 22 年度    | 平成 23 年度    | 平成 24 年度    |
|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 放課後子どもプラン<br>運営委員謝礼<br>( 人 数 ) | 25<br>(8 人) | 60<br>(7 人) | 50<br>(7 人) |
| 需 用 費                          | —           | 99          | 149         |
| 地区推進委員会等委託料                    | 8,489       | 12,549      | 20,808      |
| 安全管理員委託料                       | 15,057      | 19,481      | 26,638      |
| 備 品 購 入 費                      | 1,407       | 1,550       | 1,859       |
| 合 計                            | 24,979      | 33,740      | 49,505      |

### Ⅲ 監査対象の概要

#### ④ 成人式事業

市民との協働による新成人を祝う事業である。

| 項 目   | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 開 催 日 | 1 月 10 日 | 1 月 9 日  | 1 月 14 日 |
| 場 所   | 市民会館     | 市民会館     | 市民会館     |

#### ⑤ 北海道白糠町小学生交流事業

この事業は、歴史的に関係が深い白糠町（千人同心ゆかりの地）と八王子市の小学生が隔年でお互いの地を訪問し、相互のまちの歴史や文化を理解し合い、親善を図ることを目的とした事業である。

(単位：千円)

| 歳 出 明 細         | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 委 員 等 報 酬       | 110      | 100      | 110      |
| 報 償 費           | —        | 35       | —        |
| 旅 費             | 857      | 96       | 261      |
| 需 用 費           | 54       | 263      | 44       |
| 役 務 費           | 8        | 8        | 8        |
| 委 託 料           | —        | —        | 774      |
| 使 用 料 及 び 賃 借 料 | 132      | 419      | —        |
| 合 計             | 1,164    | 923      | 1,198    |

#### ⑥ 自然科学資料保存活用事業

東京都高尾自然科学博物館が、平成 16 年 3 月をもって閉館したため、開館以来収集した資料が東京都から八王子市に一括譲渡された。そのため、旧稲荷山小学校に博物館資料整理嘱託員 1 人を配置し、資料を整理、管理保存している。

(単位：千円)

| 歳 出 明 細             | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 嘱 託 員 報 酬           | 2,700    | 2,700    | 2,700    |
| 共 済 費               | 343      | 363      | 375      |
| 需 用 費               | 2,089    | 1,828    | 2,288    |
| 役 務 費               | 26       | 20       | 19       |
| 委 託 料               | 2,031    | 3,648    | 1,360    |
| 備 品 購 入 費           | —        | 66       | —        |
| 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金 | 11       | 921      | 6,661    |
| 合 計                 | 7,203    | 9,550    | 13,406   |

### Ⅲ 監査対象の概要

#### ⑦ 姫木平自然の家管理運営事業

姫木平自然の家は、青少年の健全育成を目的に設置された施設であり、平成 19 年度から指定管理者制度を導入し、(株)長和町振興公社が指定管理者として施設の管理運営を行っている。

(単位：千円)

| 歳 出 明 細   |           | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| 報 償 費     |           | —        | —        | 15       |
| 旅 費       |           | 9        | 36       | 31       |
| 需 用 費     |           | 64       | —        | 127      |
| 役 務 費     |           | 159      | 127      | 145      |
| 委 託 料     | 指 定 管 理 料 | 44,000   | 44,000   | 43,600   |
|           | 土 地 借 上 料 | 1,833    | 1,833    | 1,833    |
| 工 事 請 負 費 |           | 4,693    | 5,670    | 6,300    |
| 公 課 費     |           | 8        | —        | 8        |
| 合 計       |           | 50,769   | 51,667   | 52,062   |

#### (8) 学習支援課の事業の決算概要とその内容

##### 歳 出

##### ① 生涯学習センター（分館含む）管理運営

生涯学習の拠点となる生涯学習センター施設についての管理運営事業である。

##### i. 生涯学習センター（クリエイトホール）

(単位：千円)

| 歳 出 明 細             |  | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------------------|--|----------|----------|----------|
| 報 酬                 |  | 23,011   | 22,693   | 22,914   |
| ( 嘱 託 員 数 )         |  | (10 人)   | (10 人)   | (10 人)   |
| 共 済 費               |  | 1,859    | 1,874    | 1,908    |
| 賃 金                 |  | 368      | 313      | 444      |
| 旅 費                 |  | 74       | 79       | 74       |
| 需 用 費               |  | 47,965   | 50,955   | 42,428   |
| 役 務 費               |  | 1,215    | 1,077    | 2,277    |
| 委 託 料               |  | 77,474   | 75,756   | 74,772   |
| 使 用 料 及 び 賃 借 料     |  | 2,152    | 2,155    | 2,109    |
| 工 事 請 負 費           |  | 2,282    | —        | —        |
| 備 品 購 入 費           |  | —        | 1,473    | 1,490    |
| 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金 |  | 253      | 103      | 126      |
| 合 計                 |  | 156,657  | 156,481  | 148,546  |

### Ⅲ 監査対象の概要

#### ii. 生涯学習センター南大沢分館

(単位：千円)

| 歳 出 明 細            | 平成 22 年度        | 平成 23 年度        | 平成 24 年度        |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 報 酬<br>( 嘱 託 員 数 ) | 14,076<br>(6 人) | 13,765<br>(6 人) | 13,845<br>(6 人) |
| 共 済 費              | 1,029           | 1,057           | 1,020           |
| 賃 金                | 594             | 406             | 732             |
| 需 用 費              | 7,918           | 7,359           | 7,759           |
| 役 務 費              | 166             | 167             | 156             |
| 使 用 料 及 び 賃 借 料    | 76,746          | 76,746          | 76,746          |
| 備 品 購 入 費          | 65              | —               | —               |
| 合 計                | 100,597         | 99,502          | 100,261         |

#### iii. 生涯学習センター川口分館

(単位：千円)

| 歳 出 明 細            | 平成 22 年度        | 平成 23 年度        | 平成 24 年度        |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 報 酬<br>( 嘱 託 員 数 ) | 13,853<br>(6 人) | 13,949<br>(6 人) | 14,068<br>(6 人) |
| 共 済 費              | 954             | 973             | 1,023           |
| 賃 金                | 481             | 279             | 461             |
| 需 用 費              | 961             | 470             | 541             |
| 役 務 費              | 283             | 270             | 270             |
| 合 計                | 16,534          | 15,943          | 16,366          |

#### ② 生涯学習センター講座開設事業

生涯学習センター3 館において、それぞれの地域や時勢に応じた講座や講習会を開催する事業である。

(単位：千円)

| 歳 出 明 細 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 報 酬     | 2,574    | 2,574    | 2,515    |
| 賃 金     | 93       | 88       | 61       |
| 報 償 費   | 4,437    | 4,992    | 5,011    |
| 旅 費     | 11       | 8        | 11       |
| 需 用 費   | 32       | 0        | 134      |
| 役 務 費   | 254      | 234      | 287      |

### Ⅲ 監査対象の概要

| 歳 出 明 細         | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 使 用 料 及 び 賃 借 料 | 800      | 815      | 824      |
| 備 品 購 入 費       | —        | 176      | —        |
| 合 計             | 8,205    | 8,890    | 8,846    |

#### ③ 施設予約システム管理運営事業

インターネットによる施設予約システムの管理運営を行うとともに、市内で活動するサークルや指導者に対する情報提供を行い、市民の学習環境の充実を図っている事業である。

(単位：千円)

| 歳 出 明 細         | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 需 用 費           | 1,761    | 826      | 797      |
| 役 務 費           | 807      | 814      | 739      |
| 委 託 料           | 1,866    | 2,073    | 2,073    |
| 使 用 料 及 び 賃 借 料 | 821      | 821      | 821      |
| 合 計             | 5,256    | 4,535    | 4,431    |

## 1－2．生涯学習事業－学園都市文化課

### (1) 事業の概要

八王子市は八王子地域 23 大学・短期大学・高等専門学校、企業及び市民との協働により、市民が意欲を持って学ぶことができる機会の場の提供を目的として開学した八王子学園都市大学「愛称：いちよう塾」（以下、「学園都市大学」という）の講座運営事業を行っている。

この学園都市大学は、地域の 23 大学等から正規科目やその他正規以外の科目の提供を受け、八王子市学園都市センター（以下、「学園都市センター」という）を主会場に、専門的な講座や複数の講師による共同授業などの講座を開設し、公開講座を除き原則 18 歳以上で学習意欲のある市民が誰でも学ぶことができる。

### (2) 生涯学習としての学園都市大学の位置づけ

生涯学習プランの施策の一つである学園都市の特徴を生かした事業である。八王子地域の 23 大学等との連携を図り、大学の知的財産、豊富な人材及び研究機能を市民の生涯学習に活用し、誰もが自由に学べる機会を確保、さらに高度で専門的な学習機会を継続的に提供することにより、市民の生きがいがいづくりや地域の活性化に貢献することをめざし、併せて学園都市大学の開学により、市民が大学をより身近に感じられる学園都市を実現することを目的とした事業を、学園都市文化課が実施している。

(3) 沿革

| 年 月                        | 内 容                                                                                              |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 3 年 3 月                 | 「(仮) 学園都市センター建設基本計画」を「政策会議」において決定                                                                |
| 平成 8 年 8 月                 | 学園都市センターを管理運営する組織である「八王子市学園都市振興会」が設立                                                             |
| 平成 8 年 9 月                 | 八王子市学園都市センター設置条例を可決                                                                              |
| 平成 9 年 2 月                 | 学園都市センターの管理運営を「八王子市学園都市振興会」へ委託                                                                   |
| 平成 9 年 4 月                 | 学園都市センター開館                                                                                       |
| 平成 9 年 4 月～<br>平成 14 年 3 月 | 八王子市学園都市振興会として、大学等との共催事業での公開講座等、大学等に対する後援事業としての公開講座等及び大学連携公開講座等を実施                               |
| 平成 14 年 4 月                | 財団法人八王子市文化振興財団、財団法人八王子市コミュニティ振興会、八王子市学園都市振興会の 3 団体が統合して「財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団」（以下、「ふれあい財団」という）となる |
| 平成 16 年 6 月                | 八王子学園都市大学学則施行                                                                                    |
| 平成 16 年 6 月                | 八王子学園都市大学運営委員会設置                                                                                 |
| 平成 16 年 6 月                | 八王子学園都市大学評議会設置                                                                                   |
| 平成 16 年 9 月                | 学園都市大学開学（ふれあい財団に業務委託）                                                                            |
| 平成 18 年 4 月                | 学園都市センターに指定管理者制度を導入し、ふれあい財団を指定管理者に選定                                                             |

(4) 八王子市学園都市センター施設の概況

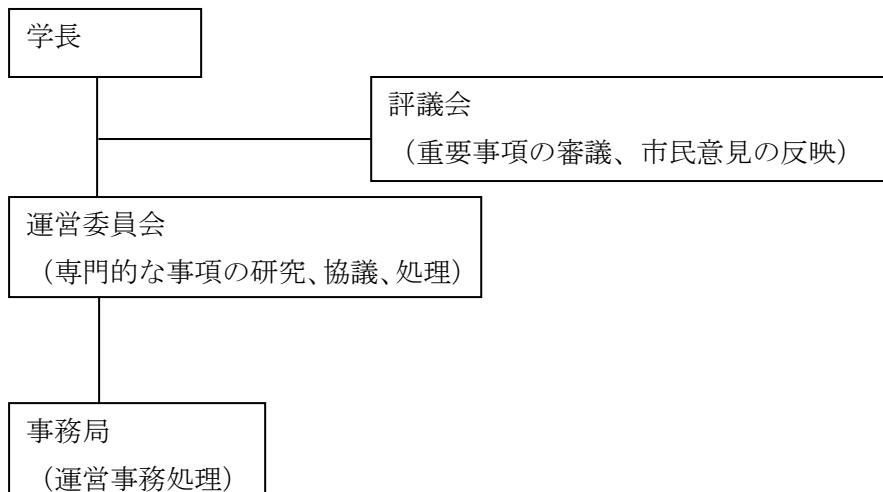
学園都市大学は、主として学園都市センターで実施されるが、各大学や公共施設においても実施される。主会場である学園都市センターの概要は以下のとおりである。

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 名称    | 八王子市学園都市センター                     |
| 所在地   | 八王子市旭町 9 番 1 号                   |
| 開設年月日 | 平成 9 年 4 月                       |
| 休館日   | 年末年始（12/29～1/3）<br>その他年間数日の休館日あり |
| 開館時間  | 午前 9 時から午後 10 時                  |

|      |                                                                     |
|------|---------------------------------------------------------------------|
| 施設内容 | イベントホール<br>ギャラリーホール<br>セミナー室1～5<br>サウンドルーム<br>和室<br>情報コーナー<br>交流サロン |
|------|---------------------------------------------------------------------|

### (5) 学園都市大学の組織運営

《組織図》



#### ① 学長

学園都市大学を代表し、評議会への参加、学園都市大学で開催するイベントへの参加、称号記の付与等の業務に従事する。非常勤特別職の位置づけであり、任期は2年以内とされている（再任あり）。

また、学長の任命については、学園都市文化課において事務処理が行われる。

#### ② 評議会

学園都市大学に係る重要事項の審議及び市民の意見を反映させる機関である。評議会委員は11人であり、任期は2年以内とされている（再任あり）。評議会委員の構成は以下のとおりである。

- ・ 学園都市大学学長 : 1人
- ・ 市民代表 : 3人
- ・ 商工関係団体代表 : 1人
- ・ 八王子市学園都市推進会議代表 : 1人

- ・ 大学コンソーシアム八王子代表 : 3 人
- ・ 八王子市市民活動推進部長 : 1 人
- ・ ふれあい財団事務局長 : 1 人

### ③ 運営委員会

学園都市大学は、単なる公開講座の集合体のみではなく大学の単位取得も視野に入れているため、カリキュラム構成等において大学の持つ専門的な見地が必要となることから、その専門的な事項の研究・協議や処理を行う機関である。必要に応じて、下部組織として専門部会を置くこととされている。

運営委員会委員は 23 人であり、その構成は以下のとおりである。

- ・ 大学コンソーシアム八王子加盟各大学等の実務担当者 : 21 人
- ・ 八王子市市民活動推進部学園都市文化課長 : 1 人
- ・ ふれあい財団学園都市振興課長 : 1 人

運営委員会の庶務は、学園都市文化課において処理することとされている。

### ④ 事務局

学園都市大学の運営に係る通常の事務処理は、ふれあい財団が処理することとされている。具体的には、八王子市がふれあい財団と業務委託契約を締結し、学園都市大学運営に係る全般業務を委託している。

## (6) 学園都市大学の運営事業に関する決算概要

### 歳 出

(単位：千円)

| 歳 出 明 細   | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 委 員 等 報 酬 | 1, 200   | 1, 200   | 1, 200   |
| 役 務 費     | 4        | 2        | —        |
| 旅 費       | 6        | 5        | 6        |
| 委 託 料     | 63, 415  | 61, 424  | 63, 724  |
| 備 品 購 入 費 | —        | 222      | —        |
| 合 計       | 64, 626  | 62, 854  | 64, 930  |

## 2. 図書館事業－図書館部

### (1) 事業の概要

読書や学習活動を支援するため、4 館 1 分室の図書館において、図書などの資料の収集、整理、提供をしている。また、他の図書館との連携事業を行っている。具体的には、以下のとおりである。

- ・ 図書館事業の企画及び運営管理。
- ・ 図書館資料の収集・整理・保存・貸出・閲覧。
- ・ 読書案内・読書相談・調査研究への援助。
- ・ 他の図書館・学校・その他の教育機関との相互協力。
- ・ 館報その他読書資料等の発行及び頒布。

## (2) 生涯学習としての図書館事業の位置づけ

図書館は市民にとっての重要な学びの拠点である。「八王子ゆめおりプラン」において、都市像の一つとしてとして「だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまち」(第3編)を掲げ、その実現のため基本施策「豊かな心を育む生涯学習」(第2章)を定め、そして「生涯学習の推進」(第1節)事業として、その施策の主たる所管である教育委員会組織の図書館部が「(1) 事業の概要」の記載のとおり各事業を遂行している。

また、公立図書館のみならず、児童・生徒の学校図書館活用の活性化を図るため、指導課により、教育センターにて学校図書館サポート事業を展開し、八王子市図書館と学校図書館との連携により学習資料の提供等を行っている。

さらに他の図書館との相互協力に関しては、ふれあい財団が管理する市民センター等にある地区図書室、八王子市地域大学図書館及び他市との連携強化事業を実施している。

## (3) 沿革

| 年 月          | 内 容                                            |
|--------------|------------------------------------------------|
| 昭和 48 年 11 月 | 移動図書館の巡回サービスの開始。巡回場所 17 か所                     |
| 昭和 53 年 9 月  | 3 号車まで増車し、巡回場所も 87 か所に増加                       |
| 昭和 60 年 1 月  | 中央図書館開館                                        |
| 平成 8 年 10 月  | 南大沢図書館開館                                       |
| 平成 9 年 4 月   | 川口図書館開館                                        |
| 平成 11 年 10 月 | 生涯学習センター図書館開館                                  |
| 平成 14 年 4 月  | 相模原市と相互利用開始                                    |
| 平成 15 年 3 月  | 「八王子市子ども読書活動推進計画」策定                            |
| 平成 16 年 3 月  | 「八王子市生涯読書活動推進計画」策定                             |
| 平成 16 年 6 月  | 「読書のまち八王子推進連絡会議」を設置                            |
| 平成 18 年 7 月  | 中央図書館北野分室開館                                    |
| 平成 19 年 10 月 | 町田市と相互利用開始                                     |
| 平成 20 年 4 月  | 京王線沿線 7 市図書館連携締結（八王子市、府中市、町田市、日野市、稲城市、調布市、多摩市） |

### Ⅲ 監査対象の概要

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 平成 20 年 8 月 | あきる野市と相互利用開始        |
| 平成 22 年 3 月 | 「第二次読書のまち八王子推進計画」策定 |
| 平成 23 年 4 月 | 図書館システムの更新          |

#### (4) 関係法令等

- ・ 図書館法
- ・ 学校図書館法
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・ 八王子市図書館条例及び施行規則
- ・ 八王子市図書館処務規則
- ・ 八王子市図書館資料館外個人貸出しに関する要綱
- ・ 八王子市図書館資料宅配事業実施要綱
- ・ 八王子市図書館資料収集要綱
- ・ 資料選定基準
- ・ 八王子市ブックスタート事業実施要綱
- ・ 読書のまち八王子推進連絡会議設置要綱
- ・ 八王子市図書館音訳資料作成事業実施要綱
- ・ 八王子市図書館対面朗読事業実施要綱
- ・ 八王子市図書館資料除籍要領
- ・ 八王子市図書館資料再利用実施要領

#### (5) 職員数等の推移

| 内 訳               | 平成 22 年度(人) | 平成 23 年度(人) | 平成 24 年度(人) |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|
| 職 員 数<br>(うち司書)   | 52<br>(17)  | 52<br>(16)  | 52<br>(20)  |
| 嘱 託 員 数<br>(うち司書) | 51<br>(51)  | 51<br>(51)  | 52<br>(52)  |
| 合 計               | 103<br>(68) | 103<br>(67) | 104<br>(72) |

### Ⅲ 監査対象の概要

#### (6) 図書館施設の概要

| 項 目            | 中央図書館                                      | 生涯学習<br>センター<br>図書館                        | 南大沢<br>図書館                                 | 川口図書館                                                        | 中央図書館<br>北野分室                                       |
|----------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 所 在 地          | 八王子市千<br>人町三丁目<br>3 番 6 号                  | 八王子市東<br>町 5 番 6 号                         | 八王子市南<br>大沢二丁目<br>27 番地                    | 八王子市川<br>口 町 3838<br>番地                                      | 八王子市北<br>野町 545 番<br>地 3                            |
| 開設年月日          | 昭和 60 年 1<br>月                             | 平成 11 年<br>10 月                            | 平成 8 年 10<br>月                             | 平成 9 年 4<br>月                                                | 平成 18 年 7<br>月                                      |
| 延 床 面 積        | 5,581.4 m <sup>2</sup>                     | 2,038.98 m <sup>2</sup>                    | 1,675 m <sup>2</sup>                       | 919.39 m <sup>2</sup>                                        | 301 m <sup>2</sup>                                  |
| 休 館 日          | 館内整理日<br>年末年始<br>特別整理期<br>間<br>システム点<br>検日 | 館内整理日<br>年末年始<br>特別整理期<br>間<br>システム点<br>検日 | 館内整理日<br>年末年始<br>特別整理期<br>間<br>システム点<br>検日 | 毎月第 2・4<br>月曜日<br>館内整理日<br>年末年始<br>特別整理期<br>間<br>システム点<br>検日 | 毎月第 2・4<br>月曜日<br>年末年始<br>特別整理期<br>間<br>システム点<br>検日 |
| 開 館 時 間        | 午前 10 時<br>～午後 7 時                         | 午前 10 時<br>～午後 7 時                         | 午前 10 時<br>～午後 7 時                         | 午前 10 時<br>～午後 5 時<br>(水・木曜<br>日は午後 7<br>時)                  | 午前 10 時<br>～午後 5 時<br>(水曜日は<br>午後 7 時)              |
| 視 聴 覚<br>資 料 数 | 56,091                                     | 15,443                                     | 13,243                                     | 10,390                                                       | 0                                                   |
| 所蔵資料数<br>計     | 921,803                                    | 288,296                                    | 214,654                                    | 143,614                                                      | 49,897                                              |
| 除 架 数          | 7,985                                      | 7,512                                      | 39                                         | 311                                                          | 700                                                 |
| 登 録 者 数        | 197,261                                    | 74,078                                     | 78,356                                     | 21,730                                                       | 5,697                                               |
| B D S          | 有                                          | 有                                          | 有                                          | 有                                                            | 無                                                   |

- ・所蔵資料数は、開架数と閉架数の合計である。
- ・除架数とは、除籍対象等利用頻度が限定された図書等、除架基準に基づいて開架書架から取り除かれた数量をいう。
- ・登録者数は、図書館利用のための登録者数であり、八王子市民のみならず他市民も含まれている。

### Ⅲ 監査対象の概要

- ・特別整理期間とは、所蔵している資料が決められたところに正しく配置されているかどうかを確認するため、定期的に蔵書の一斉点検を実施するための期間をいう。
- ・BDSとは、Book Detection Systemの略称であり、図書の盗難防止装置である。

上記市内5か所の図書館・分室では、館の特徴を生かした活動を行っている。以下のとおりである。

- ・中央図書館：郷土資料を重点的に所蔵している。
- ・生涯学習センター図書館：社会人や学生に重点を置いたサービスを中心としている。
- ・南大沢図書館：児童サービスを中心としている。
- ・川口図書館：地域の特色を生かした特別展を開催するなどのサービスを展開している。
- ・中央図書館北野分室（以下、「北野分室」という）：地域の主体的な関与による良さを生かし、「地域で暮らす高齢者と親子に優しい」図書館を目指した活動をしている。

#### （7）地域図書館等との連携事業

##### ① 八王子市地域と利用可能な図書館等

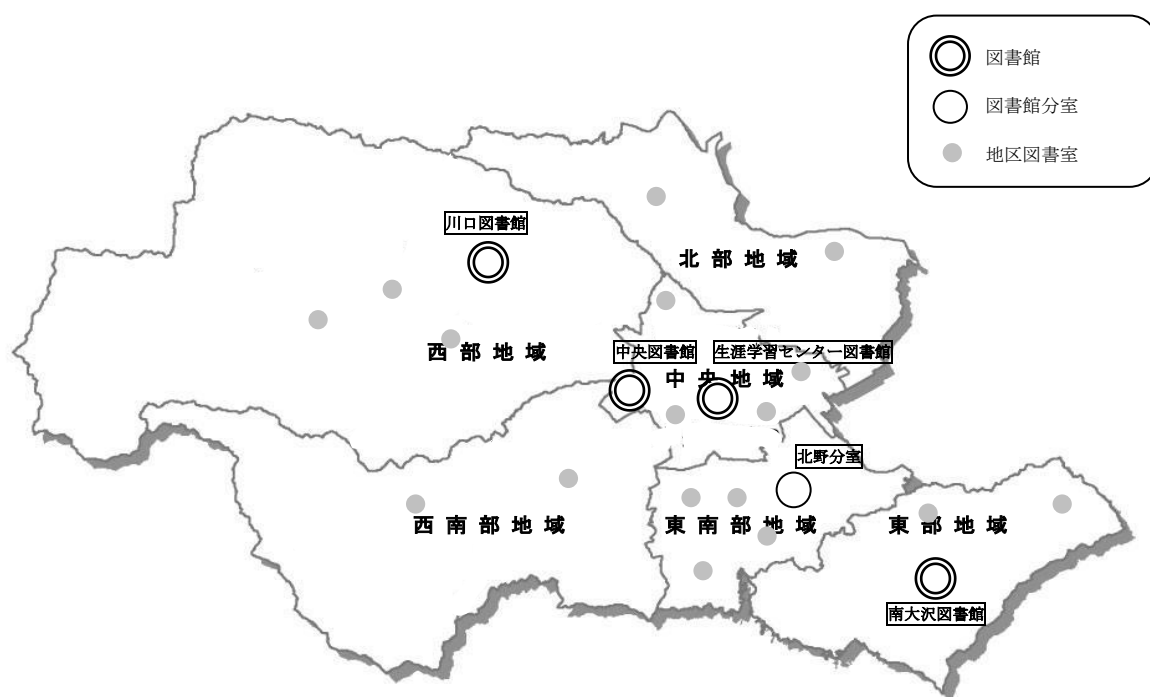
八王子市においては、公立図書館を含めて図書利用が可能な施設が以下のようにあり、学習の機会を確保している。

| 地 域       | 公立図書館                | 地区図書室                                               | 大学等図書館           |
|-----------|----------------------|-----------------------------------------------------|------------------|
| 中 央 地 域   | 中央図書館<br>生涯学習センター図書館 | 台町市民センター<br>子安市民センター<br>大和田市民センター<br>中野市民センター       | 工学院大学            |
| 北 部 地 域   | —                    | 石川市民センター<br>加住市民センター                                | 杏林大学<br>創価大学     |
| 西 部 地 域   | 川口図書館                | 元八王子市民センター<br>恩方市民センター<br>元八王子市民集会所                 | —                |
| 東 南 部 地 域 | 北野分室                 | 由井市民集会所<br>由井市民センター<br>由井市民センター<br>みなみ野分館<br>北野南部会館 | 東京工科大学<br>東京造形大学 |

### Ⅲ 監査対象の概要

| 地 域       | 公立図書館  | 地区図書室                   | 大学等図書館                                                 |
|-----------|--------|-------------------------|--------------------------------------------------------|
| 西 南 部 地 域 | —      | 浅川市民センター<br>横山南市民センター   | 拓殖大学<br>東京工業高等専門学校                                     |
| 東 部 地 域   | 南大沢図書館 | 由木中央市民センター<br>由木東市民センター | 多摩美術大学<br>東京薬科大学<br>中央大学<br>首都大学東京<br>帝京大学<br>帝京大学短期大学 |

- ・上記のほかに法政大学（町田市）、東京家政学院大学（町田市）及び明星大学（日野市）の各大学が利用可能となっている。
- ・地区図書室は、一般的な図書の貸出しやおはなし会が中心で、雑誌や新聞、調べものをする図書などは扱っていない。
- ・大学等図書館では、大学施設等の地域開放が進んでおり、八王子市域の8大学では登録制により図書の個人貸出を行っている。また、多くの大学図書館は、公共図書館発行の紹介状を持参することにより、所蔵資料の閲覧を認めているが、市民にとって公共図書館が所蔵していない専門書を身近な場所で閲覧できるよう、八王子市では手軽な手続きで大学図書館を利用できる仕組み作りを目指している。市の図書館（本館・分館）、図書館分室及び地区図書室の分布を図示すると以下のようなになる。



### Ⅲ 監査対象の概要

#### ② 他市との連携

平成 14 年 4 月に相模原市と図書館の相互利用協定を締結、平成 19 年 10 月に町田市、そして京王線沿線の 7 市（八王子・府中・調布・町田・日野・多摩・稲城）と「図書館連携に関する協定」を平成 20 年 4 月に締結している。さらに平成 20 年 8 月にはあきる野市と締結している。

#### ③ 学校図書館との連携

図書館部と指導課との連携により、平成 22 年 4 月より学校図書館サポート事業を開始している。具体的には、図書館部の協力を得て、指導課が学校図書館の蔵書のデータ化、司書教諭、サポーター、ボランティア等への研修等事業を実施している。

### （８）図書館事業に関する主な決算概要とその内容

#### 歳 出

##### ① 図書館施設の管理運営事業

読書や学習活動を支援するため、4 館 1 分室の図書館の管理運営及び図書などの資料の充実を図っていく事業である。

##### i. 中央図書館

（単位：千円）

| 歳 出 明 細   | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 需 用 費     | 16,068   | 15,371   | 15,710   |
| 役 務 費     | 663      | 630      | 608      |
| 委 託 料     | 11,065   | 11,291   | 11,048   |
| 工 事 請 負 費 | —        | 110      | 2,887    |
| 管理経費計     | 27,796   | 27,404   | 30,255   |
| 報 酬       | 54,544   | 54,645   | 53,762   |
| 共 済 費     | 6,911    | 7,134    | 7,521    |
| 賃 金       | 20,323   | 20,036   | 20,163   |
| 報 償 費     | 52       | 27       | 6        |
| 旅 費       | 206      | 244      | 230      |
| 需 用 費     | 43,937   | 39,992   | 31,282   |
| 役 務 費     | 4,643    | 948      | 789      |
| 委 託 料     | 9,507    | 23,055   | 4,197    |
| 使用料及び賃借料  | 9,265    | 5,531    | 5,363    |
| 原 材 料 費   | —        | 60       | 36       |
| 備 品 購 入 費 | —        | 589      | —        |

### Ⅲ 監査対象の概要

| 歳 出 明 細    | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 工 事 請 負 費  | 145      | —        | —        |
| 負担金補助及び交付金 | 32       | 38       | 48       |
| 運営経費計      | 149,570  | 152,303  | 123,401  |
| 中央図書館計     | 177,367  | 179,707  | 153,656  |
| 役 務 費      | 183      | 47       | 46       |
| 委 託 料      | 7,847    | 8,016    | 8,094    |
| 北野分室計      | 8,030    | 8,063    | 8,140    |
| 合 計        | 185,397  | 187,771  | 161,796  |

#### ii. 生涯学習センター図書館

(単位：千円)

| 歳 出 明 細    | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 報 酬        | 39,365   | 38,403   | 39,480   |
| 共 済 費      | 4,932    | 5,170    | 5,261    |
| 賃 金        | 12,440   | 12,757   | 12,852   |
| 旅 費        | 54       | 30       | 33       |
| 需 用 費      | 27,074   | 26,938   | 23,265   |
| 役 務 費      | 1,120    | 1,079    | 890      |
| 委 託 料      | 198      | 198      | 235      |
| 使用料及び賃借料   | 1,337    | 1,352    | 1,043    |
| 工 事 請 負 費  | 597      | 892      | —        |
| 備 品 購 入 費  | —        | 58       | —        |
| 原 材 料 費    | —        | —        | 18       |
| 負担金補助及び交付金 | 16       | 16       | 16       |
| 合 計        | 87,138   | 86,897   | 83,098   |

※ 施設維持管理経費は、生涯学習センターの管理運営経費として一括計上されている。

#### iii. 南大沢図書館

(単位：千円)

| 歳 出 明 細  | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 需 用 費    | 13,308   | 11,583   | 12,964   |
| 使用料及び賃借料 | 103,381  | 103,381  | 103,381  |
| 管理経費計    | 116,690  | 114,965  | 116,345  |
| 報 酬      | 20,194   | 20,183   | 19,399   |
| 共 済 費    | 2,617    | 2,672    | 2,876    |

### Ⅲ 監査対象の概要

| 歳 出 明 細         | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 賃 金             | 12,461   | 12,595   | 13,301   |
| 報 償 費           | 31       | 31       | 31       |
| 旅 費             | 15       | 36       | 27       |
| 需 用 費           | 13,284   | 12,641   | 10,740   |
| 役 務 費           | 705      | 612      | 591      |
| 委 託 料           | —        | —        | 263      |
| 使 用 料 及 び 賃 借 料 | 472      | 421      | 196      |
| 原 材 料 費         | —        | 20       | —        |
| 運営経費計           | 49,783   | 49,214   | 47,428   |
| 合 計             | 166,474  | 164,180  | 163,774  |

※ 南大沢図書館施設は、所有者との賃貸借契約のため、施設経費は「使用料及び賃借料」として計上されている。

#### iv. 川口図書館

(単位：千円)

| 歳 出 明 細         | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 需 用 費           | 9,502    | 8,645    | 9,402    |
| 役 務 費           | 318      | 268      | 278      |
| 委 託 料           | 7,988    | 8,027    | 6,782    |
| 原 材 料 費         | 68       | 7        | 12       |
| 管理経費計           | 17,878   | 16,948   | 16,475   |
| 報 酬             | 12,599   | 10,650   | 12,403   |
| 共 済 費           | 1,629    | 1,713    | 1,730    |
| 賃 金             | 3,955    | 5,457    | 4,100    |
| 旅 費             | 9        | 5        | 9        |
| 需 用 費           | 9,759    | 9,661    | 8,119    |
| 役 務 費           | 306      | 259      | 239      |
| 使 用 料 及 び 賃 借 料 | 29       | 22       | 59       |
| 運営経費計           | 28,289   | 27,769   | 26,662   |
| 合 計             | 46,167   | 44,718   | 43,137   |

※ 川口図書館は、川口やまゆり館として生涯学習センター、市民センターと一体としての市の複合施設であり、事務の効率化のためにそれら施設経費は図書館費として一括して計上されている。

### Ⅲ 監査対象の概要

#### ② 図書館システム管理運営事業

図書館システムは、平成 23 年度にシステムを更新した。当該システムにかかわる管理運営事業である。

(単位：千円)

| 歳 出 明 細       | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 役 務 費         | —        | 3,632    | 3,628    |
| 委 託 料         | 2,491    | 4,781    | 5,639    |
| シ ス テ ム 借 上 料 | 4,971    | 21,186   | 21,186   |
| 合 計           | 7,462    | 29,601   | 30,454   |

※ 平成 22 年度歳出は、旧システムが再リース期間に該当したため低額となっている。

#### ③ 読書のまち八王子推進事業

平成 22 年度から 26 年度までを計画期間とする、第二次読書のまち八王子推進計画に基づき、読書活動推進に関するさまざまな環境整備に取り組んでいる事業である。

(単位：千円)

| 歳 出 明 細                        | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|--------------------------------|----------|----------|----------|
| 子 ども 読 書 活 動 推 進               | 10,795   | 13,394   | 12,014   |
| 市 民 読 書 活 動 推 進                | 7,073    | 6,735    | 7,312    |
| 読 書 の ま ち 八 王 子<br>推 進 連 絡 会 議 | 185      | 170      | 87       |
| 合 計                            | 18,054   | 20,299   | 19,414   |

#### ④ 学校図書館サポート事業

平成 22 年度にスタートした学校図書館サポート事業は、指導課において学校図書館の活性化・充実化を目指して実施されている事業である。

学校図書館サポーターによる学校図書館読書指導員への指導や中央図書館との連携を行い、学校図書館の活性化を図っているものである。

(単位：千円)

| 歳 出 明 細 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 報 酬     | 4,856    | 4,848    | 4,908    |
| 共 済 費   | 648      | 661      | 682      |
| 報 償 費   | 14       | 85       | 101      |
| 需 用 費   | —        | 87       | 70       |

### Ⅲ 監査対象の概要

|                 |       |         |        |
|-----------------|-------|---------|--------|
| 委 託 料           | —     | 95,340  | 15,403 |
| 使 用 料 及 び 賃 借 料 | —     | —       | 2,247  |
| 合 計             | 5,519 | 101,023 | 23,414 |

#### ・ 巡回状況

巡回とは、教育センター内にスタッフを配置し、学校図書館活用重点校への巡回支援を行っているものである。

| 区 分   | 平成 22 年度 |       | 平成 23 年度 |       | 平成 24 年度 |       |
|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
|       | 校数       | 回数    | 校数       | 回数    | 校数       | 回数    |
| 小 学 校 | 21 校     | 185 回 | 21 校     | 192 回 | 19 校     | 120 回 |
| 中 学 校 | 6        | 33    | 7        | 75    | 13       | 128   |
| 合 計   | 27       | 218   | 28       | 267   | 32       | 248   |

#### ・ 読書指導員登録者数

読書指導員とは、児童・生徒の読書活動や図書室整備等を応援するスタッフであり、特別な資格を要しない。学校図書館サポーターによる研修の実施を行い、登録者を募っている。

| 区 分   | 平成 22 年度 |       | 平成 23 年度 |       | 平成 24 年度 |       |
|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
|       | 校数       | 人数    | 校数       | 人数    | 校数       | 人数    |
| 小 学 校 | 36 校     | 628 人 | 33 校     | 535 人 | 33 校     | 524 人 |
| 中 学 校 | 11       | 79    | 10       | 81    | 9        | 75    |
| 合 計   | 47       | 707   | 43       | 616   | 42       | 599   |

## 3-1. 文化の保存・継承事業－文化財課

### (1) 事業の概要

八王子市は、「八王子市文化財保護条例」第1条により、「八王子市の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする」ことから、教育委員会によって指定された文化財の保護・保存に関する事業、埋蔵文化財の調査事業等、八王子市の歴史をテーマとした郷土資料館の運営、文化関連施設の管理などの事業を行っている。

### (2) 生涯学習としての文化財課事業の位置づけ

八王子市は、周辺の都市に比べ歴史・文化的に数多くの遺産があり、それらの遺産に親しみ保存・継承していく環境を整えることが必要となっている。そのため市民が地域の歴史や文化に日頃から愛着と誇りを持ち、保存・活用を図りながら、地

域の伝統文化・芸能を次代に継承していける環境づくりを目指すことが八王子市の基本構想とされている。

「八王子ゆめおりプラン」において、都市像の一つとしてとして「だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまち」（第3編）を掲げ、その実現のため基本施策「文化の継承・創造」（第3章）を定め、そして「文化の保存・継承」（第2節）の施策へと展開している。

その施策の主たる所管として、文化財課が「（1）事業の概要」の記載のとおり各事業を遂行している。

### （3）沿革

|             |                                                                                          |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 42 年 4 月 | 東京オリンピック開催記念事業の 1 つとして、八王子市郷土資料館を開館。八王子市郷土資料館条例及び八王子市郷土資料館条例施行規則を制定                      |
| 昭和 45 年 9 月 | 中田遺跡公園を設置。八王子市中田遺跡公園条例及び八王子市中田遺跡公園条例施行規則を制定                                              |
| 昭和 56 年 8 月 | 社会教育部社会教育課社会教育係の社会教育係と文化財係への改組により、社会教育課文化財係を設置                                           |
| 平成 2 年 3 月  | 絹の道資料館を開館。八王子市絹の道資料館条例及び八王子市絹の道資料館条例施行規則を制定                                              |
| 平成 12 年 4 月 | 社会教育課文化財係の廃止。社会教育課文化財係の事務のうち、文化財保護審議会事務と文化財保護法に係る許認可事務を社会教育課社会教育係に移管し、文化財保護関連事務を郷土資料館に統合 |
| 平成 13 年 7 月 | 社会教育課社会教育係を廃止し、社会教育課社会教育担当と社会教育課文化財担当に改組                                                 |
| 平成 15 年 8 月 | 社会教育部を生涯学習スポーツ部に改称。社会教育課文化財担当と郷土資料館を統合して文化財課とし、文化財課に文化財担当と郷土資料館担当を設置                     |

### （4）関係法令等

- ・ 文化財保護法・施行令
- ・ 博物館法・施行規則
- ・ 八王子市文化財保護条例・施行規則
- ・ 八王子市絹の道資料館条例・施行規則
- ・ 八王子市中田遺跡条例・施行規則
- ・ 八王子市国史跡八王子城跡ガイダンス施設条例

- ・ 八王子市郷土資料館条例・施行規則
- ・ 八王子市博物館協議会条例・施行規則
- ・ 八王子市文化財保護審議会開催要綱
- ・ 八王子市文化財管理公開謝礼金支給要綱
- ・ 八王子市文化財保存活用等推進事業補助金交付要綱
- ・ 国史跡八王子城跡整備専門委員会設置要綱

## (5) 職員数等推移

### ① 文化財課（郷土資料館除く）

| 区 分   | 平成 22 年度(人) | 平成 23 年度(人) | 平成 24 年度(人) |
|-------|-------------|-------------|-------------|
| 職 員   | 8           | 8           | 7           |
| 嘱 託 員 | 4           | 4           | 5           |
| 合 計   | 12          | 12          | 12          |

嘱託員は、文化財の保護普及活動等の事務を担当する嘱託員 3 人（平成 23 年度までは 2 人、平成 24 年度に職員から嘱託員となった者が 1 人）及び八王子城跡の施設管理作業に従事する嘱託員 2 人である。文化財の保護普及活動等の事務を担当する嘱託員は、すべて学芸員資格保有者である。

### ② 郷土資料館

| 区 分   | 平成 22 年度(人) | 平成 23 年度(人) | 平成 24 年度(人) |
|-------|-------------|-------------|-------------|
| 職 員   | 4           | 4           | 4           |
| 嘱 託 員 | 5           | 5           | 5           |
| 合 計   | 9           | 9           | 9           |

嘱託員は、展示品や図書資料の管理や郷土資料の普及活動等の事務を担当する嘱託員 5 人であり、すべて学芸員資格保有者である。

臨時職員も学芸員資格保有者であり、職員及び嘱託員が担当する業務の補助を行っている。

## (6) 施設概要

| 項 目   | 八王子市郷土資料館     | 絹の道資料館          | 中田遺跡公園           | 八王子城跡ガイダンス施設           |
|-------|---------------|-----------------|------------------|------------------------|
| 所 在 地 | 八王子市上野町 33 番地 | 八王子市鎌水 989 番地 2 | 八王子市中野山王三丁目 12 番 | 八王子市元八王子町三丁目 2664 番地 2 |

### Ⅲ 監査対象の概要

| 項 目     | 八王子市郷土資料館                                              | 絹の道資料館                                                                            | 中田遺跡公園                                       | 八王子城跡ガイダンス施設        |
|---------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------|
| 開 館 時 間 | 午前 9 時から<br>午後 5 時                                     | 午前 9 時から<br>午後 5 時 (3 月<br>から 10 月)<br>午前 9 時から<br>午後 4 時 30 分<br>(11 月から 2<br>月) | 午前 9 時から<br>午後 4 時                           | 午前 9 時から<br>午後 5 時  |
| 休 館 日   | 月曜日(祝日の<br>場合は翌火曜)<br>年 末 年 始<br>(12/29～1/3)<br>館内整理日等 | 月曜日(祝日の<br>場合は翌火曜)<br>年 末 年 始<br>(12/29～1/3)                                      | 月曜日(祝日の<br>場合は翌火曜)<br>年 末 年 始<br>(12/29～1/3) | 年末年始<br>(12/29～1/3) |
| 入 館 料   | 無料                                                     | 無料                                                                                | 無料                                           | 無料                  |

#### (7) 文化財課事業の主な決算概要とその内容

##### 歳 出

##### ① 文化財保護普及事業

文化財保護普及事業は、主として埋蔵文化財調査事業と埋蔵文化財保護事業である。埋蔵文化財調査事業は、埋蔵文化財の有無とその規模を確認する事業であり、埋蔵文化財保護事業は、開発や建設工事に伴う文化財の滅失・破損を防ぐための事業である。

(単位：千円)

| 歳 出 明 細         | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 埋 蔵 文 化 財 調 査   | 10,454   | 10,972   | 6,008    |
| 埋 蔵 文 化 財 保 護   | 6,069    | 17,332   | 5,997    |
| 文 化 財 保 護 審 議 会 | 346      | 465      | 564      |
| 文 化 財 普 及 活 用   | 3,048    | 2,962    | 5,509    |
| 合 計             | 19,918   | 31,731   | 18,079   |

##### ② 文化財保存活用推進事業

文化財保存活用推進事業は、市指定有形文化財である山車・山車人形・神輿などの修理費用や、保管庫の地代に対して補助を行い、文化財の保存・活用を推進する事業である。

### Ⅲ 監査対象の概要

#### 有形文化財

(単位：千円)

| 内 容              | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------------|----------|----------|----------|
| 文化財活用推進事業<br>補助金 | 5,772    | 4,867    | 4,587    |
| 件 数              | 10 件     | 9 件      | 7 件      |

#### ③ 国史跡八王子城跡保存整備事業

国史跡八王子城跡ガイダンス施設の管理人報酬や除草等の委託による維持管理及び整備活用計画に基づく史跡整備事業である。

(単位：千円)

| 歳 出 明 細          | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------------|----------|----------|----------|
| 国史跡八王子城跡<br>土地取得 | 18,932   | 37,362   | —        |
| 国史跡八王子城跡<br>維持管理 | 11,590   | 11,298   | 14,327   |
| 国史跡八王子城跡<br>整備活用 | 118,834  | 198,935  | 182,530  |
| 合 計              | 149,357  | 247,596  | 196,857  |

#### ④ 文化財関連施設維持管理事業

文化財関連施設維持管理事業は、市指定史跡「絹の道」と生糸商人屋敷跡に建設した絹の道資料館の維持管理事業及び復元された古墳時代の住居跡がある中田遺跡の維持管理・公開事業である。

(単位：千円)

| 歳 出 明 細                 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------------------|----------|----------|----------|
| 市史跡絹の道・絹の道史跡<br>資料館維持管理 | 4,358    | 4,819    | 4,554    |
| 市史跡中田遺跡公園<br>維持管理       | 4,319    | 2,885    | 2,655    |
| 合 計                     | 8,677    | 7,705    | 7,209    |

#### ⑤ 伝統芸能の保存・継承事業

郷土の伝統芸能を保存・継承するため、八王子車人形と民俗芸能の公演を開催する事業である。また、都の無形文化財に指定されている 2 団体「八王子車人形」と「説経浄瑠璃」に対し、補助事業を行っている。

### Ⅲ 監査対象の概要

(単位：千円)

| 歳 出 明 細                        | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|--------------------------------|----------|----------|----------|
| 八 王 子 車 人 形 と<br>民 俗 芸 能 の 公 演 | 1,692    | 1,738    | 1,700    |
| 文化財保存伝承活用<br>補 助 金             | 330      | 330      | 330      |
| 合 計                            | 2,022    | 2,068    | 2,030    |

#### ⑥ 郷土資料館管理運営事業

郷土資料館管理運営事業は、郷土資料館の施設維持管理を行い、展示品・収蔵品の保管・活用、さらに常設展のほか、特別展等により郷土の歴史の研究と普及を推進する事業である。

(単位：千円)

| 歳 出 明 細           | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|
| 郷 土 資 料 館 施 設 管 理 | 5,898    | 5,555    | 5,524    |
| 郷 土 資 料 館 運 営     | 39,959   | 25,648   | 19,705   |
| 合 計               | 45,858   | 31,204   | 25,229   |

### 3-2. 文化の保存・継承事業－こども科学館

#### (1) 事業の概要

こども科学館は、「八王子市こども科学館条例」第1条において、「子どもの科学に関する知識の普及及び啓発を図り、もつて次代を担う創造性豊かな子どもの育成に寄与するため」に設置されたものである。

第4条において、以下の事業を行うこととされている。

- ・ 科学に関する資料及び装置を展示し、並びに利用に供すること。
- ・ プラネタリウムその他の投影装置による天体運行等の投影に関すること。
- ・ 科学に関する実習及び講習会等の開催に関すること。
- ・ その他科学に関し教育委員会が必要と認める事業。

#### (2) 生涯学習事業としてのこども科学館事業の位置づけ

天文や宇宙に関する学習機会を与え、基礎物理を中心とした展示物の操作により、科学の原理や応用について、さらに、各種の科学教室の開催により、自ら科学を体験し、学習する機会を提供することにある。

(3) 沿革

|              |                                                       |
|--------------|-------------------------------------------------------|
| 昭和 63 年 12 月 | 八王子市こども科学館条例及び施行規則公布                                  |
| 平成元年 1 月     | こども科学館開館                                              |
| 平成 6 年 7 月   | 入館料・プラネタリウム観覧料値上げ（大人：500 円から 700 円、子ども：200 円から 250 円） |
| 平成 13 年 8 月  | サイエンスドーム八王子命名                                         |
| 平成 19 年 7 月  | 八王子市博物館協議会発足                                          |
| 平成 20 年 3 月  | プラネタリウム更新                                             |
| 平成 21 年 3 月  | こども科学館基本計画作成                                          |
| 平成 23 年 4 月  | 小学 6 年生の校外授業支援のためのバス借上事業開始                            |
| 平成 25 年 8 月  | ネーミングライツ「コニカミノルタサイエンスドーム」スタート                         |

(4) 関係法令等

- ・ 八王子市こども科学館条例・施行規則
- ・ 八王子市こども科学館処務規則
- ・ 八王子市こども科学館新規展示物制作業者選定委員会設置要綱

(5) 職員数等の推移

| 区 分   | 平成 22 年度(人) | 平成 23 年度(人) | 平成 24 年度(人) |
|-------|-------------|-------------|-------------|
| 職 員   | 6           | 6           | 6           |
| 嘱 託 員 | 3           | 3           | 3           |
| 合 計   | 9           | 9           | 9           |

嘱託員は全員、科学指導員「サイエンス・ナビゲーター」である。

(6) こども科学館施設概要

|      |                                                                                                                                               |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地  | 八王子市大横町 9 番 13 号                                                                                                                              |
| 休館日  | 毎週月曜日（月曜日が祝祭日の場合、その翌日、翌々日）<br>年末年始、その他番組入れ替え期間                                                                                                |
| 開館時間 | 春休み・夏休み・冬休み期間 午前 10 時から午後 5 時まで<br>（上記期間以外）<br>火曜日から金曜日 一般⇒正午から午後 5 時（※午前 9 時から正午は団体専用）<br>土曜・日曜・祝日・休日・10 月 1 日（都民の日）⇒一般・団体ともに午前 10 時から午後 5 時 |

### Ⅲ 監査対象の概要

|            |                                                       |             |            |
|------------|-------------------------------------------------------|-------------|------------|
| 施設         | プラネタリウム<br>1 階展示室<br>2 階展示室<br>図書コーナー<br>オリエンテーションホール |             |            |
| 入館料        | (個人利用)                                                | こども 100 円   | 大人 200 円   |
|            | (団体利用)                                                | こども 80 円    | 大人 160 円   |
|            | (年間利用券)                                               | こども 1,000 円 | 大人 2,000 円 |
| プラネタリウム観覧料 | (個人利用)                                                | こども 150 円   | 大人 500 円   |
|            | (団体利用)                                                | こども 120 円   | 大人 400 円   |
|            | (年間利用券)                                               | なし          |            |

#### (7) こども科学館事業の決算概要とその内容

##### 歳 出

##### ① 校外活動の支援事業

校外活動の支援事業は、理科の学習指導要領に沿った番組の提供を行い、徒歩で来館することが困難な学校について、小中学校の児童・生徒がプラネタリウム学習で来館するためのバスの借上を行っている事業である。

(単位：千円)

| 内 訳       | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 車 両 借 上 料 |          |          |          |
| 小学校       | 2,289    | 3,778    | 3,864    |
| 中学校       | 535      | 602      | 436      |
| 合 計       | 2,824    | 4,381    | 4,300    |

##### ② こども科学館管理運営事業

子どもの科学に関する知識の普及・啓発を図るためのこども科学館を運営管理する事業及び博物館協議会の委員報酬である。

(単位：千円)

| 歳 出 明 細    | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| こども科学館管理運営 | 27,016   | 25,966   | 25,708   |
| 博物館協議会委員経費 | 333      | 442      | 392      |
| 合 計        | 27,349   | 26,408   | 26,101   |

③ プラネタリウム等運営事業

プラネタリウムの投影、参加体験型展示物の展示、科学工作教室・科学実験ショー・星空観望会等各種講座を開催し、来館者に天文や科学について普及を行う事業である。

(単位：千円)

| 歳 出 明 細         | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 報 償 費           | 1,024    | 1,011    | 959      |
| 需 用 費           | 6,031    | 6,427    | 5,715    |
| 役 務 費           | 75       | 77       | 77       |
| 委 託 料           | 37,133   | 37,343   | 35,457   |
| 使 用 料 及 び 賃 借 料 | 47,423   | 47,300   | 47,294   |
| 合 計             | 91,687   | 92,159   | 89,503   |

## 第 4. 生涯学習推進施策の事業評価について

### 1. 事業評価の意義

生涯学習推進事業については、「Ⅲ 監査対象の概要」の「第 2. 生涯学習プランの内容」（9頁参照）の体系図で記載したように、生涯学習プランによって具体的な施策の展開がなされている。そのプランの実現に向け生涯学習を推進していく視点で生涯学習推進本部及び生涯学習審議会の機能を効果的に活かし、事業評価を実施している。生涯学習推進本部及び生涯学習審議会の概要は以下のとおりである。

#### (1) 生涯学習推進本部

八王子市生涯学習推進本部設置要綱に基づいて平成5年3月に設置された。

##### ① 目的

生涯学習の振興に関する行政施策を総合的に促進するため。

##### ② 所管事項

- ・ 生涯学習推進計画の策定及び実施に関すること
- ・ 生涯学習に係る諸施策の協議及び総合調整に関すること
- ・ その他、生涯学習の推進に係る重要事項に関すること

##### ③ 会議

本部長（生涯学習スポーツ部を担当する副市長）が必要に応じて招集する。

##### ④ 組織

本部の組織は、本部長（生涯学習スポーツ部を担当する副市長）、副本部長（教育長）及び本部員（各担当所管部長等）から構成される。

#### (2) 生涯学習審議会

八王子市生涯学習審議会条例に基づいて平成 19 年 3 月に設置された。

##### ① 目的

市民の生涯学習の振興を図るため。

##### ② 所管事項

- ・ 生涯学習の振興に関する計画の立案に関すること
- ・ 生涯学習に関する施策及び事業の評価に関すること
- ・ 前 2 号に掲げるもののほか、生涯学習の振興に関すること

##### ③ 会議

審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

##### ④ 組織

審議会は、教育委員会が委嘱する委員 16 人以内をもって組織する。

#### 2. 事業評価のプロセスと結果

事業評価は、毎年 5 月から実施され、翌年の 2 月に公表されることになっている。

評価のプロセスは以下のとおりである。

- (1) 生涯学習審議会において評価シート作成
- (2) 各所管に事業評価を照会、回答入手
- (3) 生涯学習推進本部事務局（生涯学習政策課）にて各施策の展開について評価
- (4) 生涯学習審議会において評価及び意見聴取
- (5) 生涯学習推進本部に報告及び意見聴取
- (6) 評価結果の公表

評価項目は、生涯学習プランにおいて展開されている施策が対象となっている。

上記 2. (2) の生涯学習関連事業の平成 22 年度及び 23 年度の評価において、今回の監査対象項目のうち「A、B」以外（要改善項目）の評価項目数及び評価理由・対応は以下のとおりである（平成 24 年度の評価シートは現在作成中である）。

### Ⅲ 監査対象の概要

| 推進の<br>柱番号<br>―施策<br>の展開<br>番号<br>(9 頁参<br>照) | 所 管             | 22 年度<br>評価 |   | 23 年度<br>評価 |   | 摘 要                                              |
|-----------------------------------------------|-----------------|-------------|---|-------------|---|--------------------------------------------------|
|                                               |                 | C           | D | C           | D |                                                  |
| 1―①                                           | 南大沢図書館          | ―           | ― | 2           | ― | 平成 23 年度においては、おはなし会の参加人数の減少のため評価が下がった。           |
| 〃                                             | 生涯学習センタ<br>ー図書館 | ―           | 2 | ―           | ― | 平成 22 年度においては事業実績がなかったため 23 年度は廃止とした。            |
| 〃                                             | 学習支援課           | ―           | ― | 1           | 1 | 東日本大震災影響のため評価が下がった。平成 23 年度において D 項目は他事業と統合した。   |
| 〃                                             | 生涯学習政策課         | ―           | ― | 1           | ― | 子どものサタデースクールへの参加が縮小したため、平成 24 年度より放課後子ども教室と統合した。 |
| 2―①                                           | 生涯学習政策課         | 2           | ― | 2           | ― | 平成 23 年度は開放教室の利用人数が減少及び放課後子ども教室が目標校数に達成しなかった。    |
| 2―④                                           | 中央図書館           | 2           | 1 | ―           | ― | 22 年度において達成できなかった事業が、いずれも改善した。                   |
| 〃                                             | 南大沢図書館          | ―           | ― | 3           | ― | 平成 23 年度は、おはなし会、高校生ボランティア、職場体験など、参加者数が減少した。      |
| 〃                                             | 生涯学習センタ<br>ー図書館 | ―           | 1 | ―           | ― | 新システムの活用により改善した。                                 |
| 4―①                                           | 生涯学習政策課         | ―           | ― | 1           | ― | 平成 23 年度はフェスティバルの参加者数が減少した。                      |

### Ⅲ 監査対象の概要

また、生涯学習プランの施策のうち、重点施策（7項目）の平成22年度及び23年度の評価結果については以下のとおりである（24年度の評価結果は現在作成中である）。

| 施策の展開                |                    | 所管評価（％）      |              |              |              |              |              |              |              | 事務局<br>評価    |              |
|----------------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 施策の柱                 | 施策の展開              | A            |              | B            |              | C            |              | D            |              | 22<br>年<br>度 | 23<br>年<br>度 |
|                      |                    | 22<br>年<br>度 | 23<br>年<br>度 | 22<br>年<br>度 | 23<br>年<br>度 | 22<br>年<br>度 | 23<br>年<br>度 | 22<br>年<br>度 | 23<br>年<br>度 |              |              |
| 個性を生かした学習機会の充実       | ①市の提供事業の充実         | 47           | 62           | 47           | 29           | 3            | 5            | 3            | 4            | B            | A            |
| 身近な学習拠点の有効活用と連携      | 生涯学習施設を活用した生涯学習の推進 | 27           | 30           | 55           | 30           | 18           | 20           | —            | 20           | B            | B            |
| 生涯学習活動への支援と協働による学習活動 | ①生涯学習活動への支援        | 75           | 70           | 12           | 30           | 13           | —            | —            | —            | A            | A            |
|                      | ②連携・協働する機会の拡充      | 71           | 62           | 29           | 13           | —            | 25           | —            | —            | A            | A            |
| 成果を实践する機会の拡充         | 地域で活動するための環境の整備    | 64           | 64           | 22           | 29           | —            | 7            | 14           | —            | A            | A            |
| 社会的条件の整備             | 人材の育成支援            | 39           | 58           | 56           | 42           | 1            | —            | 4            | —            | B            | A            |
| 情報収集と提供のしくみづくり       | わかりやすい生涯学習情報の収集と提供 | 80           | 67           | 20           | 33           | —            | —            | —            | —            | A            | A            |

パーセント数値は、総対象事業数のうち、ランク付けされた数の比率を示している。

（A：達成できた。B：ほぼ達成できた。C：あまり達成できなかった。D：達成できなかった。）

上記評価結果から、平成23年度は平成22年度に比較し概ね評価は改善されており、生涯学習事業に関するPDCAサイクルは適正に実施されていると思われる。

### 3. 行政評価のプロセスと結果

PDCAサイクルの有効な運用のため、八王子市では、上記の生涯学習推進事業評価プロセスの他に、行政評価を実施している。

### Ⅲ 監査対象の概要

行政評価は、「八王子ゆめおりプラン」において施策に対する指標と目標値を設定していることから、これと連携して実施することにより、当プランの進行管理を図っていくものである。そのため基本計画の施策を評価する「施策評価」、毎年度の予算編成に反映させるための「細事業評価」、そしてこれらの施策評価と細事業評価を連動させるために、細事業を束ねる中事業を評価する「事務事業評価」を実施することで「施策—事務事業—細事業」を有機的に連携させ、「八王子ゆめおりプラン」の実現に向けた行政活動の検証をより円滑に行っている。

当評価は、平成 15 年度より本格導入し、施策・事業を担当している部署による評価、庁内評価及び外部評価委員会により実施されてきた。その実施方法は、各年度において評価手法及び評価対象項目を適宜変更して行われている。

そのような評価の観点から、平成 24 年度実績に対する平成 25 年度の行政評価は、「八王子ゆめおりプラン」最終年度にあたることから、改めて事業の実施目的及び現在においての目的の妥当性を確認するとともに、事業の実施手段の最適性及び効率性を検証し、新基本計画「八王子ビジョン 2022」の実施計画への展開を考慮に入れた評価を行っている。

平成 25 年度の生涯学習の推進に関する事業の評価結果は以下のとおりである。

| 都市像                      | 基本施策／施策名            | 事務事業名            | 平成 24 年度実績 |
|--------------------------|---------------------|------------------|------------|
|                          |                     |                  | 目的達成度      |
| だれもがいつでも多様に学び豊かな心を育む生涯学習 | 豊かな心を育む生涯学習／生涯学習の推進 | ・生涯学習の振興         | A          |
|                          |                     | ・市民大学の運営         | B          |
|                          |                     | ・読書のまち八王子推進      | B          |
|                          |                     | ・生涯学習センター管理運営    | A          |
|                          |                     | ・図書館管理運営         | B          |
|                          |                     | ・生涯学習支援システム管理運営  | B          |
|                          |                     | ・姫木平自然の家管理運営     | A          |
|                          | 文化の継承・創造／文化の保存・継承   | ・史跡・文化財の保存管理及び活用 | A          |
|                          |                     | ・郷土資料館管理運営       | B          |
|                          |                     | ・伝統芸能の保存・継承      | B          |
|                          |                     | ・こども科学館管理運営      | A          |
|                          |                     | ・自然科学資料の保存管理及び活用 | B          |

上表のように、生涯学習の推進に関する事業評価は、「B」以上の評価がされており、一定以上の成果が得られているものと判断できる。

#### 5. 今後の展開

今後の展開として、市は上記「八王子ゆめおりプラン」に基づく現行の生涯学習プランが終了するため、「八王子ビジョン 2022」の理念に合致する平成 26 年度からの新生涯学習プランの策定に向けて、生涯学習審議会への諮問やパブリックコメントの実施を行っていく予定である。

## IV 監査結果の指摘及び意見

監査結果の指摘及び意見については、監査対象とした事業別に区分して記載している。監査対象全体を通した監査の結果については、「第1．総括」に記載している。

「指摘」とは、財務に関する事務の執行等において、違法または不当等があるなど是正・改善を求めるものである。

「意見」とは、財務に関する事務の執行等において、違法・不当等には該当しないが、今後の組織運営上の観点から改善が望まれるものである。

「措置済事項」とは、「指摘」あるいは「意見」に該当する事案のうち、本報告書作成前に改善されたものである。

実施した監査手続の概要については、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第3．主な監査手続」に記載している。

### 第1．総括

#### 1．監査対象とした事業の全体的評価

##### (1) 監査対象事業について

市は、平成22年3月に「八王子生涯学習プラン（市民と地域が主役の生涯学習～この街で まなぶ いかす つながる～）」を策定し、現在さまざまな施策を推進中である。これは、「八王子ゆめおりプラン」の6つの都市像の一つである「だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまち」を実現するために、いつでも、どこでも、だれでもが主体的に学ぶことができ、その学習成果を様々な場でいかすことができる、すべての市民が生涯にわたって心豊かな人生を送るための生涯学習社会の実現をめざしたものである。

市が、この「八王子生涯学習プラン」に則って実施している生涯学習に関するそれぞれの事業についての全体的な評価は、以下のとおりである。

- ① 市は、生涯学習の推進のため生涯学習施設の提供及び様々な学習機会の提供を行っており、これによって市民は様々な学習の機会を得ることができ、また知識の共有や情報等の発信も得ることが可能となっている。このような市の学習施設の提供や学習機会の充実に対する積極的な姿勢は評価に値する。しかしながら、生涯学習は究極的には市民自ら実践するものであり、行政の役割はそれをどのように支援するかということにあるため、昨今の限られた予算をどのような事業に配分するのが最も効果的か見定めて執行していくことが肝要である。この意味では、効果的な資源の配分が今後も重要な課題となってくると考えられる。

- ② 市は、公共図書館を設置運営するだけでなく、市民センター等にある地区図書室との連携、大学等の図書館の利用、さらには他市の公共図書館との相互利用など、市民に対してよりよい読書環境等を提供することを常に前向きに検討していることは評価すべきである。しかしながら、市の図書館事業全体のあり方に関する考察・検討や蔵書数の増加と所蔵能力の限界に関する問題など、検討すべき課題は少なくない。積極的な対応が望まれる。
- ③ 八王子市には多数の歴史的史跡や文化財が存在する。市は、これらの文化財等を発掘し保護するために、様々な事業を行っている。市は、既に多数の文化財等を保有しており、また、今後も発掘調査や寄贈などにより増加する可能性が高い。これらの文化財等を保存・活用するためには、今後さらに多くの展示場や保管場所が必要となることが予想される。昨今の厳しい予算の中で、貴重な文化財等をどのように保護・活用していくか、速やかにその方策を検討することが望まれる。

## (2) 行政コスト計算

現状、市の行政コストの計算は市全体でのみ実施されており、事業別には実施されていない。生涯学習は、本来、市民が主体的・自発的に行うものであり、行政はそれをどのように、また、どの程度サポートしていくかが重要な視点だと考える。今後も急激に財政状況が好転するとは予想しにくく、予算規模も厳しい状況が続くと予想されるなか、どの事業にどの程度のコストがかかっているかを把握することは、極めて重要な意義がある。すなわち、事業別にコストを把握することで、それが必要な事業の峻別に役立ち、ひいては事業の計画や予算の策定に役立つことになる。また、事業別のコストを示すことにより、市民は予算執行の結果をより具体的に把握することができ、これにより市の説明責任も十分に果たされることになる。

特に、生涯学習に関する事業については、事業の性質上、主要なコストを占めると想定される正規職員の人件費が、現状では各事業に配分されておらず、生涯学習総務費として一括計上されている。生涯学習総務費には、生涯学習政策課、学習支援課、図書館部、文化財課及びこども科学館のすべての人件費が含まれてしまっている。そのため、生涯学習に関する個々の事業にどれだけのコストがかかっているか把握できない。

職員は他事業への応援をすることもあり、また、建物を共同で使用している場合などもあり、事業ごとのコストを精緻に計算することが極めて困難であることは理解できる。しかし、事業の計画の策定に役立つ情報や事業の成果に対応するコストは市民が理解するために重要な情報である。従って、事業に共通するコストを一定

の基準により各事業に配賦するなどの方法によって計算することを否定するものではない。

事業ごとの行政コスト計算の実施を早急に検討し、生涯学習事業を推進するための優先度を図るべきと考える。このことは、指定管理者制度の検討の一助ともなるう。

### (3) 事業の評価について

市の生涯学習に関する事業は多岐にわたっているが、各所管部課は詳細な事業ごとにその評価を行い、生涯学習審議会等から意見を聴取し、その「生涯学習推進施策の評価結果」をホームページに開示している。所管部課はその評価結果を踏まえて今後の計画の策定に役立てており、PDCAサイクルを実践していることは評価できる。また、市は、「八王子ゆめおりプラン」の進行管理を図っていくことを目的として、行政評価を実施し、その評価結果を「行政評価報告書」としてホームページに開示している。

以上のように、市は評価結果をホームページにより積極的に開示することで市民に対して事業の実施状況を説明しており、一定の説明責任を果たしている。しかしながら、評価は概して評価者に依存する傾向が強く、また、評価の視点が異なることもあるから、別個の評価で類似の項目を評価しているケースや類似の評価項目の評価結果が評価ごとに異なる場合があるなど、評価内容によっては市民の理解を混乱させる可能性も考えられる。各評価の関係を整理して開示するなど市民目線に立った開示の方法等を検討されたい。

## 2. 指摘、意見及び措置済事項の一覧

「1. 監査対象とした事業の全体的評価」の前提となった個別の指摘、意見及び措置済事項の一覧は表1のとおりである。

表1

| 事業の内容                       | 区 分    |        |             | 頁  |
|-----------------------------|--------|--------|-------------|----|
|                             | 指<br>摘 | 意<br>見 | 措<br>置<br>済 |    |
| 1. 生涯学習事業に関する事務の執行について      |        |        |             |    |
| 生涯学習スポーツ部生涯学習政策課            |        |        |             |    |
| (1) 青少年海外派遣基金・青少年海外交流事業について |        |        |             |    |
| ① 青少年海外派遣基金の有効活用について        |        | ○      |             | 53 |
| (2) 生涯学習の振興事業について           |        |        |             |    |
| ① 学習支援委員のモニタリングについて         |        | ○      |             | 55 |
| (3) 放課後子ども教室事業に関する事項について    |        |        |             |    |
| ① 放課後子ども教室の推進について           |        | ○      |             | 59 |
| (4) 成人式事業について               |        |        |             |    |
| ① 出席率の公表方法について              |        | ○      |             | 61 |
| (5) 姫木平自然の家管理事業に関する事項について   |        |        |             |    |
| ① 指定管理者に対するモニタリング方法について     |        | ○      |             | 69 |
| ② 指定管理者の現金管理方法について          |        | ○      |             | 69 |
| ③ 指定管理者の預金管理方法について          |        | ○      |             | 69 |
| ④ 共通販管費配賦について               |        | ○      |             | 70 |
| 生涯学習スポーツ部学習支援課              |        |        |             |    |
| (1) 管理運営事業について              |        |        |             |    |
| ① 市民センターとの役割分担について          |        | ○      |             | 83 |
| ② 使用料金の定期的な見直しについて          |        | ○      |             | 84 |
| ③ 利用者世代の把握及び夜の使用料について       |        | ○      |             | 84 |
| ④ 施設の利用状況の把握と見直しについて        |        | ○      |             | 85 |
| ⑤ 16ミリ映写機及びフィルムの活用について      |        | ○      |             | 85 |
| ⑥ 現金実査記録の保存について             |        |        | ○           | 85 |
| ⑦ 備品の管理について                 |        |        | ○           | 86 |

# IV 監査結果の指摘及び意見

| 事業の内容                            | 区 分 |    |     | 頁   |
|----------------------------------|-----|----|-----|-----|
|                                  | 指摘  | 意見 | 措置済 |     |
| (2) 講座開設事業について                   |     |    |     |     |
| ① 自主講座の有効活用について                  |     | ○  |     | 88  |
| (3) 施設予約システム管理運営事業について           |     |    |     |     |
| ① 利用者登録の確認について                   |     | ○  |     | 89  |
| 市民活動推進部学園都市文化課                   |     |    |     |     |
| (1) 八王子学園都市大学の管理運営業務について         |     |    |     |     |
| ① より効果的なモニタリングの実施について            |     | ○  |     | 92  |
| 2. 図書館事業に関する事務の執行について            |     |    |     |     |
| 図書館の設置及び運営について                   |     |    |     |     |
| (1) 図書館の設置について                   |     |    |     |     |
| ① 現況分析とそれに基づく設置方針の考察について         |     | ○  |     | 97  |
| ② 地区図書室の分室化のための現況分析の必要性について      |     | ○  |     | 99  |
| ③ 相互利用協定の条件の見直しの検討について           |     | ○  |     | 101 |
| ④ 大学図書館の利用状況の把握について              |     | ○  |     | 103 |
| (2) 図書館の運営について                   |     |    |     |     |
| ① 図書館協議会の設置の可否の検討について            |     | ○  |     | 108 |
| 図書館業務について                        |     |    |     |     |
| (1) 図書館資料の収集、整理及び保存について          |     |    |     |     |
| ① 「委託・役務・物品購入契約におけるガイドライン」について   |     | ○  |     | 110 |
| ② 1者指定による随意契約を所管課契約の範囲に含めることについて |     | ○  |     | 114 |
| ③ 図書等購入協定に関する契約方式について            |     | ○  |     | 117 |
| ④ ㈸八王子書店会を経由した取引の必要性について         |     | ○  |     | 118 |
| ⑤ 蔵書点検の対象について                    |     | ○  |     | 120 |
| ⑥ 除架・廃棄処理の権限設定について               |     | ○  |     | 120 |
| ⑦ 所蔵能力数超過に対する対応について              |     | ○  |     | 125 |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

| 事業の内容                             | 区 分    |        |             | 頁   |
|-----------------------------------|--------|--------|-------------|-----|
|                                   | 指<br>摘 | 意<br>見 | 措<br>置<br>済 |     |
| (2) 個人貸出、団体貸出（及び閲覧）               |        |        |             |     |
| ① リクエスト結果のハガキ回答について               |        | ○      |             | 129 |
| ② 地区図書室への配本について                   |        | ○      |             | 133 |
| (3) 図書館事業の目的を達成するために必要な施設等の提供について |        |        |             |     |
| ① 地下展示室を無料で使用に供していることについて         |        | ○      |             | 137 |
| (4) 図書館事業の運営に必要な人件費の管理について        |        |        |             |     |
| ① 嘱託員、臨時職員の勤怠管理について               |        | ○      |             | 138 |
| (5) 図書館事業の運営に必要な物品の管理について         |        |        |             |     |
| ① 備品台帳の記載方法について                   |        | ○      |             | 139 |
| (6) 図書館システムの管理について                |        |        |             |     |
| ① 権限設定の管理について                     |        | ○      |             | 140 |
| 図書館事業費について                        |        |        |             |     |
| (1) 図書館事業費の決算状況                   |        |        |             |     |
| ① 図書館事業費の適正な開示について                |        | ○      |             | 141 |
| 3. 文化の保存・継承事業に関する事務の執行について        |        |        |             |     |
| 生涯学習スポーツ部文化財課                     |        |        |             |     |
| (1) 文化財の保存・整理について                 |        |        |             |     |
| ① 各施設の保管容量について                    |        | ○      |             | 144 |
| ② 文化財の保管・整理について                   |        | ○      |             | 144 |
| ③ 資料等の整理について                      |        | ○      |             | 145 |
| ④ 市民への公開について                      |        | ○      |             | 145 |
| (2) 文化財保護普及事業について                 |        |        |             |     |
| ① 日常的モニタリングの実施体制について              |        | ○      |             | 146 |
| ② 文化財保護審議会に関する情報公開について            |        | ○      |             | 151 |
| ③ 文化財保護審議会の出席状況について               |        | ○      |             | 151 |
| (3) 文化財関連施設維持管理事業について             |        |        |             |     |
| ① 中田遺跡の老朽化について                    |        | ○      |             | 163 |
| (4) 郷土資料館管理運営事業について               |        |        |             |     |
| ① 販売用書籍の在庫管理について                  |        | ○      |             | 168 |

# IV 監査結果の指摘及び意見

| 事業の内容                            | 区 分 |    |     | 頁   |
|----------------------------------|-----|----|-----|-----|
|                                  | 指摘  | 意見 | 措置済 |     |
| 生涯学習スポーツ部こども科学館                  |     |    |     |     |
| (1) こども科学館の管理運営事業について            |     |    |     |     |
| ① こども科学館基本計画のPDCAサイクルの運用状況について   |     | ○  |     | 176 |
| ② 展示物の更新計画について                   |     | ○  |     | 176 |
| ③ 展示物の一覧管理帳票の作成について              |     | ○  |     | 177 |
| ④ 年間利用券の設定料金について                 |     | ○  |     | 179 |
| ⑤ 現金集計表における確認証跡のあり方について          |     |    | ○   | 180 |
| (2) プラネタリウム等運営事業について             |     |    |     |     |
| ① より詳細な見積書の入手について                |     | ○  |     | 182 |
| ② 年に複数回の修繕が行われる展示物について           |     | ○  |     | 183 |
| ③ 委託業者からの入手図書について                |     | ○  |     | 184 |
| ④ 保守点検整備表の項目について                 |     | ○  |     | 184 |
| ⑤ 業務委託料の適正性の事後的な検証について           |     | ○  |     | 185 |
| ⑥ 保守点検対象の展示物について                 |     | ○  |     | 186 |
| ⑦ 「こども科学館プラネタリウム番組選定資料」の記載項目について |     | ○  |     | 189 |
| ⑧ 委託業者の稼働時間実績の把握について             |     | ○  |     | 190 |
| ⑨ 対処すべき課題事項の一元管理について             |     | ○  |     | 190 |

## 第2．生涯学習事業に関する事務の執行について

### 1．生涯学習スポーツ部生涯学習政策課

#### (1) 青少年海外派遣基金・青少年海外交流事業について

##### 【概要1】青少年海外派遣基金の状況

青少年海外派遣基金は、市内在住の青少年を海外に派遣し、外国青少年との親善・交歓、各地の視察・見学を行うとともに、規律ある団体生活を通じて、心身を鍛練し、広い国際的視野と高い市民意識を持った青少年の育成を図る目的で設立された基金である。市民や市内の団体から寄附が行われており、基金設立から平成24年度までの総額は、54,267千円である。なお、平成18年度に対象を「青年」から「青少年」に拡大しており、青少年海外交流事業のうち、八王子市から交流先に派遣する場合に使用される。

##### 【概要2】青少年海外交流事業の実施状況

青少年海外交流事業は、青少年に対して国際理解とわが国と異なる文化を体験する機会を与え、スポーツや文化を通して、国際的視野を持った青少年として育成を図ることを目的に、海外の青少年と交流する事業である。

青少年海外交流事業における交流先は、平成18年度に友好交流協定が締結された韓国・始興（しふん）市、中国・泰安（たいあん）市、台湾・高雄（たかお）市である。交流は、市から先方へ派遣する場合と市が先方から受入れる場合とがあり、平成24年度までは、原則として、交互に実施している。市から交流先へ派遣する場合には、支出の一部について青少年海外派遣基金から充当される。

基金の使用目的は、八王子市青少年海外派遣基金条例によって、「第6条 基金は、青少年の海外派遣に必要な財源に充てる場合」のみと規定されている。

青少年海外交流事業、青少年海外派遣基金残高の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

|           | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 青少年海外交流事業 |        |        |        |
| 歳出額       | —      | 4,360  | —      |
| うち、基金繰入金  | —      | 3,060  | —      |
| 青少年海外派遣基金 |        |        |        |
| 寄附収入      | 1,000  | —      | —      |
| 利息収入      | 2      | 230    | 86     |
| 事業繰出金     | —      | 3,060  | —      |
| 基金残高      | 54,733 | 51,903 | 51,989 |

青少年海外交流事業について、平成 22 年度、平成 24 年度では支出されていない。理由は、受入予定であった高雄市（平成 22 年度）、泰安市（平成 24 年度）側の予算確保ができず中止となったためである。

### 【意見】青少年海外派遣基金の有効活用について

青少年海外派遣基金の利用（海外交流事業への繰出金）が有効に活用されていない。当該基金は寄附及びその運用利子収入によって積み立てられている。一方、使用目的は、「八王子市青少年海外派遣基金条例」によって限定されており、青少年海外交流事業への充当が一部にとどまっている。このような状況から、生涯学習政策課では当該基金の有効活用のため、青少年の派遣と受入を交互に行うのではなく、積極的に派遣を行うことを検討している。

また、類似した事業に、市民活動推進部多文化共生推進課の海外友好都市交流事業がある。当該事業は、市民の国際理解を深め、広い視野と国際性豊かな感覚を養うため、海外友好交流都市との交流事業の調整や情報提供を実施し、文化、スポーツ、教育、観光等の分野で市民交流を行うものである。対象内容や対象者は、青少年海外交流事業よりも幅広いが、青少年海外派遣基金を利用できる対象内容・対象者も見受けられる。平成 24 年度の海外友好都市交流事業で青少年海外派遣基金が利用可能と思われる内容は以下のとおりである。

| 相手都市 | 内 容                                    | 参加人数 |
|------|----------------------------------------|------|
| 泰安市  | 日中友好交流都市中学生卓球交歓大会に参加                   | 3    |
| 高雄市  | 高雄ランタンフェスティバルに法政大学 YOSAKOI ソーランサークルが参加 | 19   |

青少年の積極的な派遣について継続的に実施するとともに、上記のように他の所管課で実施している類似の事業との連携など基金の利用範囲の拡大など青少年海外派遣基金の有効活用が望まれる。

## （２）生涯学習の振興事業について

### ① 生涯学習推進事業について

#### 【概要】平成 24 年度の歳出明細及び事業内容

（単位：千円）

| 歳 出 明 細          | 金 額   |
|------------------|-------|
| 生涯学習推進           | 32    |
| 生涯学習コーディネーター養成講座 | 136   |
| 生涯学習フェスティバル      | 121   |
| 事業費              | 1,824 |
| 合 計              | 2,114 |

生涯学習推進事業として、「はちおうじ出前講座」「開放教室」「生涯学習コーディネーター養成講座」及び「生涯学習フェスティバル」がある。

「はちおうじ出前講座」は、市民で構成される団体・グループに対して市の職員等を講師として派遣し、職員の専門知識を生かして担当所管の事業等に関する講座を行うものである。市の職員のほか、外部の公的機関（警察署、消防署、税務署、東京地方検察庁、東京保護観察所、東京都水道局、八王子市社会福祉協議会、八王子市地域包括支援センター）や公共性の高い民間機関（東京電力、東京ガス、ネクスコ中日本）も実施している。「はちおうじ出前講座」の講師への謝礼等はなく、市の支出はない。

「開放教室」は、小学校内の余裕教室を市民団体へ開放し、生涯学習活動、社会教育活動、地域コミュニティ活動及び地域福祉活動の拠点としてもらうことを目的としている。平成 24 年度では、式分方小学校、由井第一小学校及び浅川小学校の 3 校で実施している。利用可能な団体は、教育委員会で審査している。各小学校に施設利用の依頼を行っており、市の支出はない。

「生涯学習コーディネーター養成講座」は、市民活動団体と協働して、生涯学習推進事業の中核を担う人材と団体の育成を目指すために行うものである。

「生涯学習フェスティバル」は、市民に対して生涯学習活動を啓発するため、市民活動団体と協働して生涯学習センタークリエイトホールにて開催するものである。

#### 【監査の結果】

「① 生涯学習推進事業について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3. 主な監査手続」の実施の結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

#### ② 生涯学習審議会委員経費について

【概要】平成 24 年度の歳出明細及び事業内容

(単位：千円)

| 歳 出 明 細   | 金 額   |
|-----------|-------|
| 委 員 等 報 酬 | 1,020 |
| 旅 費 等     | 116   |
| 合 計       | 1,136 |

生涯学習審議会は、生涯学習の振興に関する計画の立案、生涯学習に関する施策及び事業の評価等に関して調査及び答申を行う。委員は 16 人以内で、学校教育または社会教育関係者 9 人以内、学識経験者 4 人以内、公募市民 3 人以内であり、平成 24 年度は 12 人が委員として任命されている。開催状況は、平成 22 年度が 6 回、平成 23 年度が 7 回、平成 24 年度が 7 回となっている。委員への報酬は出席日数（1 回あたり 12,000 円）に応じて支給されており、源泉徴収後銀行振込が行われる。

**【監査の結果】**

「② 生涯学習審議会委員経費について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第3. 主な監査手続」の実施の結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

**③ 学習支援委員経費について****【概要1】平成24年度の歳出明細**

(単位：千円)

| 歳 出 明 細   | 金 額   |
|-----------|-------|
| 委 員 等 報 酬 | 2,700 |
| 合 計       | 2,700 |

**【概要2】学習支援委員の概要**

生涯学習の振興として、学習支援委員制度を採用しており、平成24年度は24人(うち、3人は年度途中で退任)が学習支援委員を担当した。委員は、生涯学習関係者などの専門家のほか市の広報等による公募市民も含まれている。任期は3年間であり、直近は平成22年7月から平成25年6月である。

学習支援委員は、青少年から成人までを対象に、個人や団体での生涯学習活動を支援及び相談を受ける非常勤特別職である。委員は、所管課から依頼される生涯学習フェスティバル・成人式の支援などのほか、個人が支援活動を実施している。個人の支援活動は、月次で所管課へ報告書を提出し、生涯学習政策課がモニタリングを実施している。

**【意見】学習支援委員のモニタリングについて**

生涯学習政策課は、学習支援委員からの月次報告をモニタリングし、学習支援委員としての活動が適切に行われているか確認している。当該月次報告では、学習支援委員としての活動のほか、各委員が市または公的機関から受嘱している業務活動(民生委員、保護司など)も記載されていた。報告書にはすべて無報酬による活動が記載されているが、上記のような他の受嘱業務活動も記載されており、学習支援委員としての活動か疑問である。

学習支援委員は、生涯学習政策課が主催する事業の補助活動を実施してはいるが、地域での他の活動を主に実施しており、学習支援委員制度の目的と一致しているか、学習支援委員として報酬を支払うべき活動かどうか検討することが望ましい。

## (3) 放課後子ども教室事業に関する事項について

## 【概要 1】放課後子ども教室の意義と市町村の役割

放課後子ども教室とは、社会教育法に規定された文部科学省の事業である。

市区町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関することを行う（社会教育法第 5 条第 13 項）。

文部科学省では、当該法律に基づき、「放課後子ども教室推進事業」として、小学校の余裕教室等（校庭、体育館など）を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに行う学習やスポーツ・文化活動等の取組を支援している。具体的な活動内容は地域によって様々で、各地域で決めることとなっているが、事業の主な実施主体は市区町村となっており、国は各地域での取組に対し支援を行っている。

八王子市では、これを受けて、市内小学校区で、放課後や土曜日、夏休み等に小学校を活用し、地域の人材、ボランティアの参画を得て子どもたちに放課後の安全・安心な場所を提供し、学び・体験・遊び・交流活動等を行い、子どもの次代を担う力を育成するための学校・家庭・地域が協働する仕組みを構築した。平成 24 年度より、従来区分されていたサタデースクール事業を統合している。

なお、当該事業は文部科学省の事業であり、厚生労働省の学童保育とは異なる。しかし、子どもたちの放課後の「安全な場」の提供としては両者とも変わりはない。

## 【概要 2】放課後子ども教室の実施状況

放課後子ども教室の実施は、小学校区ごとに組織された推進委員会に委託しており、実施日数は、地域の実情や活動内容等に応じて推進委員会が決定している。時間帯は、原則として、放課後から夕やけチャイム（夏季：午後 5 時、冬季：午後 4 時）までである。直近 3 年間の実施状況は以下のとおりである。

|                       | 平成 22 年度  | 平成 23 年度  | 平成 24 年度  |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|
| 実 施 学 校 数             | 27 校      | 35 校      | 49 校      |
| 実 施 回 数               | 2,121 回   | 2,331 回   | 3,427 回   |
| 延 参 加 人 数             | 141,573 人 | 159,575 人 | 241,413 人 |
| 延 参 加 人 数<br>(学童保育含む) | 168,209 人 | 195,107 人 | 298,122 人 |

(※) 平成 22 年度及び平成 23 年度の「延参加人数」には、サタデースクール事業の児童参加人数を含む（平成 24 年度は、放課後子ども教室事業に統合）。

市内に小学校は全 70 校ある。上記のとおり、放課後子ども教室の運営は各小学校

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

区に設置された推進委員会がボランティアとして行っており、各委員の理解が必要である。市は、子どもたちと地域とのコミュニケーションが重要であることから、放課後子ども教室の実施学校数を広めている。平成 25 年度に全校実施を目標としている。

平成 24 年度の実施状況は以下のとおりである。

| 番号 | 実施場所   | 実施日数 | 内訳  |     |     |      |
|----|--------|------|-----|-----|-----|------|
|    |        |      | 平日  | 土曜日 | 日曜日 | 長期休業 |
| 1  | 第一小    | 8    | —   | 8   | —   | —    |
| 2  | 第二小    | 104  | 103 | 1   | —   | —    |
| 3  | 第三小    | 98   | 80  | 18  | —   | —    |
| 4  | 第四小    | 72   | 72  | —   | —   | —    |
| 5  | 第五小    | 146  | 125 | 6   | —   | 15   |
| 6  | 第六小    | 8    | —   | 7   | —   | 1    |
| 7  | 第七小    | 91   | 90  | —   | 1   | —    |
| 8  | 第八小    | 12   | 12  | —   | —   | —    |
| 9  | 第十小    | 130  | 122 | 8   | —   | —    |
| 10 | 大和田小   | 77   | 69  | 8   | —   | —    |
| 11 | 小宮小    | 20   | 20  | —   | —   | —    |
| 12 | 高倉小    | 64   | 55  | 9   | —   | —    |
| 13 | 宇津木台小  | 115  | 100 | 8   | —   | 7    |
| 14 | 横山第一小  | 42   | 42  | —   | —   | —    |
| 15 | 山田小    | 145  | 132 | 13  | —   | —    |
| 16 | 櫛田小    | 76   | 64  | —   | —   | 12   |
| 17 | 緑が丘小   | 197  | 185 | 2   | —   | 10   |
| 18 | 元八王子小  | 57   | 48  | 9   | —   | —    |
| 19 | 元八王子東小 | 103  | 103 | —   | —   | —    |
| 20 | 城山小    | 212  | 185 | 10  | 2   | 15   |
| 21 | 式分方小   | 94   | 93  | —   | —   | 1    |
| 22 | 横川小    | 76   | 72  | —   | —   | 4    |
| 23 | 恩方第二小  | 17   | 17  | —   | —   | —    |
| 24 | 陶鎔小    | 16   | 7   | 9   | —   | —    |
| 25 | 檜原小    | 58   | 51  | 6   | —   | 1    |
| 26 | 松枝小    | 130  | 128 | 1   | 1   | —    |
| 27 | 加住小    | 33   | 33  | —   | —   | —    |
| 28 | 由井第一小  | 30   | 25  | 5   | —   | —    |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

| 番号  | 実施場所    | 実施日数  | 内訳    |     |     |      |
|-----|---------|-------|-------|-----|-----|------|
|     |         |       | 平日    | 土曜日 | 日曜日 | 長期休業 |
| 29  | 由井第三小   | 9     | —     | 8   | —   | 1    |
| 30  | 長沼小     | 45    | 37    | 8   | —   | —    |
| 31  | 片倉台小    | 32    | 32    | —   | —   | —    |
| 32  | 高嶺小     | 54    | 51    | —   | —   | 3    |
| 33  | みなみ野君田小 | 42    | 32    | 10  | —   | —    |
| 34  | 七国小     | 46    | 38    | 8   | —   | —    |
| 35  | 浅川小     | 166   | 159   | —   | —   | 7    |
| 36  | 東浅川小    | 179   | 178   | 1   | —   | —    |
| 37  | 由木東小    | 7     | 4     | 3   | —   | —    |
| 38  | 鹿島小     | 8     | —     | 8   | —   | —    |
| 39  | 松が谷小    | 62    | 56    | 6   | —   | —    |
| 40  | 柏木小     | 64    | 64    | —   | —   | —    |
| 41  | 南大沢小    | 143   | 123   | 10  | —   | 10   |
| 42  | 宮上小     | 28    | 28    | —   | —   | —    |
| 43  | 秋葉台小    | 36    | 36    | —   | —   | —    |
| 44  | 別所小     | 41    | 34    | 7   | —   | —    |
| 45  | 愛宕小     | 68    | 58    | 8   | —   | 2    |
| 46  | 松木小     | 55    | 44    | 11  | —   | —    |
| 47  | 下柚木小    | 46    | 46    | —   | —   | —    |
| 48  | 上柚木小    | 9     | —     | 9   | —   | —    |
| 49  | 長池小     | 56    | 45    | 11  | —   | —    |
| 合 計 |         | 3,427 | 3,098 | 236 | 4   | 89   |

(注)長期休業とは、夏季・冬季・春季休業日をいう。

放課後子ども教室の実施については、各小学校区の推進委員会に委託されており、平成24年度からサタデースクール事業も統合されたこともあり、実施頻度が統一されていない。最も多い回数は212回、最も少ない回数は7回と大きな差異がみられる。実施回数が少ない小学校区は、平成23年度までサタデースクール事業として実施していた小学校区である。

## 【概要3】放課後子ども教室事業の歳入・歳出明細

放課後子ども教室において発生した歳入及び歳出は以下のとおりである。

(単位：千円)

|                    | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|
| 学 校 数              | 27       | 35       | 49       |
| 歳 入<br>( 都 支 出 金 ) | 16,652   | 22,492   | 29,130   |
| 1 校当たりの歳入          | 616      | 642      | 594      |
| 歳 出                | 24,979   | 33,740   | 49,505   |
| 1 校当たりの歳出          | 925      | 964      | 1,010    |

都支出金は、国から東京都を通じて市に交付されたものであるが、1校当たりの補助金が減少している。一方、歳出は、放課後子ども教室を開始するに当たり、備品購入の補助を行っていることから学校数の増加に比例して増加している。

歳出の主な内容は、事務費、学習アドバイザー費、安全管理員費である。

事務費は、推進委員会で発生した通信運搬費、印刷製本費、教材費、保険料、消耗品費である。委託契約書において、実費を補助する旨が規定されているが、年間の実施回数（旧サタデースクールでの補助金を加味）に応じて上限金額が定められており、事業年度末日に精算が行われている。具体的には、平日と土曜日開催の学区は150,000円、平日開催の学区は100,000円、土曜日開催の学区は50,000円である。

学習アドバイザー費は、子どもにスポーツ等の講座を設けて教える人への謝礼である。1時間当たり1,000円を支給している（平成25年度からは1日あたり1,000円支給に変更）。

安全管理員費は、放課後子ども教室の開催に当たり、子どもたちの安全を確保する目的として配置を義務付けており、時間数×単価で算出されている。各推進委員会で手配した人員のほか、シルバー人材センターにも委託している。安全管理員の配置は、市で基準を規定し、最低2人配置し、児童30人当たり1人を配置するよう所管課から推進委員会に指導している。

## 【意見】放課後子ども教室の推進について

市からの支出は、実施頻度及び安全管理員配置実績に応じて行われているため、余剰な支出は行われていない。ただし、各小学校区において実施頻度が異なるため、推進委員会の負担も異なる。各小学校区の推進委員会に運営を委ねており、推進委員会への負担を増加させる小学校区もあることから実施頻度をすべての小学校区で統一させることは困難である。代替として隣接する小学校区での相互参加が考えら

れる。これには、推進委員会のほか小学校の協力が必要なため、各小学校との調整が必要である。

平成 27 年 4 月に改正児童福祉法が施行されることにより、学童保育の対象が小学 6 年生まで広がることとなる（現在は、小学 3 年生までが対象）。一方、文部科学省と厚生労働省は、連名で平成 19 年 3 月 14 日に『「放課後子どもプラン」の推進について』を公表しており、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進している。そしてその円滑な推進を目指すために各自治体で事業計画を策定し、小学校区ごとの円滑な放課後対策事業を実施することが求められている。

市では、現在、生涯学習政策課、学童保育の所管である子ども家庭部児童青少年課及び小学校管理の所管である学校教育部が連携し、子どもたちの放課後の過ごし方について、議論・検討を進めているが、未だ、包括的な放課後子どもプランに関するビジョン策定には至っていない。

今後、放課後子ども教室と学童保育の連携に向けて市として共通のビジョンを明確にしていく必要があり、このビジョンに従って、連携強化を図っていくとともに事業計画を策定し、当該計画に基づいた実施、評価を行うことが望まれる。

#### （４）成人式事業について

##### 【概要】成人式の出席状況

市は、オリンパスホール八王子（市民会館）にて毎年 1 月の成人の日に成人式を実施している。式典の運営及び式典後のアトラクションの企画・運営は市内在住、在学、在勤で 18 歳以上の有志約 10 人によって結成される実行委員会によって行われている。

市の成人式の出席状況について、直近 3 年の推移比較を実施した。

| 出席状況    | 平成 23 年実施 | 平成 24 年実施 | 平成 25 年実施 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 対 象 者 数 | 7,974 人   | 7,937 人   | 7,774 人   |
| 出 席 者 数 | 3,155 人   | 3,168 人   | 3,209 人   |
| 出 席 率   | 39.6%     | 39.9%     | 41.3%     |

また、平成 25 年に実施された成人式の出席状況について、出席者数、出席率を公表していない自治体も見受けられるため、近隣市のうちホームページから入手できる自治体との比較を実施した。

| 出席状況    | 八王子市    | 国立市   | 立川市     |
|---------|---------|-------|---------|
| 対 象 者 数 | 7,774 人 | 826 人 | 1,848 人 |
| 出 席 者 数 | 3,209 人 | 446 人 | 1,313 人 |
| 出 席 率   | 41.3%   | 54.0% | 71.0%   |

対象者数は、住民登録に基づいて算出されている。

上記に基づくと、八王子市の出席率が近隣市よりも低いことが、これは学園都市である八王子市の特徴が表れており、一人暮らしをしている学生の住民登録数が多く、出身地等の成人式へ出席することが多いことによるものである。

市は、平成 22 年に義務教育修了時（中学卒業時）に市に住民登録があった新成人を対象とした調査を行っており、当該調査によれば出席率は 80%超との結果であった。ただし、分母（対象者数）のみを修正し、分子（出席者数）は修正していないため、逆に出席率が高く算出されている。

#### 【意見】出席率の公表方法について

単純に算出された調査のみでは、成人式の出席率が近隣市と比較すると低く算出されている。学生の住民登録数の影響が大きく表れていることが要因である。近隣市では、出席者や出席率を公表していない自治体も見受けられる。市として公表する目的を再度確認し、近隣市と比較して、誤解を生じさせるようなデータの提供と考えられる場合には、出席者数のみの公表など、公表方法の検討が望まれる。

#### （５）北海道白糠町小学生交流について

##### 【概要】交流の実施の状況

市は、千人同心（※）にゆかりがある北海道白糠町との間で小学生を交互に派遣し、小学生同士が交流することによって相互に友情を育み、親善を深めることで、白糠町と市の青少年の健全育成に寄与することを目的として行われている事業である。

ふるさと教育の一環として、平成 11 年度に北海道白糠町の小学生が市を訪問したのが始まりであり、翌年平成 12 年度には、白糠町制 50 周年記念事業として、市の小学 5・6 年生 15 人が北海道白糠町に招待された。その後、八王子市と白糠町は隔年でそれぞれの小学 5・6 年生 15 人の派遣・受入を行っている。

支出の状況は、以下のとおりである。

| 項 目         | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 受入または訪問     | 訪問       | 受入       | 訪問       |
| 支 出 （ 千 円 ） | 1,164    | 923      | 1,198    |

参加者は 15 人と限られていることから、八王子市、白糠町それぞれで募集を行い、多数の場合は抽選を実施している。

（※）千人同心

江戸時代に組織されていた武士の集団で、戦いのときに幕府軍として任務する。1 人の千人頭に 10 人の組頭、9 人の平同心で組織されており、10 人

の千人頭がいたため千人同心と呼ばれている。八王子では、関ヶ原の戦いの前に千人同心が結成されており、江戸時代の終わりまで継続した。

白糠町は、北海道開拓のために移住した千人頭の一人の移住先であり、千人同心とは深い関係がある。

白糠町の小学生が平成 11 年度にふるさと教育の推進の一環として市を訪問したことが当事業の始まりである。

#### 【監査の結果】

「（５）北海道白糠町小学生交流について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3. 主な監査手続」の実施の結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

#### （６）自然科学資料保存活用事業について

##### 【概要】平成 24 年度の歳出明細及び事業内容

（単位：千円）

| 歳 出 明 細    | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 嘱 託 員 報 酬  | 2,700    | 2,700    | 2,700    |
| 共 済 費      | 343      | 363      | 375      |
| 需 用 費      | 2,089    | 1,828    | 2,288    |
| 役 務 費      | 26       | 20       | 19       |
| 委 託 料      | 2,031    | 3,648    | 1,360    |
| 備 品 購 入 費  | —        | 66       | —        |
| 負担金補助及び交付金 | 11       | 921      | 6,661    |
| 合 計        | 7,203    | 9,550    | 13,406   |

自然科学資料保存活用事業は、東京都高尾自然科学博物館が平成 16 年 3 月に閉館したことに伴い、博物館で収集された資料が東京都から市へ一括譲渡された。そのため、これらの資料を旧稲荷山小学校において保管している。

平成 24 年度に発生した負担金補助及び交付金は、旧稲荷山小学校の水道工事の負担金であり、一時的に発生したものである。旧稲荷山小学校は隣接する団地の給水設備から上水道を引いていたが、団地側で給水設備を東京都に返還することを決定した。東京都に返還するに当たり、東京都の規格に沿った水道管に交換する必要があったため、利用者として市が工事代金の一部を負担した。

#### 【監査の結果】

「（６）自然科学資料保存活用事業について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3. 主な監査手続」の実施の結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

## (7) 姫木平自然の家管理事業に関する事項について

## 【概要1】 姫木平自然の家の意義及び経緯

八王子市では、八王子市姫木平自然の家を長野県小県郡長和町に保有している。建物を市で保有し、土地を長和町から賃借している。恵まれた自然環境の中で、自然探求や様々な野外活動と集団生活を通じて、規律、協働、友愛、奉仕の精神など豊かな情操を養い、青少年の心身の健全な育成を図る目的で設置された。

経緯は以下のとおりである。

| 年 月          | 内 容                               |
|--------------|-----------------------------------|
| 昭和 51 年 7 月  | 東館開館                              |
| 昭和 53 年 6 月  | 体育館完成                             |
| 昭和 60 年 11 月 | キャンプ場完成                           |
| 昭和 61 年 4 月  | 西館開館                              |
| 平成 13 年 10 月 | 株式会社長門町振興公社（現 株式会社長和町振興公社）に業務管理委託 |
| 平成 19 年 4 月  | 指定管理者制度を導入し、株式会社長和町振興公社を指定管理者に選定  |

当初は、市で運営を行っていたが、株式会社長和町振興公社に業務委託を随時移管した。現在は、指定管理制度を導入しており、同社が指定管理者となっている。

株式会社長和町振興公社は、姫木平自然の家のほか、ブランシュたかやまスキー場、長門やすらぎの湯など合計 8 つの施設について八王子市及び長和町の指定管理者制度による受託業務を実施している。

## 《八王子市姫木平自然の家外観》



## 【概要2】姫木平自然の家の利用状況

姫木平自然の家は、市民及び市内団体のみならず市外の住民及び団体も利用可能である。利用料金は市民も市外の住民も同一であるが、利用予約開始日が異なっている。市民は、利用予定日 6 か月前から予約が可能であるが、市外の住民は同 3 か月前から予約可能となっている。

また、利用料金は以下のとおりである（1泊2食、税込）。

| 区 分          | Aプラン         | Bプラン（特撰夕食プラン） |
|--------------|--------------|---------------|
| 大 人          | 3,700 円      | 4,700 円       |
| 小人（小学生・中学生）  | 1,900 円      | 2,900 円       |
| 幼児（3歳～小学生未満） | 1,500 円（幼児食） | 2,000 円（幼児食）  |
| 乳児（0歳～3歳未満）  | 400 円（食事なし）  |               |

市内及び市外の利用者数の推移は以下のとおりである。

| 区 分 | 平成 22 年度 |       |        | 平成 23 年度 |       |        |
|-----|----------|-------|--------|----------|-------|--------|
|     | 市内       | 市外    | 合計     | 市内       | 市外    | 合計     |
| 小 人 | 7,501    | 730   | 8,231  | 7,344    | 1,466 | 8,810  |
| 大 人 | 2,619    | 1,563 | 4,182  | 2,888    | 2,531 | 5,419  |
| 合 計 | 10,120   | 2,293 | 12,413 | 10,232   | 3,997 | 14,229 |

| 区 分 | 平成 24 年度 |       |        |
|-----|----------|-------|--------|
|     | 市内       | 市外    | 合計     |
| 小 人 | 6,987    | 2,104 | 9,091  |
| 大 人 | 2,909    | 2,470 | 5,379  |
| 合 計 | 9,896    | 4,574 | 14,470 |

市内及び市外の小中学校の移動教室やスキー教室での利用も行われており、利用状況は以下のとおりである。

|       |    | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------|----|----------|----------|----------|
| 小 学 校 | 人数 | 2,597    | 2,507    | 1,982    |
|       | 回数 | 31       | 30       | 32       |
| 中 学 校 | 人数 | 4,464    | 4,688    | 4,424    |
|       | 回数 | 27       | 29       | 30       |

## 【概要3】指定管理者の収支状況

指定管理者である株式会社長和町振興公社からの「八王子市姫木平自然の家 実績報告」における収支は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 内 訳        | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 指定管理料      | 40,000   | 40,000   | 40,000   |
| 利用料金等収入    | 11,403   | 11,772   | 11,641   |
| 食堂収入       | 23,196   | 26,695   | 26,240   |
| 小売収入       | 3,055    | 3,334    | 4,144    |
| リネン収入      | -        | 2,256    | 2,288    |
| 受取賃貸料      | 201      | 235      | 178      |
| その他雑収入     | -        | 218      | 289      |
| 修繕費        | 4,000    | 4,000    | 3,600    |
| 収入合計 (A)   | 81,857   | 88,513   | 88,382   |
| 人件費        | 20,851   | 21,190   | 21,063   |
| 管理費        | 56,307   | 62,135   | 62,264   |
| 事務費        | 4,393    | 2,474    | 3,470    |
| その他        | 532      | 488      | 75       |
| 支出合計 (B)   | 82,084   | 86,287   | 86,874   |
| 収支 (A - B) | △227     | 2,226    | 1,508    |

収入のうち、「指定管理料」及び「修繕費」が市からの指定管理料である。「修繕費」は、「八王子市姫木平自然の家の管理に関する年度協定書」（以下、「年度協定書」という）において規定された「施設等修繕に係る経費」として使用用途が限定されている。「修繕費」は、期初に概算払いされ、決算において精算される。所管課は、精算時に指定管理者からの報告書及び関連資料を査閲し、適切な支出であるか検証している。支出額が収入額を下回った場合には市へ返還し、支出額が収入額を上回った場合には指定管理者の負担としている。

「事務費」は主に「共通販管費配賦」であり、指定管理者の本部人件費等を同社の売上比率に応じて各施設に負担させている。（詳細は【意見4】で記載）

## 【概要 4】 姫木平自然の家の収入状況

指定管理者は、【概要 2】で記載した利用料金を以下の収入のそれぞれの項目に計上している。

(単位：円)

| 内 訳           | プラン A<br>(大人) | プラン B<br>(大人) | プラン A<br>(小人) | プラン B<br>(小人) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 利 用 料 金 等 収 入 | 2,000         | 2,000         | 200           | 200           |
| 食 堂 収 入       | 1,500         | 2,500         | 1,500         | 2,500         |
| リ ネ ン 収 入     | 200           | 200           | 200           | 200           |
| 合 計           | 3,700         | 4,700         | 1,900         | 2,900         |

これら利用料金等収入、食堂収入及びリネン収入の合計額を利用者人数で除すると、一人当たり利用料は以下のとおりとなる。

(単位：千円)

| 内 訳          | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|
| 利用料金等収入      | 11,403   | 11,772   | 11,641   |
| 食堂収入         | 23,196   | 26,695   | 26,240   |
| リネン収入        | —        | 2,256    | 2,288    |
| 合計           | 34,599   | 40,724   | 40,170   |
| 利用者数 (人)     | 12,413   | 14,229   | 14,470   |
| 一人当たり利用料 (円) | 2,787    | 2,862    | 2,776    |

一人当たり利用料の推移に大きな変動はみられない。利用料金は、上記のとおり大人、小人でそれぞれプラン A・プラン B が設定されており概ね 4 パターンに区分されるが、1 団体では同じプランを選択する傾向がある。

1 団体で大人・小人ともに同じプランを選択したと仮定した場合、上記利用料金等の金額におけるプラン B の割合は以下のとおりである。

|             | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 利用料金等合計 (円) | 34,599   | 40,724   | 40,170   |
| プラン A 選択割合  | 70.9%    | 72.3%    | 79.3%    |
| プラン B 選択割合  | 29.1%    | 27.7%    | 20.7%    |

しかし、指定管理者で管理している「売上日計表」における平成 24 年度プラン B の利用者は 647 人に留まっており、全利用者数 14,470 人に占める割合は 4.5%である。上記試算結果との差異は、主に利用料金に含まれていない「昼食代」や「弁当代」も食堂収入に含まれているためである。

## 【概要5】 姫木平自然の家の市の負担状況

指定管理者からの実績報告に基づく利用者一人当たりの支出は以下のとおりである。

(単位：千円)

|                   |             | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------------|-------------|----------|----------|----------|
| 支出合計              | A           | 82,084   | 86,287   | 86,874   |
| 収入合計<br>(指定管理料除く) | B           | 37,857   | 44,513   | 44,782   |
| 純支出               | $C = B - A$ | 44,227   | 41,773   | 42,091   |
| 利用者数 (人)          | D           | 12,413   | 14,229   | 14,470   |
| 一人当たり支出 (円)       | $A / D$     | 6,612    | 6,064    | 6,003    |
| 実質一人当たり支出<br>(円)  | $C / D$     | 3,563    | 2,935    | 2,908    |

平成 22 年度は、実質支出は一人当たり 3,563 円であるが、利用者数の増加により平成 23 年度及び平成 24 年度は 3,000 円未満となっている。一方、市からの指定管理料により、姫木平自然の家の収支はプラスに転じている。すなわち、市は、宿泊者一人当たりに約 3,000 円の補助を行っているものと考えられる。姫木平自然の家は、市内の住民・団体のみならず市外の住民・団体の利用もあり、指定管理料のうち、一部は市民以外のための支出とも考えられる。

これらについて平成 24 年 3 月には、生涯学習審議会から「八王子市姫木平自然の家のあり方について」の答申が公表されている。

その中では、当初の設立趣旨に沿って運営されており、コスト問題のみによる廃止は「行うべきではない」とされている。小中学校の移動教室やスキー教室等の利用状況の推移からも運営の趣旨は理解できる。その一方で、運営方法について、サービスの向上や有効活用などを行うことが望ましいとの提言がなされている。

## 【概要6】 指定管理者へのモニタリング状況

所管課は、指定管理者が実施している執務について定期的にモニタリングを実施している。「八王子市姫木平自然の家 指定管理者基本協定書」(以下、「基本協定書」という)に基づき、「八王子市指定管理者制度モニタリングガイドライン(第二版)」に沿ってモニタリングが実施されている。モニタリング方法は、大きく期中モニタリングと期末モニタリングに区分され、その結果は每期ホームページで公表されている。

期中モニタリングは、主に指定管理者からの月次報告資料の査閲を実施している。必要に応じて指定管理者へ訪問し、適宜報告資料の根拠資料の閲覧や敷地内の視察

を実施している。

期末モニタリングは、所管課が必ず訪問し、事業報告書や保守業務報告書など資料の閲覧、備品台帳と現物との確認、敷地内の視察及び支配人への質問を実施している。改善すべき点については、口頭もしくは期末モニタリングシートに記載し、対応を図っている。

期末モニタリングシートの確認資料に「独立した会計帳簿」(※)があるが、指定管理者は独立した収益及び費用に関してのみ会計帳簿を作成しているが、姫木平自然の家には保管されていないため、所管課では確認していない。また、「基本協定書」や「年度協定書」では独立した会計帳簿の作成は求められていないため、所管課は、代替として「日報」や「通帳」を確認している。

(※)「独立した会計帳簿」とは、八王子市姫木平自然の家に関する会計帳簿を意味する。

#### 【概要 7】指定管理者における現金及び預金の管理状況

姫木平自然の家の収入は、現金受領もしくは銀行振込であり、利用料の収入はほぼ現金受領となっている。指定管理者は、毎日「売上管理表」の「現金入金」と実際の受領額とを照合し、一致しているか確認している。確認後、売上日ごとに現金をまとめ、金庫内に保管されている手提げ金庫に保管している。金融機関への預け入れは、業務の効率性の観点から 1 週間に 1 回程度実施している。姫木平自然の家で管理している現金は、売上金のほか、フロントの釣銭 50,000 円、売店の釣銭 50,000 円及びビール自動販売機 2 台の釣銭 20,000 円がある。

預金口座は、「基本協定書」第 24 条において、「本業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として、業務に係る固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。」とされている。独自の銀行口座（名義：株式会社長和町振興公社 自然の家）が 2 つ開設されている。振込入金用と現金預入用である。ただし、経費等の支払は指定管理者が保有する他の銀行口座から行われている。指定管理者は入金された口座から随時指定管理者の他の銀行口座へ振替を行い、2 つの預金残高がゼロ円となる処理を行っている。

現金及び預金の入出金記録である帳簿は、指定管理者が会社として管理している帳簿のみである。生涯学習政策課は、現金については、売上管理表による売上入金及び領収書等に基づく出金取引と金種表との照合確認、預金については、預金通帳の入金確認を実施している。

**【意見 1】 指定管理者に対するモニタリング方法について**

生涯学習政策課では、【概要 6】で記載したように定期的に指定管理者に対するモニタリングを実施している。モニタリング手法は主にサービスに重点を置いたチェックシート方式で実施されている。今般、監査人が現地視察し指定管理者及び所管課にヒアリング等を実施したところ、指定管理者からの報告に関する担当所管の分析が深くは実施されていなかった。利用者当たりの収入分析等詳細な分析も実施し、指定管理者へのモニタリングをさらに有効的に実施することが望まれる。

**【意見 2】 指定管理者の現金管理方法について**

指定管理者は、売上金を売上日ごとにまとめて金庫で保管している。現金は、売上締時に毎日現金をカウントしているが、金種表の作成を行っていない。手持現金は、フロントや売店の釣銭を売上金と両替することがある。現金の入出金頻度が高く紛失した場合には特定できない状況にある。

現金残高の誤謬を防ぐために売上金カウント時に金種表を作成するとともに両替時に金種表を更新する必要がある。金種表については担当所管から指定管理者に提示済みであり、今後、効果的なモニタリングを実施するための方法等を検討すべきである。

**【意見 3】 指定管理者の預金管理方法について**

【概要 7】で記載した「姫木平自然の家」独自の銀行口座の残高がゼロ円となることは、「適切な運用」が行われていないことを意味する。姫木平自然の家指定管理者として独自の銀行口座を設けることは、当該委託業務の収入及び支出を明確に管理する目的であることから、自然の家関連の経費等への支払が指定管理者の他の銀行口座から行われる場合でも必要金額のみを振替処理すれば十分足りる。本来の銀行残高は、年度末に指定管理者から報告される収支差額の累計額に売掛金と未払金の残高を調整した金額が銀行残高となるべきである。収支差額の累計である剰余金の取り扱いについては「基本協定書」では特に規定されていないが、独自の銀行口座を設けて管理させることの意義を指定管理者と再度確認し、姫木平自然の家で発生した収入と支出の差額が独自の銀行口座で保管されることが望まれる。

現金及び預金の帳簿について、姫木平自然の家独自のものが作成されているため、入出金取引及び会計処理が適切に行われているか期中または期末モニタリングで帳簿を確認することが望まれる。

また、年度末においては金融機関より残高証明書入手し、預金の帳簿残高と照合することでモニタリングとしての機能が一層充実すると考える。

## 【意見4】 共通販管費配賦について

【概要3】に記載した共通販管費配賦は、指定管理者が受託している業務の各施設の売上高に比例して負担させている。姫木平自然の家については、市の指定管理料及び利用料収入が売上高となる。このうち、指定管理者の売上高（収入）に占める市の指定管理料の推移は以下のとおりである。なお、指定管理者の決算は9月末日であるため、売上高の数値は同日現在を使用している。また、指定管理料は指定管理者が税抜き処理を採用しているため、消費税を控除した金額である。

(単位：千円)

|       | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  |
|-------|---------|---------|---------|
| 売上高   | 563,149 | 536,485 | 506,100 |
| 指定管理料 | 41,904  | 41,904  | 41,523  |
| 比率    | 7.4%    | 7.8%    | 8.2%    |

上記のように、市が支出している指定管理料の売上高に占める割合が徐々に上昇している。指定管理者が受託運営しているスキー場における収入が低減している一方、指定管理料はほぼ変更がないことが主因である。そのため、姫木平自然の家への共通販管費配賦率が増加傾向となっている。これについて、所管課は共通販管費配賦率の増加傾向を懸念しており、共通販管費配賦額の上限額を設定することで指定管理者から口頭で確認しており、今後、覚書など文書で取り交わす予定である。

負担額の上限額を設定することは、指定管理者の現状からは有効であると考えられるが、決定に際して市民への説明が可能となるよう金額の根拠を明確にすることが必要である。また、指定管理者の売上高が変化し、指定管理料の割合が低下した場合の対応にも留意されたい。

## 2. 生涯学習スポーツ部学習支援課

## (1) 管理運営事業について

## 【概要1】 生涯学習施設の平成24年度歳出及び歳入明細

(単位：千円)

| 歳出明細         | 生涯学習センター<br>(クリエイトホール) | 生涯学習センター<br>南大沢分館 | 生涯学習センター<br>川口分館 |
|--------------|------------------------|-------------------|------------------|
| 報酬<br>(嘱託員数) | 22,914<br>(10人)        | 13,845<br>(6人)    | 14,068<br>(6人)   |
| 共済費          | 1,908                  | 1,020             | 1,023            |
| 賃金           | 444                    | 732               | 461              |
| 旅費           | 74                     | —                 | —                |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

|                |         |         |        |
|----------------|---------|---------|--------|
| 需用費            | 42,428  | 7,759   | 541    |
| 役務費            | 2,277   | 156     | 270    |
| 委託料            | 74,772  | —       | —      |
| 使用料及び賃借料       | 2,109   | 76,746  | —      |
| 備品購入費          | 1,490   | —       | —      |
| 負担金補助及び<br>交付金 | 126     | —       | —      |
| 合 計            | 148,546 | 100,261 | 16,366 |
| 平成 24 年度歳入額    | 30,060  | 4,415   | 2,211  |

上記生涯学習施設は、市のほかの図書館・市民センター施設が併設されている場合があるため、歳出明細においては施設ごとに計上されていない。この理由として、市の「主要な施策の成果・事務報告書」において、以下のように説明されている。

- ・「クリエイトホール全体の施設維持管理経費を生涯学習センター費に一括計上し、事務の効率化を図った」
- ・「川口やまゆり館全体（生涯学習センター川口分館が所在）の施設維持管理経費を図書館費に一括計上し、事務の効率化を図った」

従って、他施設費用を調整すると上記数値は下表のようになる。

（単位：千円）

|                           | 生涯学習センター<br>(クリエイトホール) | 生涯学習センター<br>南大沢分館 | 生涯学習センター<br>川口分館 |
|---------------------------|------------------------|-------------------|------------------|
| 歳 出 合 計 額                 | 148,546                | 100,261           | 16,366           |
| 生涯学習センター<br>図 書 館 費       | (34,189)               | —                 | —                |
| 消費生活センター分                 | (9,309)                | —                 | —                |
| 男 女 共 同 参 画<br>セ ン タ ー 分  | (2,915)                | —                 | —                |
| 子 ども 家 庭 支 援<br>セ ン タ ー 分 | (2,557)                | —                 | —                |
| 施設維持管理経費                  | —                      | —                 | 4,730            |
| 負担すべき歳出費                  | 99,573                 | 100,261           | 21,097           |

【概要2】生涯学習センターの使用料金の概要

生涯学習センターの使用料金は、「八王子市生涯学習センター条例」にて規定されており、使用料を徴収する。ただし、市の「有料公共施設における障害者に対する使用料の減免」制度に基づき、障害者福祉課登録団体については使用料を免除している。

社会教育団体とは、社会教育法第10条に「法人である与否を問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものという。」と規定された社会教育関係団体及びそれに準ずる団体としている。主な社会教育団体としては、学習・文化活動、レクリエーション等のサークル、PTA、ボランティア団体、町会、自治会等の地域団体等が該当する。一般団体は、これ以外の団体であり、主な団体としては、会社などの営利法人等が該当する。

生涯学習センター及び各分館の施設及び使用料金の概要は以下のとおりである。なお、時間帯に記載されている「朝」、「昼」、「夜」は以下のとおりである。

|          | 朝                 | 昼                  | 夜                  |
|----------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 生涯学習センター | 9:00～12:00 (3 時間) | 13:00～17:00 (4 時間) | 18:00～22:00 (4 時間) |
| 南大沢分館    | 9:00～12:00 (3 時間) | 13:00～17:00 (4 時間) | 17:30～21:30 (4 時間) |
| 川口分館     | 9:00～12:00 (3 時間) | 13:00～17:00 (4 時間) | 17:30～21:30 (4 時間) |

ただし、生涯学習センターの「料理講習室」の「朝」は9:00～13:00 (4 時間)、「昼」は13:30～17:30 (4 時間)である。

《生涯学習センター（クリエイトホール）》

| 施設       | 収容人数<br>(人) | 面積 (㎡) | 時間帯 | 使用料金 (円)    | 収容人数1人当<br>たり料金 (円) |
|----------|-------------|--------|-----|-------------|---------------------|
| 第1～7 学習室 | 16～63       | 22～80  | 朝   | 1,100～4,200 | 66.66～83.33         |
|          |             |        | 昼   | 1,500～5,800 | 92.06～111.11        |
|          |             |        | 夜   | 1,500～5,800 | 92.06～111.11        |
| 視聴覚室     | 72          | 90     | 朝   | 4,600       | 63.89               |
|          |             |        | 昼   | 6,200       | 86.11               |
|          |             |        | 夜   | 6,200       | 86.11               |
| 料理講習室    | 24          | 70     | 朝   | 4,000       | 166.67              |
|          |             |        | 昼   | 4,000       | 166.67              |
|          |             |        | 夜   | 4,000       | 166.67              |
| 試食コーナー   | 24          | 49     | 朝   | 1,500       | 62.50               |
|          |             |        | 昼   | 2,000       | 83.33               |
|          |             |        | 夜   | 2,000       | 83.33               |
| 保育室      | 19          | 56     | 朝   | 2,300       | 121.05              |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

|                   |       |       |     |             |                   |
|-------------------|-------|-------|-----|-------------|-------------------|
|                   |       |       | 昼   | 3,200       | 168.42            |
|                   |       |       | 夜   | 3,200       | 168.42            |
| レクリエーション<br>室     | 58    | 90    | 朝   | 3,500       | 60.34             |
|                   |       |       | 昼   | 6,100       | 105.17            |
|                   |       |       | 夜   | 7,900       | 136.21            |
| 第1～2 創作室          | 24～30 | 45～60 | 朝   | 1,900～2,800 | 79.17～93.33       |
|                   |       |       | 昼   | 2,700～3,800 | 112.50～<br>126.67 |
|                   |       |       | 夜   | 2,700～3,800 | 112.50～<br>126.67 |
| スタジオ              | 30    | 48    | 朝   | 4,000       | 133.33            |
|                   |       |       | 昼   | 5,500       | 183.33            |
|                   |       |       | 夜   | 5,500       | 183.33            |
| 録音編集室 1～2         | 10    | 16    | 朝   | 800         | 80.00             |
|                   |       |       | 昼   | 1,000       | 100.00            |
|                   |       |       | 夜   | 1,000       | 100.00            |
| いちょう、やまゆり<br>(和室) | 12    | 14    | 朝   | 1,000       | 83.33             |
|                   |       |       | 昼   | 1,500       | 125.00            |
|                   |       |       | 夜   | 1,500       | 125.00            |
| 水屋                | 8     | 9     | 朝   | 1,200       | 150.00            |
|                   |       |       | 昼   | 1,700       | 212.50            |
|                   |       |       | 夜   | 1,700       | 212.50            |
| 茶室                | 6     | 7     | 朝   | 700         | 116.67            |
|                   |       |       | 昼   | 900         | 150.00            |
|                   |       |       | 夜   | 900         | 150.00            |
| 展示室               | 64    | 99    | 朝   | 3,300       | 51.56             |
|                   |       |       | 昼   | 5,700       | 89.06             |
|                   |       |       | 夜   | 7,300       | 114.06            |
| ホール               | 242   | 380   | (注) |             |                   |

(注) ホールの使用料金は、平日、土曜日、日曜日によって異なり、また、終日使用料金も別途定められている。これをまとめると以下のとおりである。

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

(単位：円)

| 時間帯 | 平日     | 土曜日    | 日曜日・休日 |
|-----|--------|--------|--------|
| 朝   | 8,400  | 8,400  | 10,500 |
| 昼   | 14,700 | 18,400 | 18,400 |
| 夜   | 18,900 | 23,600 | 23,600 |
| 終日  | 37,800 | 45,400 | 47,300 |

##### 《生涯学習センター南大沢分館》

| 施設       | 収容人数<br>(人) | 面積 (㎡) | 時間帯 | 使用料金 (円)  | 収容人数1人当<br>たり料金 (円) |
|----------|-------------|--------|-----|-----------|---------------------|
| 第1～4 学習室 | 18～30       | 34～57  | 朝   | 450～750   | 22.50～25.00         |
|          |             |        | 昼   | 600～1,000 | 30.00～33.33         |
|          |             |        | 夜   | 600～1,000 | 30.00～33.33         |
| 視聴覚室     | 70          | 86     | 朝   | 1,200     | 17.14               |
|          |             |        | 昼   | 1,600     | 22.86               |
|          |             |        | 夜   | 1,600     | 22.86               |
| 第1～2 創作室 | 12～24       | 40～88  | 朝   | 450～1,200 | 37.50～50.00         |
|          |             |        | 昼   | 600～1,600 | 50.00～66.67         |
|          |             |        | 夜   | 600～1,600 | 50.00～66.67         |
| 料理講習室    | 24          | 100    | 朝   | 1,350     | 56.25               |
|          |             |        | 昼   | 1,800     | 75.00               |
|          |             |        | 夜   | 1,800     | 75.00               |
| 和室       | 12          | 29     | 朝   | 450       | 37.50               |
|          |             |        | 昼   | 600       | 50.00               |
|          |             |        | 夜   | 600       | 50.00               |
| 保育室      | 14          | 48     | 朝   | 600       | 42.86               |
|          |             |        | 昼   | 800       | 57.14               |
|          |             |        | 夜   | 800       | 57.14               |

##### 《生涯学習センター川口分館》

| 施設       | 収容人数<br>(人) | 面積<br>(㎡) | 時間帯 | 使用料金 (円) | 収容人数1人当<br>たり料金 (円) |
|----------|-------------|-----------|-----|----------|---------------------|
| 第1～3 学習室 | 20          | 42～45     | 朝   | 600      | 30.00               |
|          |             |           | 昼   | 800      | 40.00               |
|          |             |           | 夜   | 800      | 40.00               |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

|          |       |       |   |           |             |
|----------|-------|-------|---|-----------|-------------|
| 視聴覚室     | 70    | 95    | 朝 | 1,350     | 19.29       |
|          |       |       | 昼 | 1,800     | 25.71       |
|          |       |       | 夜 | 1,800     | 25.71       |
| 第1～2 創作室 | 16～30 | 62～75 | 朝 | 600～1,050 | 35.00～37.50 |
|          |       |       | 昼 | 800～1,400 | 46.67～50.00 |
|          |       |       | 夜 | 800～1,400 | 46.67～50.00 |
| 和室       | 20    | 52    | 朝 | 750       | 37.50       |
|          |       |       | 昼 | 1,000     | 50.00       |
|          |       |       | 夜 | 1,000     | 50.00       |
| 保育室      | 25    | 52    | 朝 | 750       | 30.00       |
|          |       |       | 昼 | 1,000     | 40.00       |
|          |       |       | 夜 | 1,000     | 40.00       |

上記金額は、生涯学習センター開設当初（南大沢分館平成8年10月、川口分館平成9年4月、生涯学習センター（クリエイトホール）平成11年10月）から変更はされていない。当該金額の算定について生涯学習センター開設前（平成11年5月）に使用料金の骨子について、市長決裁により標準金額が示されており、それに基づいて算定しているとのことであった。

骨子では、平成6年10月開館の芸術文化会館や平成9年4月開館の学園都市センターを参考にしている。使用料金設定の「考え方」として、「1日1㎡あたりの維持管理経費」×「各部屋の占有面積」×「利用者負担率」によって算出されている。なお、生涯学習センター（クリエイトホール）に設置されている「ホール」は「1日1㎡あたり舞台関係維持管理経費」を別途計算し、上記の「維持管理費」に加算している。

例として、生涯学習センター（クリエイトホール）では、それぞれの係数は以下のとおり算出されている。

「1日1㎡あたりの維持管理費」は平成11年度予算に計上される生涯学習センター（クリエイトホール）の維持管理費を建物床面積（12,525.55㎡）及び開館日数（294日、当時）で除して算出している。

「各部屋の占有面積」は専用面積（実際に使用する面積）のほか、フロア共用面積及び生涯学習センター共用面積を各専用面積で配分した面積を加算している。

「利用者負担率」は、芸術文化会館、学園都市センターを参考に維持管理費の平均75%とし、使用料がこれから大きく乖離していないことを確認している。

また、生涯学習センター開設当初は、市民と市外居住者とで使用料に差を設けていた。市外居住者からは使用料の50%を加算徴収していたが、利用率の向上を目的とすることから、他の市施設同様に平成13年度に加算徴収を廃止している。

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

##### 【概要 3】生涯学習センターの利用状況

生涯学習センター（クリエイトホール）、生涯学習センター南大沢分館、及び生涯学習センター川口分館の直近 3 年間の利用状況は以下のとおりである。

##### 《生涯学習センター（クリエイトホール）》

|    | 平成 22 年度 |         | 平成 23 年度 |         | 平成 24 年度 |         |
|----|----------|---------|----------|---------|----------|---------|
|    | 使用回数     | 使用人数    | 使用回数     | 使用人数    | 使用回数     | 使用人数    |
| 朝  | 4,386    | 78,374  | 4,578    | 74,474  | 4,506    | 74,700  |
| 昼  | 5,166    | 102,033 | 5,171    | 94,123  | 5,208    | 95,775  |
| 夜  | 2,428    | 42,281  | 1,426    | 28,029  | 2,201    | 37,276  |
| 合計 | 11,980   | 222,688 | 11,175   | 196,626 | 11,915   | 207,751 |

##### 《生涯学習センター南大沢分館》

|    | 平成 22 年度 |        | 平成 23 年度 |        | 平成 24 年度 |        |
|----|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
|    | 使用回数     | 使用人数   | 使用回数     | 使用人数   | 使用回数     | 使用人数   |
| 朝  | 2,008    | 20,223 | 1,887    | 16,472 | 2,033    | 17,865 |
| 昼  | 2,230    | 23,542 | 2,129    | 20,761 | 2,269    | 21,544 |
| 夜  | 1,224    | 14,385 | 911      | 7,307  | 1,398    | 11,873 |
| 合計 | 5,462    | 58,150 | 4,927    | 44,540 | 5,700    | 51,282 |

##### 《生涯学習センター川口分館》

|    | 平成 22 年度 |        | 平成 23 年度 |        | 平成 24 年度 |        |
|----|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
|    | 使用回数     | 使用人数   | 使用回数     | 使用人数   | 使用回数     | 使用人数   |
| 朝  | 1,100    | 13,126 | 1,004    | 12,467 | 1,075    | 15,343 |
| 昼  | 1,220    | 15,129 | 1,162    | 15,498 | 1,270    | 17,143 |
| 夜  | 403      | 2,361  | 374      | 2,449  | 686      | 6,018  |
| 合計 | 2,723    | 30,616 | 2,540    | 30,414 | 3,031    | 38,504 |

また、使用可能回数に対する使用率の推移は以下のとおりである。

##### 《生涯学習センター（クリエイトホール）》

|   | 平成 22 年度 |        |        | 平成 23 年度 |        |        | 平成 24 年度 |        |        |
|---|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|
|   | 使用回数     | 使用可能回数 | 使用率(%) | 使用回数     | 使用可能回数 | 使用率(%) | 使用回数     | 使用可能回数 | 使用率(%) |
| 朝 | 4,386    | 7,613  | 57.6   | 4,578    | 7,728  | 59.2   | 4,506    | 7,981  | 56.5   |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

|    |        |        |      |        |        |      |        |        |      |
|----|--------|--------|------|--------|--------|------|--------|--------|------|
| 昼  | 5,166  | 7,613  | 67.9 | 5,171  | 7,728  | 66.9 | 5,208  | 7,981  | 65.3 |
| 夜  | 2,428  | 7,613  | 31.9 | 1,426  | 5,543  | 25.7 | 2,201  | 7,981  | 27.6 |
| 合計 | 11,980 | 22,839 | 52.5 | 11,175 | 20,999 | 53.2 | 11,915 | 23,943 | 49.8 |

##### 《生涯学習センター南大沢分館》

|    | 平成 22 年度 |        |         | 平成 23 年度 |        |         | 平成 24 年度 |        |         |
|----|----------|--------|---------|----------|--------|---------|----------|--------|---------|
|    | 使用回数     | 使用可能回数 | 使用率 (%) | 使用回数     | 使用可能回数 | 使用率 (%) | 使用回数     | 使用可能回数 | 使用率 (%) |
| 朝  | 2,008    | 3,310  | 60.7    | 1,887    | 3,300  | 57.2    | 2,033    | 3,470  | 58.6    |
| 昼  | 2,230    | 3,310  | 67.4    | 2,129    | 3,300  | 64.5    | 2,269    | 3,470  | 65.4    |
| 夜  | 1,224    | 3,310  | 37.0    | 911      | 2,540  | 35.9    | 1,398    | 3,470  | 40.3    |
| 合計 | 5,462    | 9,930  | 55.0    | 4,927    | 9,140  | 53.9    | 5,700    | 10,410 | 54.8    |

##### 《生涯学習センター川口分館》

|    | 平成 22 年度 |        |         | 平成 23 年度 |        |         | 平成 24 年度 |        |         |
|----|----------|--------|---------|----------|--------|---------|----------|--------|---------|
|    | 使用回数     | 使用可能回数 | 使用率 (%) | 使用回数     | 使用可能回数 | 使用率 (%) | 使用回数     | 使用可能回数 | 使用率 (%) |
| 朝  | 1,100    | 2,576  | 42.7    | 1,004    | 2,640  | 38.0    | 1,075    | 2,712  | 39.6    |
| 昼  | 1,220    | 2,576  | 47.4    | 1,162    | 2,640  | 44.0    | 1,270    | 2,712  | 46.8    |
| 夜  | 403      | 2,576  | 15.6    | 374      | 2,184  | 17.1    | 686      | 2,712  | 25.3    |
| 合計 | 2,723    | 7,728  | 35.2    | 2,540    | 7,464  | 34.0    | 3,031    | 8,136  | 37.3    |

平成 23 年度は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による節電等の影響によって使用回数及び使用人数が減少している。ただし、平成 24 年度では平成 22 年度とほぼ同程度あるいは上回る使用状況となっている。

しかし、3 施設とも夜の使用回数、使用人数及び使用率が他の時間帯と比較して使用頻度が大きく低い状況である。

また、生涯学習センター（クリエイトホール）の録音編集室等では、本来の目的（録音編集）ではなく他の目的として利用されている事例もある。この場合でも利用者は録音編集室の利用料金を支払っている。

#### 【概要 4】近隣市の使用料の概況

八王子市の生涯学習センターの使用料と比較するため、近隣市の生涯学習施設利用料を調査した。近隣市として、府中市、町田市、相模原市について生涯学習センター施設と類似した施設について概要をまとめた。

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

《府中市生涯学習センター》

(府中市ホームページより)

| 施設                  | 収容人数<br>(人) | 面積<br>(㎡)     | 時間帯 | 使用料金 (円)    | 収容人数 1 人当<br>たり料金 (円) |
|---------------------|-------------|---------------|-----|-------------|-----------------------|
| 講堂                  | 293         | 353           | 朝   | 6,700       | 22.87                 |
|                     |             |               | 昼   | 7,800       | 26.62                 |
|                     |             |               | 夜   | 7,800       | 26.62                 |
|                     |             |               | 全日  | 20,000      | 68.26                 |
| 研修室、学習室             | 24～30       | 50～82         | 朝   | 1,000～1,500 | 41.67～50.00           |
|                     |             |               | 昼   | 1,100～1,800 | 45.83～60.00           |
|                     |             |               | 夜   | 1,100～1,800 | 45.83～60.00           |
|                     |             |               | 全日  | 2,800～4,500 | 116.67～150.00         |
| 工房 1～2              | 20～30       | 53～79         | 朝   | 900～1,500   | 45.00～50.00           |
|                     |             |               | 昼   | 1,100～1,700 | 55.00～56.67           |
|                     |             |               | 夜   | 1,100～1,700 | 55.00～56.67           |
|                     |             |               | 全日  | 2,700～4,400 | 135.00～146.67         |
| 和室 (もくせい、は<br>なみずき) | 10～14       | (15～<br>20 畳) | 朝   | 500～700     | 50.00                 |
|                     |             |               | 昼   | 600～900     | 60.00～64.28           |
|                     |             |               | 夜   | 600～900     | 60.00～64.28           |
|                     |             |               | 全日  | 1,500～2,200 | 150.00～164.29         |
| 音楽室 1～3             | 20          | 88            | 朝   | 1,700       | 85.00                 |
|                     |             |               | 昼   | 2,000       | 100.00                |
|                     |             |               | 夜   | 2,000       | 100.00                |
|                     |             |               | 全日  | 5,100       | 255.00                |
| スタジオ                | 30          | 138           | 朝   | 3,800       | 126.67                |
|                     |             |               | 昼   | 4,500       | 150.00                |
|                     |             |               | 夜   | 4,500       | 150.00                |
|                     |             |               | 全日  | 11,500      | 383.33                |
| 保育室                 | 不明          | 54            | 朝   | 700         | －                     |
|                     |             |               | 昼   | 900         | －                     |
|                     |             |               | 夜   | 900         | －                     |
|                     |             |               | 全日  | 2,200       | －                     |

使用料金は、市内居住・在勤・在学者の団体、または姉妹都市・友好都市の団体が使用する場合に適用される金額であり、市外の団体が使用する場合の使用料金は別途設定（約 1.5 倍）されている。

# IV 監査結果の指摘及び意見

《町田市生涯学習センター》

(町田市ホームページより)

| 施設      | 収容人数<br>(人) | 面積<br>(㎡) | 時間帯 | 使用料金 (円)    | 収容人数 1 人当<br>たり料金 (円) |
|---------|-------------|-----------|-----|-------------|-----------------------|
| ホール     | 158         | 非公表       | 朝   | 3,400       | 21.52                 |
|         |             |           | 昼   | 3,900       | 24.68                 |
|         |             |           | 夜   | 3,900       | 24.68                 |
|         |             |           | 全日  | 11,200      | 70.89                 |
| 学習室 1～7 | 12～30       | 非公表       | 朝   | 500～1,300   | 33.33～43.33           |
|         |             |           | 昼   | 500～1,500   | 40.00～50.00           |
|         |             |           | 夜   | 500～1,500   | 40.00～50.00           |
|         |             |           | 全日  | 1,500～4,300 | 113.33～143.33         |
| 和室 1～2  | 24～45       | 非公表       | 朝   | 600～900     | 20.00～25.00           |
|         |             |           | 昼   | 700～1,000   | 22.22～29.17           |
|         |             |           | 夜   | 700～1,000   | 22.22～29.17           |
|         |             |           | 全日  | 2,000～2,900 | 64.44～83.33           |
| 音楽室 1～2 | 18～24       | 非公表       | 朝   | 500～800     | 27.78～33.33           |
|         |             |           | 昼   | 500～900     | 27.78～37.50           |
|         |             |           | 夜   | 500～900     | 27.78～37.50           |
|         |             |           | 全日  | 1,500～2,600 | 83.33～108.33          |
| 調理実習室   | 37          | 非公表       | 朝   | 1,500       | 40.54                 |
|         |             |           | 昼   | 1,700       | 45.95                 |
|         |             |           | 夜   | 1,700       | 45.95                 |
|         |             |           | 全日  | 4,900       | 132.43                |
| 美術工芸室   | 30          | 非公表       | 朝   | 1,100       | 36.67                 |
|         |             |           | 昼   | 1,200       | 40.00                 |
|         |             |           | 夜   | 1,200       | 40.00                 |
|         |             |           | 全日  | 3,500       | 116.67                |
| 視聴覚室    | 36          | 非公表       | 朝   | 1,300       | 36.11                 |
|         |             |           | 昼   | 1,500       | 41.67                 |
|         |             |           | 夜   | 1,500       | 41.67                 |
|         |             |           | 全日  | 4,300       | 119.44                |
| 保育室     | 20          | 非公表       | 朝   | 1,500       | 75.00                 |
|         |             |           | 昼   | 1,800       | 90.00                 |
|         |             |           | 夜   | 1,800       | 90.00                 |
|         |             |           | 全日  | 5,100       | 105.00                |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

町田市生涯学習センターの利用条件は以下のとおりであり、市外の団体または個人が利用することはできない。

- ・ 代表者（使用責任者）が 20 歳以上の町田市民であること。
- ・ 同居の親族を除き、5 人以上で構成されていること。
- ・ 構成員の半数以上が市内在住または在勤・在学であること。
- ・ 市民活動、文化活動を目的としていること。

《相模原市総合学習センター》

（相模原市ホームページより）

| 施設       | 収容人数<br>(人) | 面積<br>(㎡) | 時間帯 | 使用料金 (円) | 収容人数 1 人当<br>たり料金 (円) |
|----------|-------------|-----------|-----|----------|-----------------------|
| 大会議室     | 204         | 非公表       | 朝   | 3,900    | 18.84                 |
|          |             |           | 昼   | 5,200    | 25.12                 |
|          |             |           | 夜   | 5,200    | 25.12                 |
| 小会議室 1～4 | 16～24       | 非公表       | 朝   | 600      | 25.00～37.50           |
|          |             |           | 昼   | 800      | 33.33～50.00           |
|          |             |           | 夜   | 800      | 33.33～50.00           |
| 和室 1～2   | 20          | 非公表       | 朝   | 600      | 13.33～25.00           |
|          |             |           | 昼   | 800      | 17.78～33.33           |
|          |             |           | 夜   | 800      | 17.78～33.33           |
| セミナールーム  | 72          | 非公表       | 朝   | 2,100    | 29.17                 |
|          |             |           | 昼   | 2,800    | 38.89                 |
|          |             |           | 夜   | 2,800    | 38.89                 |

相模原市総合学習センターの利用条件は特に制限されていない。

#### 【概要 5】市民センターの概況

生涯学習センター南大沢分館、生涯学習センター川口分館は、それぞれ南大沢市民センター、川口市民センターと同じ建物内にある。生涯学習センター南大沢分館及び南大沢市民センターは南大沢総合センターの 2 階及び 3 階に所在している。生涯学習センター川口分館及び川口市民センターは、川口やまゆり館の 1 階及び 2 階に所在している。

市民センターは、市民活動推進部協働推進課の管轄であり、市内に全 18 施設ある。市民センターは、八王子市市民集会所条例に基づいて設置され、地域の市民がふれあいのある住みよいまちづくりをめざして行う様々なコミュニティ活動や文化活動など多目的に利用する施設である。

生涯学習センターは「学習」のため、市民センターは「コミュニティ」のため、と施設の趣旨が異なるが、施設内容及び市民の利用目的が近似または重複すること

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

がある。

当該市民センターの運営は、指定管理者であるふれあい財団が行っている。

生涯学習センター各分館と同じ建物にある南大沢市民センター及び川口市民センターの概要は以下のとおりである。

##### 《南大沢市民センター》

| 施設                 | 収容人数<br>(人) | 面積<br>(㎡) | 時間帯 | 利用料金 (円)    | 収容人数1人当<br>たり料金 (円) |
|--------------------|-------------|-----------|-----|-------------|---------------------|
| 会議室 1～2            | 38～75       | 63～127    | 朝   | 900～1,800   | 23.68～24.00         |
|                    |             |           | 昼   | 1,200～2,400 | 31.58～32.00         |
|                    |             |           | 夜   | 1,200～2,400 | 31.58～32.00         |
| 和室 1～3<br>(水屋、舞台付) | 10～30       | (8～18 畳)  | 朝   | 600～1,050   | 20.00～75.00         |
|                    |             |           | 昼   | 800～1,400   | 26.67～100.00        |
|                    |             |           | 夜   | 800～1,400   | 26.67～100.00        |
| 音楽室                | 30          | 63        | 朝   | 900         | 30.00               |
|                    |             |           | 昼   | 1,200       | 40.00               |
|                    |             |           | 夜   | 1,200       | 40.00               |
| 体育室                | -           | 589       | 朝   | 1,800       | -                   |
|                    |             |           | 昼   | 3,600       | -                   |
|                    |             |           | 夜   | 3,600       | -                   |

##### 《川口市民センター》

| 施設                 | 収容人数<br>(人) | 面積<br>(㎡)    | 時間帯 | 利用料金 (円)  | 収容人数1人当<br>たり料金 (円) |
|--------------------|-------------|--------------|-----|-----------|---------------------|
| 会議室 1～2            | 18～24       | 35～40        | 朝   | 450       | 18.75～25.00         |
|                    |             |              | 昼   | 600       | 25.00～33.33         |
|                    |             |              | 夜   | 600       | 25.00～33.33         |
| 多目的室               | 84          | 124          | 朝   | 1,800     | 21.43               |
|                    |             |              | 昼   | 2,400     | 28.57               |
|                    |             |              | 夜   | 2,400     | 28.57               |
| 音楽室                | 30          | 73           | 朝   | 1,050     | 35.00               |
|                    |             |              | 昼   | 1,400     | 46.67               |
|                    |             |              | 夜   | 1,400     | 46.67               |
| 和室 1～3<br>(水屋、舞台付) | 12～30       | (10～24<br>畳) | 朝   | 600～1,200 | 40.00～50.00         |
|                    |             |              | 昼   | 800～1,600 | 53.33～66.67         |
|                    |             |              | 夜   | 800～1,600 | 53.33～66.67         |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

| 施設  | 収容人数<br>(人) | 面積<br>(㎡) | 時間帯 | 利用料金 (円) | 収容人数1人当<br>たり料金 (円) |
|-----|-------------|-----------|-----|----------|---------------------|
| 調理室 | 36          | 79        | 朝   | 1,050    | 29.17               |
|     |             |           | 昼   | 1,400    | 38.89               |
|     |             |           | 夜   | 1,400    | 38.89               |
| 体育室 | -           | 575       | 朝   | 1,800    | -                   |
|     |             |           | 昼   | 3,600    | -                   |
|     |             |           | 夜   | 3,600    | -                   |

南大沢、川口ともに同じ建物内に所在していることから、設置されている施設が重複しないよう配慮されている。南大沢市民センターには水屋が設置され調理室が設置されていないが、生涯学習センター南大沢分館に料理講習室が設置され水屋が設置されていない。他方、川口市民センターには調理室及び水屋が設置されているが、生涯学習センター川口分館には料理講習室及び水屋が設置されていない。

また、所管部署が異なることから、施設利用予約方法が異なっている。

生涯学習センターは、インターネット、電話又は直接窓口の申込での予約となる。市民センターは、利用者が各市民センターの窓口を直接訪問し、利用申請を行う。

なお、生涯学習センター、市民センターとも原則として先着順であるが、利用申請ができる日（概ね利用日の2～3か月前）に利用者の希望が重複する場合には抽選が行われる。

#### 【概要6】16ミリ映写機及びフィルムの管理状況

生涯学習センターでは、16ミリ映写機及びフィルムを保管している。16ミリ映写機は、クリエイトホールに8台（うち2台は視聴覚室に備え付け）、南大沢分館に3台、川口分館に2台（視聴覚室に備え付け）保管されており、フィルム306本はクリエイトホールで一括保管されている。

映写機及びフィルムは、通常は市民映画等として視聴覚室施設での上映で使用しており、フィルムは必要時にクリエイトホールから各館へ貸し出される。クリエイトホールでは映写機及びフィルムの一般市民への貸出しも行っている。

クリエイトホールで保管されている映写機のうち2台は修理を要する状態であり、そのままでは利用できない。映写機の部品が現在は生産されていないため、修理は実施できないとのことである。フィルムも制作年数の古いものがあり、性質上劣化し、視聴できなくなる可能性がある。

**【概要 7】 利用料金等収入の管理状況**

施設利用料金等は、各館窓口で利用者から利用時に現金を受領する。現金は、毎日引継時（午後 4 時）、閉館時と翌日開館時に嘱託員と職員がそれぞれカウントする。南大沢分館と川口分館は当日の入金額及び現金残高をカウントし金種表を作成している。クリエイトホールは当日の入金額のみカウントし、管理表へ記入している。その際、クリエイトホール及び川口分館では、カウント実施者の氏名が記入されているが、南大沢分館ではカウント実施者の氏名が記入されておらず特定できない。また、クリエイトホールでは開館時のカウント実施者が氏名の記入を失念していることが多い。

入金額は、施設管理システムにおける施設利用予約と照合し、未入金がないか確認している。確認後、現金出納帳に記帳し、現金残高の継続記録を実施している。

市金庫への入金、クリエイトホールが毎日、南大沢分館と川口分館は毎週火曜日及び金曜日に、市指定金融機関を経由して入金しており、当該入金に同金融機関より領収証書を受領するとともに現金出納帳へ記帳されている。

**【概要 8】 備品（消耗品）の管理状況**

クリエイトホールにはホール施設がある。当該施設には舞台演出で使用するスポットライトなどが保管されている。ホールに係る管理は外部業者へ委託（指名競争入札にて決定）している。ホールに保管されている音響、照明装置は、一部の高価機材を除き、取得金額が「八王子市物品管理規則」第 5 条第 1 項第 1 号の備品とはならない 50,000 円未満の消耗品である。そのため、台帳による物品管理は備品台帳に計上されている 50,000 円を超える一部の物品のみである。所管課では、ホール管理全般を外部業者へ委託しており、当該業者に消耗品も含めた物品管理を一任している。

しかし、備品として取り扱うべきスポットライト（備品番号：10023862）が備品台帳に登録されていなかった。当該備品は、当初旧市民会館（平成 23 年 3 月閉館）で取得、備品台帳への計上がなされていたが、市民会館閉館時に学園都市文化課から学習支援課へ所管換えされていたが、八王子市物品管理規則に基づく所管換の手続を双方で失念した。

**【意見 1】 市民センターとの役割分担について**

**【概要 5】** で記載しているように生涯学習センターと市民センターでは、両者で類似した施設がある。生涯学習センターは生涯学習スポーツ部学習支援課が直接管理し、市民センターは市民活動推進部協働推進課が所管であり、ふれあい財団が指定管理者として管理している。運営主体にとってはそれぞれ設置趣旨が異なることから、市民等に対する提供目的も異なるはずである。しかし、市民等利用者の中に

は同じ目的でそれぞれの施設を利用している場合もある。特に川口市民センターと生涯学習センター川口分館は、図書館を含めた複合施設となっている川口やまゆり館内に設置されていることもあり、利用する市民にとって施設区分が明確ではないと推測される。

生涯学習センター、市民センターそれぞれの設立趣旨、所管部課、管理方法が異なっているが、市の施設の有効利用及び市民の視点から、両者でコミュニケーションを図り、より効率的な運営及び市民への利用促進を図ることが望まれる。

### 【意見 2】使用料金の定期的な見直しについて

所管の担当者に質問したところ、貸出施設に係る使用料については、生涯学習センター開設当初から特に変更はされていないとのことであった。また、監査手続きの実施過程の中でも、その変更の要否について検討した形跡は認められなかった。変更されていないこと自体は、直接的な問題ではないと考えるが、使用料の妥当性・合理性に関する検討・見直しは、定期的実施すべきである。年次で使用料の見直しが望ましいが、最低でも数年に一度の頻度で実施し、変更する必要がある場合には条例改正を含めて対応すべきである。「第七次行財政改革大綱」（平成 23 年 3 月）の付属資料（行財政改革推進審議会答申）の喫緊に取り組むべき課題として「受益者負担の見直しと公共施設のあり方」においても利用料の見直しについての記述が見受けられる。

その際には、使用料の見直し評価のベースとなるべき、現時点での使用料に対する市としての考え方を整理する必要がある。加えて、民間における施設貸出料の相場変動等の物価の変動や、コスト要因となり得る地価の変動や水道光熱費の変動、及び稼働率等の利用状況の推移にも十分に留意することが望まれる。

### 【意見 3】利用者世代の把握及び夜の使用料について

【概要 3】の分析にあるように、時間帯の稼働率比較をした場合、昼に比べて夜が著しく低い。夜の使用率が低い要因としては、職員が受付状況や生涯学習センター内の巡回によって把握している状況から高齢者の利用が多いと推測されるとのことであるが、詳細な統計データは作成できていない。したがって、夜の使用率が低い要因が年齢によるものかどうか明確ではない。

施設登録利用者は、団体利用の場合には利用団体各 1 人（代表者）であるため、利用団体について世代別のアンケートを実施するなどして、利用者の状況について概況だけでも把握することが有用と考えられる。

これらを踏まえて、稼働率を上げる観点に立ち、夜の使用料を下げることを検討した方が良いように思われる。少なくとも、一定の値下げを行った結果の推移は、今後の稼働率上昇のための施策策定にあたって有用な情報となり得るものとする。

**【意見 4】施設の利用状況の把握と見直しについて**

利用団体は各利用目的に応じて適切な施設（部屋）を選択し、利用している。しかし、生涯学習センター（クリエイトホール）視察時に録音編集室 1、2 が録音編集の目的ではなく、学習室等で実施できる目的で利用されていた。録音編集室の本来の目的利用頻度が低く、かつ、学習室等一般的な施設が満室となることが多いことから、本来の目的と異なった利用の仕方がされている。

このことは本来の目的のために利用したいという市民の期待に反する結果となることもあり得る。市施設の有効利用のためにはやむを得ない状況もあると思われるが、施設本来の目的のために利用させることが望まれる。そのためにも、使用目的が特定される施設については、利用状況を調査することが必要である。

また、施設の開館時から録音編集室等の機械設備は変更・更新がなされておらず、現代のニーズを満たさない。ニーズに即するよう機械設備の更新を行うことも収支予測を踏まえて検討し、機械設備の更新が困難と判断された場合には、施設の名称変更（例えば、「多目的室」など）及び利用料金の改定を検討することが望まれる。

**【意見 5】16 ミリ映写機及びフィルムの活用について**

生涯学習センター各館で保管されている 16 ミリ映写機の使用頻度が低い。修理すべき映写機も取扱業者においても部品が用意できず修理が困難であることから修理はできていない。現状の利用状況からは修理の必要性がないのであるなら廃棄等の処分の検討が望ましい。

一方、フィルムは専用の保管棚に整理されて保管されており、一覧表も作成されている。しかし、使用可能かどうかも含めた現物の確認が定期的に行われていない。毎年定期的に現物の確認を実施する必要がある。また、制作年数が古いフィルムは劣化が進み利用不可となる可能性がある。フィルムには購入品と市自らの制作品（著作権が市に帰属しているコンテンツ）が存在する。市として作成したフィルムについては、作成した所管課において一部はDVDに複製・保管されているが、一部はされていない。それらについては今後活用するかどうか検討し、活用する場合にはデジタル方式による保管なども検討することが望まれる。一方、購入品は著作権法により複製等はできない。従って、劣化等の事実の有無を調査し、廃棄等の処分を検討することが必要である。

**【措置済事項 1】現金実査記録の保存について**

クリエイトホールでは、引継時、閉館時及び開館時に現金の実査を行っているが、入金記録との照合にとどまっており、クリエイトホールに保管されている現金残高の記録が残されていない。また、クリエイトホール（開館時）及び南大沢分館（すべて）では、現金実査の担当者氏名の記入がなされていない。そのため、現金実査

の実施者を特定することができない。

当日の実際の入金額と入金記録との照合も重要な手続ではあるが、当日の現金残高が一致しているかを確認した証跡を保管するとともに実施者の氏名の記入を徹底する必要がある。

また、南大沢分館、川口分館で金種表の形式が統一されていない。上長によるモニタリングや異動等に伴う業務効率性の観点から、クリエイトホールも含めて3館で統一した記録用紙を作成することが望まれる。

なお、本報告書提出日現在、記録用紙が3館で統一されていること及び実施者のサインがなされていることを確認した。

#### 【措置済事項2】備品の管理について

クリエイトホールで保管されている備品のスポットライト（備品番号 10023862）が備品台帳に計上されていない。当該備品は、旧市民会館（平成23年3月閉館）閉館後に生涯学習センターにて利用可能であることから、旧市民会館から移管した。この際、旧市民会館の所管課である学園都市文化課及び受入の所管課である学習支援課が、「八王子市物品管理規則」第19条に規定されている所管換の手続を行うべきであったところを失念した。また、受入を行った学習支援課でも備品台帳に登録されているかどうかの確認を失念した。その結果、当該備品は備品台帳に計上されない状況が継続した。

他の所管部署から受け入れた備品について、所管換が払出し部署で実施すべき手続であっても、備品台帳に計上されているべきかどうか確認する必要がある。

なお、本報告書提出日現在、備品台帳に計上されていることを確認した。

#### （2）講座開設事業について

##### 【概要1】自主講座の概要

学習支援課では、生涯学習センターにおいて講座を企画・運営している。平成24年度に実施された講座数は261講座である。講座企画方法は2とおりあり、学習支援課の職員が企画する方法と公募市民の講座企画委員による企画の方法がある。

講座は大きく分けて、市民自由講座、ゆうゆうシニア講座、青少年講座、家庭教育関係講座、国際理解講座及び日本語講座に区分される。このうち、青少年講座、家庭教育関係講座は、小中学生をはじめとする若年層に対する学習支援のため、日本語講座在留外国人の学習支援のため、受講料を徴収していない。また、受講料を徴収する講座（市民自由講座、ゆうゆうシニア講座及び国際理解講座）の受講料は1回200円である。

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

類似した事業として、学園都市文化課が開催している学園都市大学がある。学園都市大学は学園都市文化課が所管であるが、ふれあい財団に運営が委託されている。また、講座の企画は大学コンソーシアム八王子に加盟している各大学に実質的に行っている。

学園都市大学の開催目的、実施回数等は、学習支援課の自主講座とは大きく異なる。ともに市民を対象としているが、学園都市大学は専門的な分野について八王子地域 23 大学の特色を生かした深い知識を習得することを目的としている。八王子学園都市「大学」としていることから、複数回開催講座が中心となっており、受講料も 2,000 円以上である。ただし、実施回数 1 回の無料講座「公開講座」もある。

学園都市大学は半年間のカリキュラム（予定）を確定させて公開しているが、自主講座は講師の予定もあるが機動的な講座開催を方針としているため、概ね 2 ヶ月前に確定させている。そのため、冊子等による告知ではなく広報はちおうじなどによって告知が行われる。

#### 【概要 2】講座の開催状況

講座数及び延利用人数の推移は以下のとおりである。

|           | 平成 22 年度 |          | 平成 23 年度 |          | 平成 24 年度 |          |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|           | 講座数      | 延参加者数    | 講座数      | 延参加者数    | 講座数      | 延参加者数    |
| 市民自由講座    | 104 回    | 6,657 人  | 150 回    | 11,362 人 | 140 回    | 16,192 人 |
| ゆうゆうシニア講座 | 11 回     | 615 人    | 14 回     | 641 人    | 21 回     | 1,354 人  |
| 青少年講座     | 14 回     | 447 人    | 15 回     | 522 人    | 26 回     | 990 人    |
| 家庭教育関係講座  | 35 回     | 1,451 人  | 49 回     | 1,556 人  | 65 回     | 1,960 人  |
| 国際理解講座    | 3 回      | 237 人    | 4 回      | 344 人    | 6 回      | 529 人    |
| 日本語講座     | 3 回      | 1,765 人  | 2 回      | 536 人    | 3 回      | 1,053 人  |
| 合 計       | 170 回    | 11,172 人 | 234 回    | 14,961 人 | 261 回    | 22,078 人 |
| 講座受講料収入   | 1,361 千円 |          | 2,616 千円 |          | 3,724 千円 |          |

講座数は、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて増加している。1 講座で複数回開催される講座もあるため、延開催数はさらに多くなる。そのため、講座受講料収入は講座数の増加及び開催数の増加に伴い増加している。

より多くの市民に多様な学習機会を提供するため自主開催講座を増加させている。

各講座に対しては、専門家（大学教授や著名人等）に講師を依頼しており、講座終了後、講師に謝礼金を支払っている。講座の実施状況及び謝礼金の支出は以下のとおりである。

#### IV 監査結果の指摘及び意見

| 内 容                    | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------------------|----------|----------|----------|
| 歳 出 金 額                | 4,437 千円 | 4,992 千円 | 5,011 千円 |
| 講 座 数                  | 170 回    | 234 回    | 261 回    |
| 講 座 開 催 数<br>(謝礼発生分のみ) | 504 回    | 543 回    | 621 回    |
| 平 均 謝 礼 金 額            | 8,803 円  | 9,193 円  | 8,053 円  |

講座及び講座開催数は増加しているが、1 講座当たりの講師への平均謝礼金額について、平成 24 年度は平成 23 年度と比較して低下している。これは、講座の開催数を増加させているが、予算が限定されているため、結果として講師への謝礼が減少しているためである。

#### 【意見】 自主講座の有効活用について

生涯学習センターでは、自主講座を開催している。一方、学園都市文化課で学園都市大学を開催している。学園都市大学の講座のうち、無料で実施している公開講座と学習支援課の自主講座は、重複または類似する可能性がある。双方で重複または類似する講座開設は避けたり、逆に人気がある講座であれば双方で実施時期をずらしてそれぞれ実施することが考えられる。学習支援課と学園都市文化課で過去には講座の有効活用や情報交換などについて協議等行っていたが、学園都市大学は、企画、運営、管理をそれぞれ異なる団体が実施しているため、現在は調整が休止している状況である。

所管課のみではなく、市民の視点に立ち、それぞれが開催している講座について学園都市文化課やふれあい財団等も含めて情報交換や協議を実施し、講座の有効活用が望まれる。

また、生涯学習推進本部においても他の所管部門で実施している講座について実施時期が近いような重複開催がないか、相互に必要な講座開催はないかなど、講座の有効活用の検討が望まれる。

#### (3) 施設予約システム管理運営事業について

##### 【概要】 利用者登録の概要

生涯学習センターの利用に際しては、事前に施設予約管理システム「夢ネット」への施設利用者登録が必要である。夢ネットは、生涯学習スポーツ部が管理しており、生涯学習センターのほか、スポーツ施設管理課管轄のスポーツ施設（市民球場や市民体育館など）予約と同一のシステムである。生涯学習センター施設利用者登録は、社会教育団体、一般団体、個人に区分されて行われる。施設利用者登録が行われると利用者カードが発行され、利用者番号が付される。登録後、原則として、施設予約システムにて施設利用の予約を行う。

新規登録数及び累計登録数の状況は以下のとおりである。

| 平成 22 年度<br>新規登録数 | 平成 23 年度<br>新規登録数 | 平成 24 年度<br>新規登録数 | 平成 25 年 3 月末現在<br>累計登録数 |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------|
| 550 件             | 560 件             | 491 件             | 7,818 件                 |

上記から年間 500 件程度の新規登録が行われている。一方、削除規定等が設けられていないことから、施設利用登録申請者から申し出がない限り、登録が継続される。

#### 【意見】利用者登録の確認について

生涯学習センターを利用するための利用者登録は、一回登録すれば永久的に生涯学習センターの利用が可能となる。そのため、利用登録データが増加し続けるとともに、他人への貸与・譲渡等が行われる恐れがある。

同じシステムを利用しているスポーツ施設管理課が管轄しているスポーツ施設の利用登録は 2 年、別システムの図書館の利用登録は 5 年ごとの更新が必要である。

他の利用登録更新時期を参考にして、利用登録の更新を行うことが望まれる。一定期間未利用の登録者については、今後の利用状況の確認を行い、利用意思がない場合や連絡が取れない場合には、失効処理の検討を行うことが考えられる。

### 3. 市民活動推進部学園都市文化課

#### (1) 八王子学園都市大学の管理運営業務について

##### 【概要 1】八王子学園都市大学の収支状況

八王子学園都市大学に関連して発生した事業費用及び講座開設による収入の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

|           | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 事業費用（歳出）  | 64,626   | 62,854   | 64,930   |
| 講座受講料（歳入） | 11,936   | 12,184   | 16,515   |
| 差 引       | 52,690   | 50,670   | 48,415   |

平成 24 年度の事業費用は、八王子市所定の規定に基づいて学園都市大学の学長に対して支払う報酬等 1,206 千円及びふれあい財団に対し支払う業務委託料 63,724 千円からなっている。

また、一般講座において受講生が支払う講座受講料は八王子市の収入となっている。

以上の結果、平成 24 年度の八王子市が負担した学園都市大学の運営費用は、実質的には 48,415 千円（64,930 千円－16,515 千円）であるということが出来る。

【概要２】ふれあい財団への運営委託

学園都市大学の運営については、開設当初よりふれあい財団と運営委託契約を締結している。当該契約は、随意契約による１年契約である。

委託契約における仕様書によれば、具体的な委託業務の概要は以下のとおりである。

《仕様書上の委託業務の内容》

(ア) 講座開設

- (a) 大学等講座提供団体との講座開設及び調整に関する業務
- (b) 講座の内容の調整に関する業務
- (c) 講座案内、ポスター等の作成及び募集 PR 業務
- (d) 託児ができる講座の開設

(イ) 受講生募集

- (a) 受講生の登録及び受講申込受付業務
- (b) 受講の決定に関する業務
- (c) 受講料の納入に関する業務

(ウ) 講座管理

- (a) 講座開講及び休講に関する業務
- (b) 講座内容の記録に関する業務
- (c) 修了証及び称号記の授与に関する業務
- (d) 講座・講師のデータ管理に関する業務

(エ) 受講生管理

- (a) 受講状況等に関する業務
- (b) 受講生のデータ管理に関する業務

(オ) その他

- (a) ホームページの作成及び更新に関する業務
- (b) 講座案内への広告掲載に関する業務
- (c) 自習室に関する業務
- (d) 他の自治体の市民大学との交流講座の調整・講師派遣等に関する業務

上記委託契約に係る業務委託料については、当初に締結された委託契約書上で概算の金額が定められており、当該概算金額を年度にわたり月次で支払う。

その後、年度の業務委託期間終了後に、委託業者は支払いを受けた委託料の執行の状況を明らかにした精算書及び業務内容を記した事業報告書を八王子市に提出し、当該精算書及び事業報告書に基づき当初契約時の概算額と最終的に確定した執行金額との差額の精算を行う。

平成 24 度の精算状況は以下のとおりであった。

|          |              |
|----------|--------------|
| 当初契約額    | 63,729,000 円 |
| 執行金額     | 63,724,204 円 |
| 精算額（返納額） | 4,796 円      |

### 【概要 3】講座・受講生の状況

学園都市大学の講座は、その性質の観点から以下の 4 種類に分類することが出来る。

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 公開科目 | 各大学等で実施する授業のうち、学園都市大学の科目として提供された科目 |
| 持出科目 | 各大学等の授業のうち、学園都市センターで実施する科目         |
| 特設科目 | 各大学等が学園都市大学のために、新たに設置する科目          |
| 公開講座 | 一般開放する講演会等の講座                      |

上記のうち、公開科目、持出科目及び特設科目については、講座の内容や時間に応じて受講料が設定されている。受講希望者は、所定の申込手続及び受講料の支払手続を行った上で、当該講座（以下、「一般講座」と総称する。）を受講する。

一方で、公開講座の受講料は無料であり、受講希望者は所定の申込手続は要せず、直接会場へ出向き自由に講座を受講することが出来る。

一般講座及び公開講座に関する直近 3 年度の講座数及び受講生数の推移は、以下のとおりである。

|          | 一般講座  |         | 公開講座 |         | 合計    |         |
|----------|-------|---------|------|---------|-------|---------|
|          | 講座数   | 受講生数    | 講座数  | 受講生数    | 講座数   | 受講生数    |
| 平成 22 年度 | 225 回 | 2,393 人 | 65 回 | 5,311 人 | 290 回 | 7,704 人 |
| 平成 23 年度 | 220 回 | 2,301 人 | 64 回 | 4,809 人 | 284 回 | 7,110 人 |
| 平成 24 年度 | 252 回 | 2,757 人 | 60 回 | 2,737 人 | 312 回 | 5,494 人 |

一般講座については、平成 23 年度は東日本大震災の影響で夜間講座を一部取りやめた事を加味すれば、着実に新設講座等が企画されており、それに伴い受講生数も増加している傾向にある。その結果として、八王子市の歳入となる受取受講料も増加することになる。

公開講座の受講生数は減少傾向が見受けられるが、当該講座は無料講座であるため、市の歳入の観点からは特に影響はない。ただし、講座によって定員数が大きく異なるので、講座数の増減と受講生数の増減は完全な相関関係にはないことに留意を要する。

**【概要４】委託契約に係るモニタリング**

月次ベースでのモニタリングとして、仕様書で様式が定められた「学園都市大学業務報告書」に基づき、翌月の 25 日までに報告を受けることとされている。

業務報告書の記載項目の概要は以下のとおりである。

(ア) 予算執行状況

- ・ 費目別の予算・実績・予算残額

(イ) 開講講座申込状況（講座別）

- ・ 受講形態、実施場所、実施日時
- ・ 定員
- ・ 申込人数、申し込み比率

(ウ) 当月に実施した業務内容

- ・ 講座管理の状況（休講、講座や講師の変更、託児講座の実施状況等）
- ・ 受講生管理の状況（男女、年代別、市内外、申込方法、登録者数）
- ・ 第三者委託の状況、自習室の利用状況等

(エ) 受講生の声

- ・ アンケート調査結果
- ・ その他の手段による情報収集結果等

(オ) その他報告事項

- ・ 事故等
- ・ 備品の管理状況
- ・ その他

また、年度末においては、収支を明らかにする決算書、業務内容を記した事業報告書の提出を受けることとされている。

**【意見】より効果的なモニタリングの実施について**

学園都市文化課が、委託業者から入手しているモニタリング資料を閲覧したところ、関連情報は十分に入手出来ており、実質的なモニタリング業務は相応に機能しているものと思われる。しかしながら、学園都市文化課がモニタリングを実施した際における、委託業者が実施した業務に対する評価結果やその内容が特に文書化がされていない状況が見受けられた。

今後において、学園都市大学はその運營業務を通じて、より一層有意義にその設立趣旨を達成していくことが求められる。それと同時に、学園都市大学の運営に係る委託業者に対する費用については、適正な水準の委託料の設定を図っていく必要がある。

そのためには、委託業者の業務については適時かつ有効に業務評価を実施し、将

来における学園都市大学の有効かつ効率的な運営に資するような一定の目標管理を行う必要があると思われる。また、そのような目標管理を通じて、委託業者に対して業務改善及び企画立案を促すことが重要である。

少なくとも、委託業者の業務評価については適切に文書化し、当該評価内容について市と委託業者との十分な共通認識を持った上で、将来の運営業務へフィードバックする仕組みが必要であると考ええる。

例えば、委託業者から提出を受ける資料のうち、年2回の頻度で集計される受講生に対するアンケートの調査結果があるが、現状のような単なるアンケート内容の集計結果の報告を受けるだけではなく、アンケートの回収率やアンケートに記載されたコメントのうち、特に委託業者が重視したもの及び重視した受講者のコメントに対する具体的な改善案とその進捗状況も合わせて報告する方が、より効果的なモニタリングが実施出来るものと思われる。

また、以下のようなデータ分析も、今後の講座企画等に際して、有意義なものであると思われる。

- ・ 登録者ごとの利用頻度（ヘビーユーザー及びライトユーザーの把握やその動向分析）
- ・ 受講登録している者のうち、実際の受講人数及びその世代別分析（潜在的に受講する可能性が高い受講登録者の把握やその動向分析）

いずれにしても、より戦略的な観点で定期的にモニタリング項目を見直し、その評価や分析結果を将来へフィードバックする仕組みを構築していくことが、八王子市にとって重要であるものと思われる。

### 第3．図書館事業に関する事務の執行について

#### 1．図書館の設置及び運営について

図書館法は、その第七条の二において「文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする」と規定している。文部科学大臣は、その基準について「図書館の設置及び運営上望ましい基準」（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）を公表している。

#### （1） 図書館の設置について

##### ① 図書館設置状況について

##### 【概要1】関係法令等

市町村の図書館サービスネットワークについて、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」は、「市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。（第一 総則 二 設置の基本1）」と規定している。

##### 【概要2】八王子市の図書館サービス網の構築の経緯

八王子市図書館は、昭和48年11月5日から移動図書館「青い鳥号（29人乗りマイクロバスを改造）」により巡回サービスを開始した。開始当初の巡回場所（サービスポイント）は17か所であったが、昭和51年7月に2号車、昭和53年9月に3号車によるサービスを開始した結果、巡回場所（サービスポイント）は87か所まで増加した。

その後昭和60年1月に中央図書館が開館し、以降平成8年10月に南大沢図書館、平成9年4月に川口図書館、平成11年10月に生涯学習センター図書館を開館した。そして平成18年7月には、北野市民センターの地区図書室を分室化し、北野分室とした。これにより現在の4館1分室の体制となった（移動図書館「青い鳥号」は、東京都の環境条例施行によって排気ガス規制に対応する必要があったが、それには多大なコストがかかることや、平成15年4月から市民センター等の地区図書室に予約図書を配送するサービスを開始したことによって、移動図書館のサービスの利便性の一部を地区図書室に移管できたことなどを勘案して、平成15年9月をもってその運行を終了した）。

また、八王子市では、他市の図書館との相互利用等を進め、市民への図書サービ

スの充実を図ってきた。すなわち、平成 14 年 4 月には相模原市との間に初めて図書館の相互利用協定を締結し、平成 19 年 10 月に町田市と、さらに平成 20 年 4 月には京王線沿線 7 市（八王子市・府中市・調布市・町田市・日野市・多摩市・稲城市）と図書館の相互利用協定を締結し、市民の読書環境の改善に努めてきた。そして平成 20 年 8 月には、あきる野市とも相互利用協定を締結し、これにより隣接するほぼすべての自治体との図書館相互利用協定の締結が完了し、市境に住む市民の読書環境の改善、そして市民の図書館に対する利便性の向上を図っている。

その他、八王子地域の大学等との連携を図り、専門書等公立図書館がカバーしきれていない領域についても、市民の生涯学習の援助や学習機会の確保に資するよう努めている。

### 【概要 3】 八王子市の図書館サービス網

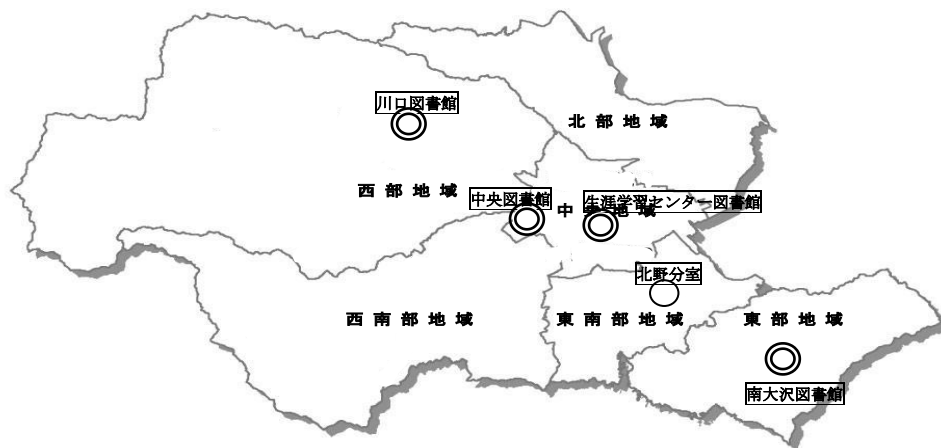
市は、4 図書館 1 分室で図書館サービスを提供するほか、市民センター等の地区図書室にも図書を配本し、また、地区図書室で図書館にある図書の予約をし、受け取ることができるようにするなど、限られた資源の中で、市民がより快適に図書館サービスを利用できるよう、市全体としての図書館サービス網を整備している。

### 【概要 4】 図書館の設置状況

市町村の図書館の設置について、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」は、「公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。（第一 総則 二 設置の基本 3）」と規定している。

市の図書館の位置、床面積、蔵書収蔵能力、職員数等は以下のとおりである。

（ア）市の図書館（本館・分館）及び図書館分室の位置



#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

(イ) 図書館（本館・分館・分室）の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等

平成 25 年 3 月 31 日現在

|                   | 中央図書館                   | 生涯学習<br>センター            | 南大沢<br>図書館              | 川口図書館                 | 北野分室                  |
|-------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 床 面 積             | 5,581.40 m <sup>2</sup> | 2,038.98 m <sup>2</sup> | 1,675.00 m <sup>2</sup> | 919.39 m <sup>2</sup> | 301.00 m <sup>2</sup> |
| 蔵書収蔵能力<br>※1      | 410,000 冊               | 200,000 冊               | 180,000 冊               | 100,000 冊             | 45,000 冊              |
| 職員数（うち<br>司書人数）※2 | 44 人(31 人)              | 31 人(23 人)              | 17 人(10 人)              | 11 人(6 人)             | 1 人(1 人)              |

※1 蔵書収蔵能力は各図書館の開館時点のものである。

※2 職員数は正規職員と嘱託員の合計である。図書館業務はその他臨時職員・ボランティアによって行われている。

(ウ) 図書館数の他市との比較（多摩地区 人口 10 万人以上の自治体との比較）

（出所 平成 25 年度東京都公立図書館調査）

|         | 人口（人）   | 広さ（km <sup>2</sup> ） | 館数※ | 人口／館数<br>（人） | 広さ／館数<br>（km <sup>2</sup> ） |
|---------|---------|----------------------|-----|--------------|-----------------------------|
| 八 王 子 市 | 562,679 | 186.31               | 4   | 140,670      | 46.58                       |
| 立 川 市   | 178,127 | 24.38                | 9   | 19,792       | 2.71                        |
| 武 蔵 野 市 | 139,535 | 10.73                | 3   | 46,512       | 3.58                        |
| 三 鷹 市   | 179,938 | 16.50                | 5   | 35,988       | 3.30                        |
| 青 梅 市   | 138,431 | 103.26               | 12  | 11,536       | 8.61                        |
| 府 中 市   | 252,004 | 29.34                | 13  | 19,385       | 2.26                        |
| 昭 島 市   | 112,932 | 17.33                | 5   | 22,586       | 3.47                        |
| 調 布 市   | 223,220 | 21.53                | 11  | 20,293       | 1.96                        |
| 町 田 市   | 426,205 | 71.64                | 7   | 60,886       | 10.23                       |
| 小 金 井 市 | 116,445 | 11.33                | 3   | 38,815       | 3.78                        |
| 小 平 市   | 185,320 | 20.46                | 11  | 16,847       | 1.86                        |
| 日 野 市   | 178,543 | 27.53                | 7   | 25,506       | 3.93                        |
| 東 村 山 市 | 152,468 | 17.17                | 5   | 30,494       | 3.43                        |
| 国 分 寺 市 | 118,190 | 11.48                | 6   | 19,698       | 1.91                        |
| 東久留米市   | 116,015 | 12.92                | 4   | 29,004       | 3.23                        |
| 多 摩 市   | 145,950 | 21.08                | 8   | 18,244       | 2.64                        |
| 西 東 京 市 | 197,447 | 15.85                | 7   | 28,207       | 2.26                        |

※各自治体の図書館（設置）条例に記載された図書館数

**【意見】現況分析とそれに基づく設置方針の考察について**

図書館の設置は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に示されているように地域の人口分布、人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して決定されなければならない。

上記分析のとおり、市の現状の図書館体制（4館（1分室））では、他市に比較し、1館当たりのカバーする面積が広く、また人口も多いという状況になっている。これは、現状の図書館数が十分ではない可能性があることを示唆している。また、市民の中に、市の図書館数への不満や図書館数を増やすことを要望する意見があることを、各種アンケートや生涯学習審議会の会議録などから伺い知ることもできる。

では、人口分布、人口構成、面積、地形、交通網等、八王子市の固有の事情を考慮して、どの位置にどの程度の規模の図書館（または図書館サービスを実行できる施設）が必要なのか。「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」はまさにそのことの考察を市町村に要求しているのであるが、市の生涯学習審議会や読書のまち八王子推進連絡会議の会議録を見る限り、近年そのような考察を行った形跡は見受けられない。

現状の市の特性を十分に分析し、どの程度の図書館サービスが必要か、どの程度の規模の施設が必要かを明らかにしなければ、図書館サービス網に関する施策は場当たり的となり、結果として地域住民が満足しうる図書館サービス網を構築できないリスクが高まる。「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」による規定を引用するまでもなく、より市民の満足度の高い図書館サービス網をより効率的に構築するためには、まず初めに現況を十分に分析し、現状の図書館サービスにはどの程度の不足があるのかについて考察することが必要である。

**② 地区図書室との連携について****【概要】地区図書室との連携**

市は、市全体に対する図書館サービスの向上のため地区図書室との連携を行っている。地区図書室は、市民センター内に14か所、市民集会所に2か所、地区会館に1か所の合計17か所あり、図書館と連携して読書活動の推進を行っている。地区図書室でのサービスは、一般的な図書の貸出しやおはなし会などの催しが中心であり、雑誌や新聞の提供、調べもののための図書などは扱っていない。地区図書室は基本的に地域住民によって運営されており、地域のコミュニティの場として位置づけられている。

地区図書室の蔵書は主に八王子市図書館が配本したものであり、市民はその図書の貸出しを受けることができるほか、窓口でリクエストや予約を行うこともできる（地区図書室での受取りは地区図書室で予約したもの及び図書館窓口や電話でリクエストしたものについて受け取ることができ、インターネットを介して図書館ホー

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

ムページから予約した場合には地区図書室で受け取ることはできない）。

平成 25 年 3 月 31 日現在、市が連携している地区図書室の概況は以下のとおりである。

| 地区図書室名<br>(開始年月日)                   | 開室時間                                            | 蔵書数<br>(冊) | 利用者<br>数<br>(人) | 貸出<br>冊数<br>(冊) | 予約<br>件数<br>(件) |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 大和田市民センター<br>(S59. 08. 05)          | 火～土<br>14:00～16:00<br>日<br>9:30～11:30           | 9, 771     | 4, 384          | 6, 470          | 79              |
| 由井市民集会所<br>(S59. 10. 02)            | 水・土・日<br>14:00～16:00                            | 5, 940     | 2, 111          | 4, 251          | 98              |
| 石川市民センター<br>(S59. 12. 19)           | 水・土・日<br>14:00～16:00                            | 12, 004    | 5, 559          | 11, 075         | 1, 030          |
| 横山南市民センター<br>(H15. 07. 07)          | 水～金<br>14:00～16:00<br>火・土・日<br>10:00～12:00      | 22, 293    | 9, 779          | 18, 752         | 315             |
| 加住市民センター<br>(S60. 07. 24)           | 水・金・土<br>14:00～16:00                            | 13, 700    | 1, 225          | 1, 386          | 8               |
| 浅川市民センター<br>(S61. 04. 23)           | 水・土・日<br>14:00～16:00                            | 3, 538     | 3, 080          | 6, 010          | 130             |
| 元八王子市民集会所<br>(S61. 07. 26)          | 月・水・土<br>14:00～16:00                            | 6, 130     | 1, 094          | 1, 911          | 8               |
| 子安市民センター<br>(S62. 12. 27)           | 水 14:00～16:00<br>金 19:00～21:00<br>日 10:00～12:00 | 7, 680     | 733             | 1, 417          | 0               |
| 由木中央市民センター<br>(S63. 03. 22)         | 火～日<br>14:30～16:30                              | 24, 776    | 4, 831          | 7, 446          | 17              |
| 元八王子市民センター<br>(S64. 01. 07)         | 水・土・日<br>14:00～16:00                            | 11, 759    | 2, 053          | 3, 314          | 19              |
| 由井市民センター<br>(H1. 02. 15)            | 水・木・土<br>14:00～16:00                            | 8, 256     | 2, 120          | 5, 141          | 2               |
| 由井市民センター<br>みなみ野分館<br>(H22. 11. 01) | 水・木・土<br>14:00～16:00                            | 9, 930     | 10, 438         | 17, 075         | 1, 533          |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

|                           |                                                      |         |        |         |       |
|---------------------------|------------------------------------------------------|---------|--------|---------|-------|
| 由木東市民センター<br>(H2. 03. 20) | 火・水・木・土<br>14:00～16:00                               | 19,486  | 4,760  | 8,965   | 487   |
| 中野市民センター<br>(H2. 04. 25)  | 水・土<br>14:00～16:00<br>木 14:30～16:30<br>日 10:00～12:00 | 11,576  | 2,517  | 4,584   | 11    |
| 恩方市民センター<br>(H7. 11. 01)  | 水・木<br>14:00～16:00<br>土 10:00～12:00                  | 13,067  | 4,097  | 6,944   | 113   |
| 台町市民センター<br>(H8. 04. 10)  | 水・木・土<br>14:00～16:00                                 | 10,093  | 3,222  | 8,501   | 75    |
| 北野南部会館<br>(H8. 08. 21)    | 月・水・土<br>14:00～16:00                                 | 7,937   | 6,358  | 12,775  | 817   |
| 合計（17ヶ所）                  |                                                      | 197,936 | 68,361 | 126,017 | 4,742 |

※蔵書数は平成 25 年 3 月 31 日現在、利用者数・貸出冊数・予約件数は平成 24 年度 1 年間の累計である。

移動図書館サービスを行っていない八王子市にとって、地区図書室は広域図書館サービスの重要な拠点であり、地区図書室における図書館サービスの充実が市全体の図書館サービスにとって重要なウェイトを占めていることは認識されているところである。特に、八王子市が掲げる「いつでも、どこでも、だれでも」本に親しむことができる環境を整備するためには、市民と図書館サービス拠点の物理的な距離やアクセス時間の短縮が肝要であり、したがって、地区図書室の分室化・充実化は「読書のまち八王子推進計画」においても重要な施策のひとつとして掲げられている。市はこれまで、分室化については、平成 18 年 7 月に北野地区図書室を中央図書館の分室として整備し、充実化については、平成 19 年 4 月に図書を配送するメール便を増便するなどの施策を実行し、利用者の手元に希望した本が届くまでの時間の短縮を図ってきた。

#### 【意見】地区図書室の分室化のための現況分析の必要性について

市はその面積・人口に対して図書館の数が必ずしも十分ではないとの認識に基づき、過去から地区図書室の分室化や充実化を計画に織り込んでいるところではあるが、分室化については平成 18 年の北野分室以降実現していない。

分室化が進まないのは、分室により新たな予算が必要となるという財政上の理由があることもさることながら、現況分析に裏付けされたその地域に必要な図書館サービス（または分室化によって得たい効果）が具体的にないことにも原因があったのではないだろうか。

市では、図書館サービス拠点が不足しており、地区図書室の分室化がその有効な解決策であることは、さまざまなデータから容易に想像できる。図書館サービス拠点の増設にあたっては現行分析に基づく戦略的な設備投資が必要であることは、地区図書室の分室化にも当てはまることである。今後のより効率的、効果的な設備投資のため、十分に現況を分析し、必要な図書館サービス量を特定することを検討すべきである。

### ③ 他市図書館との相互利用について

#### 【概要 1】相互利用協定締結の経緯

市は、市民の図書館への利便性の向上、特に市境に住む市民の読書環境の改善のため、隣接する自治体と以下のとおり図書館相互利用協定の締結を進めてきた。

| 自治体名                                    | 相互利用開始時期     |
|-----------------------------------------|--------------|
| 相模原市                                    | 平成 14 年 4 月  |
| 町田市                                     | 平成 19 年 10 月 |
| 京王線沿線 7 市（八王子市・府中市・調布市・町田市・日野市・多摩市・稲城市） | 平成 20 年 4 月  |
| あきる野市                                   | 平成 20 年 8 月  |

#### 【概要 2】相互利用協定の内容

各市との相互利用協定において、八王子市は協定締結先の市に在住の利用者に対しても市内在住（通勤通学を含む、以下同じ）の利用者とほぼ同一の図書館サービスを提供している。

一方、市内在住の利用者が他市の図書館を利用する場合、市の担当者によると、相模原市、あきる野市との相互利用協定においては、サービス内容に差はないとのことである。しかし、京王線沿線 7 市との相互利用協定においては、市内在住の利用者が他市の図書館を利用する場合、他市に在住の利用者が受けられるサービスと同等のサービスを受けることができず、市によって、例えば、貸出冊数が少ない、リクエストや予約ができない場合がある。

【概要 3】相互利用の状況

相互利用協定を締結した自治体との平成 24 年度の相互利用の状況は以下のとおりである。

| 自治体名    | 八王子市民の他市図書館の<br>利用状況 |                |             | 相互利用協定市の市民の八王子市<br>図書館の利用状況 |                |             |
|---------|----------------------|----------------|-------------|-----------------------------|----------------|-------------|
|         | 登録者数<br>(人)          | 登録者数<br>累計 (人) | 貸出冊数<br>(冊) | 登録者数<br>(人)                 | 登録者数<br>累計 (人) | 貸出冊数<br>(冊) |
| 相 模 原 市 | 960                  | 19,242         | 78,173      | 143                         | 2,675          | 21,595      |
| あきる野市   | 254                  | 1,255          | 25,856      | 20                          | 99             | 603         |
| 町 田 市   | 124                  | 938            | 16,937      | 206                         | 1,551          | 23,437      |
| 調 布 市   | 101                  | 748            | 4,017       | 14                          | 88             | 737         |
| 府 中 市   | 171                  | 1,039          | 5,295       | 20                          | 143            | 1,585       |
| 日 野 市   | 456                  | 3,462          | 44,745      | 161                         | 1,041          | 18,000      |
| 多 摩 市   | 939                  | 4,695          | 89,939      | 62                          | 460            | 9,234       |
| 稲 城 市   | 69                   | 555            | 6,829       | 11                          | 51             | 530         |
| 計       | 3,074                | 31,934         | 271,791     | 637                         | 6,108          | 75,721      |

町田市民の八王子市図書館の利用数が八王子市民の町田市図書館の利用数を上回ったほかは、すべて八王子市民の他市図書館の利用数が相互利用協定市の市民の八王子市図書館の利用数を大きく上回っている。

【意見】相互利用協定の条件の見直しの検討について

京王線沿線 7 市との相互利用協定が、八王子市にとって不利な内容となっている（他市の利用者は八王子市の図書館を市民と同様の条件で利用できるが、八王子市民が他市の図書館を利用する場合一定の制限がある）。

これは、相互協定によってそれぞれの市が得られるメリットの差を調整したものであるとも考えられるが、図書館法第 3 条の図書館奉仕の理念（図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することになるように留意し・・・）からすると、図書館サービスについては、地方自治体はすべからく相互に協力すべき立場にあり、不公平な協定はこのような図書館法の理念に反しており、好ましい状態であるとはいえない。

このような不公平な協定となった原因として、市の広域図書館サービスが他市のそれよりも劣っているということが少なからずあるようである。市は、引き続き広域図書館サービスの改善に努めるとともに、不公平な協定内容を改善すべく関係各市と折衝を続けるべきである。

## ④ 大学図書館との連携・協力について

## 【概要】大学図書館との連携・協力

図書館の連携・協力については、「図書館の設置及び運営上望ましい基準」は、「図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする」（第一総則 四 連携・協力 1）と規定されている。さらに、「図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。」（第一総則 四 連携・協力 2）旨を規定し、図書館に対して、住民の多様な図書館サービスに対する要望に応えるため、積極的に外部団体等と連携し協力を進めることを求めている。

これについて、八王子地域には多くの大学等の教育施設があり、市はこのような八王子市の特性を利用し、特に「大学コンソーシアム八王子」（※）に加盟する学校と連携し、調べものをする市民が専門書に触れる機会の充実を図っている。

（※）学園都市づくりをより効果的に行うために、平成 21 年 4 月に設立され、人材、資産、資金を集中させ、大学・市民・経済団体・企業・行政などが連携・協働し、産学公による共同研究、生涯学習の推進、情報の発信、学生と市民との交流、外国人留学生の支援等に取り組む団体の連合組織である。

平成 24 年 5 月 1 日現在において、何らかの形で図書館施設を市民に開放している大学等及びその蔵書規模は以下のとおりである（大学コンソーシアム八王子ホームページより）。

（単位：千冊）

| 大学名    | 蔵書数（概算） |
|--------|---------|
| 杏林大学   | 247     |
| 多摩美術大学 | 144     |
| 創価大学   | 977     |
| 東京薬科大学 | 103     |
| 拓殖大学   | 437     |
| 中央大学   | 1,926   |
| 法政大学   | 745     |
| 東京工科大学 | 137     |
| 首都大学東京 | 643     |

|            |        |
|------------|--------|
| 東京家政学院大学   | 231    |
| 工学院大学      | 108    |
| 明星大学       | 764    |
| 東京工業高等専門学校 | 101    |
| 帝京大学       | 535    |
| 帝京大学短期大学   | 43     |
| 東京造形大学     | 106    |
| 合計（16 大学）  | ※7,247 |

※ 合計は監査人がホームページ記載の概算値を千冊単位のまま合算したものである。

ただし、大学等の側からすれば、図書館は、基本的には学生の学習のために学生から徴収した学費で運営されているものであるため、市民が市の図書館を利用するのと同様に大学等の図書館を利用できるようにするにはもともと大きな制約がある。そのため、大学等によってはレファレンスや館外貸出に制限をかけているケースもあり、また、使用料（登録料）の徴収や利用前の予約を必要とする大学もある。

なお、市の担当者によると八王子市民の大学等の図書館の利用状況は把握していないとのことであった。

#### 【意見】大学図書館の利用状況の把握について

大学等の図書館の開放は、市にとっては、図書館サービスの拠点のひとつとして図書サービスの地域格差等を平準化する効果や、より専門的な書籍の閲覧の機会を提供するといった効果があると考えられている。しかしながら、市民の利用状況を把握していないため、その効果がどの程度あるのか検討できていない。

少なくともまずは市民の利用状況を把握し、現状の条件のもとでの大学等の図書館の開放が市民にとってどの程度役立っているか、条件の緩和を交渉する必要はないか等についての考察するための情報を入手すべきである。そして、市全体として必要な図書館サービスを考察する際のひとつの要素として考慮すべきである。

#### （２） 図書館の運営について

##### 【概要１】基本的運営方針及び事業計画

基本的運営方針及び事業計画については、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、以下のように規定されている。

（ア）市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

(イ) 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

(ウ) 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

また、特に子どもの読書活動の推進に関しては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号）において、「市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない」（第 9 条第 2 項）旨が規定されている。

市は、市民の生涯にわたる読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめる環境の整備を目指し、「第二次読書のまち八王子推進計画」を策定・実行している。

「第二次読書のまち八王子推進計画」は「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において要求されている基本的運営方針や事業計画に対応する「生涯読書活動推進計画」と、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において要求されている市町村子ども読書活動推進計画に対応する「子ども読書活動推進計画」、そしてそれら計画の所管と実施計画をまとめた「具体的取組項目の所管と実施計画」から構成される。

計画の実施状況・達成状況は年度ごとに所管によって自己点検されるほか、「読書のまち八王子推進連絡会議設置要綱」によって設置された「読書のまち八王子推進連絡会議」によってモニタリングされている。なお、当該会議はいわゆる要綱によって設置された会議体であるため、その活動範囲等は他の法令（図書館法や条例等）によって担保されていない。「読書のまち八王子推進連絡会議」の所掌事項は、同要綱の第 2 条において「生涯読書活動推進計画」及び「子ども読書活動推進計画」を総合的に検討することであると規定され、その活動範囲は限定されている。

#### 【概要 2】運営の状況に関する情報の提供

平成 20 年 6 月の図書館法改正によって、「図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。」（第 7 条の 4）旨が規定された。

市は、例えば、各図書館の所在地や開館時間といった基本的な情報のほか、提携する図書館情報、関連する規則、各種催しの予定や実績等について、ホームページで開示するほか、その時々図書館情報を図書館報「らいぶらりい」（3ヶ月に1度発行）に掲載し図書館において市民に配布するなど、従来から図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供している。

#### 【概要3】運営の状況に関する評価

同じく平成20年6月の図書館法改正によって、「図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」（第7条の3）旨が規定された。

市は、以前から図書館事業の評価については、「読書のまち八王子推進計画」の取組状況の評価として行ってきたところであり、当該評価は所管課の自己評価のほか、外部有識者も交えた読書のまち八王子推進連絡会議によって検討されてきたところである。

平成20年6月の図書館法改正によって、運営の状況についての評価が新たに要求されたため、市は「読書のまち八王子推進計画」の取組状況の評価とは別に、運営の状況に関する評価項目を設け、平成22年度に遡って評価を開始した。諸般の事情により、運用の状況に関する評価としての自己評価は平成24年になってから実施することになったが、市は当該評価について平成24年10月に生涯学習審議会から外部評価としての意見を取り入れ、それらの結果を取りまとめたうえで平成25年1月にホームページにおいて市民に公表した。

#### 【概要4】市民満足度調査（利用者アンケート）

市は、図書館の利用者が図書館サービスの何を重要とし、どこに満足していないかを明確にし、より質の高い図書館サービスを行うことを目的として、市民満足度調査（利用者アンケート）を実施している。

平成24年度の市民満足度調査の概要は以下のとおりである。

##### （ア）調査の方法

- ・ 調査対象者

4 図書館（中央図書館・生涯学習センター図書館・南大沢図書館・川口図書館）及び北野分室の利用者（10歳代から60歳代） 各100人、合計500人

- ・ 調査内容

提示した10項目について、重要度（市民が図書館サービスについて、どんなことを重視しているか）及び満足度（市民が図書館サービスについて、どれだけ満足しているか）について点数を付してもらう（1点～4点）

## (イ) 調査の結果

| 項目                                    | 重要度  | 満足度  | 満足度<br>-重要度 |
|---------------------------------------|------|------|-------------|
| 借りられる図書の冊数（現在は10冊）                    | 3.19 | 3.21 | 0.02        |
| 図書を借りられる期間（現在は2週間）                    | 3.35 | 2.83 | -0.52       |
| 予約できる冊数（現在は30冊）                       | 2.96 | 2.94 | -0.02       |
| 予約取り置き期間（現在は2週間）                      | 3.06 | 2.99 | -0.07       |
| 利用できる時間（現在は午前10時～午後7時）                | 3.38 | 2.84 | -0.54       |
| 館内での図書の探しやすさ                          | 3.32 | 2.98 | -0.34       |
| ホームページや利用者用検索機での図書の探しやすさ              | 3.27 | 3.00 | -0.27       |
| 職員の応対                                 | 3.37 | 3.42 | 0.05        |
| 図書の充実度                                | 3.49 | 2.75 | -0.74       |
| 開催している自主事業について<br>（図書館まつり・講演会・テーマ展示等） | 2.64 | 3.02 | 0.38        |

本調査の結果では、図書の貸出期間、利用時間、探しやすさ、図書の充実度などの項目について、利用者は相対的に重要であると考えているものの、図書館サービスはその期待に応えられていない。また、自主事業（催し）については、利用者は相対的にそれほど重要とは考えていないものの、一定の満足は得られているということが伺われる。

これらの市民満足度調査の結果は、それを参考にして予約できる図書数を変更した実績があるなど、これまでも図書館サービスの改善の参考にされてきたところである。図書館奉仕という側面からすると、利用者（潜在的な利用者を含め）の満足度が図書館サービスの成果そのものであるということもできるため、非常に意義のある取り組みであると評価できる。

## 【概要5】図書館協議会について

## (ア) 関係法令等

「図書館法」第14条は、「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として、図書館協議会を置くことができる」としている。また、「図書館の設置及び運営上望ましい基準」では、図書館協議会について「市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。」と規定し、努力目標としての文言ではあるものの、

市町村に図書館協議会を設置し、そこにおいて利用者及び住民のニーズを十分に検討し、図書館運営を行うことを求めている。

##### (イ) 八王子市の対応

市は平成 19 年 6 月までは八王子市図書館協議会規則に基づき図書館協議会を設置・運営していたが、平成 19 年 7 月に、図書館協議会は、社会教育委員会議、公民館運営審議会とともに生涯学習審議会に統合することにより、廃止された。

これらの統合の効果や影響について、統合決定時の資料において以下のように記されている。

- ・ 生涯学習（学校教育を除く）の推進という総合的な視点で調査研究できる。
- ・ 生涯学習の諸計画策定の際に専門の検討会を設置する必要がなくなる。
- ・ 図書館や公民館等の連携や相互支援についても総合的に検討できる。
- ・ 委員の人数が 36 人から 16 人となり、経費の削減ができる。

また、図書館協議会の廃止の法的側面については、図書館協議会は「図書館法」第 14 条第 1 項の規定を根拠に設置しているが、法律上の必置義務はない。よって制定する条例（八王子市生涯学習審議会条例）を根拠に生涯学習審議会に統合することに問題はないとしている。

##### (ウ) 他市の状況

本外部監査実施時点において、多摩 26 市のうち 23 市は、図書館に関して専門的に協議するための会議体を条例によって設置しているが、以下の 3 市はそのような会議体を条例によって設置していない。

###### ➤ 八王子市

図書館協議会を社会教育委員会議、公民館運営審議会と統合し、生涯学習審議会として設置。そのほか読書のまち八王子推進連絡会議を要綱により設置。

###### ➤ 武蔵野市

図書館運営委員会を要綱により設置。

###### ➤ 府中市

図書館サービス検討協議会を要綱により設置。

なお、上記の 3 市の各会議体は、ホームページにおいて会議録を公表している。会議録によれば、武蔵野市の図書館運営委員会及び府中市の図書館サービス検討協議会は、図書館運営全般について議論していることが確認できる。八王子市の読書のまち八王子推進連絡会議は、主に市民の読書活動に関する施策について「読書のまち八王子推進計画」に基づいて議論・評価・決定しており、また、生涯学習審議会は生涯学習全般についての議論を行っている。

## 【意見】図書館協議会の設置の可否の検討について

市は平成 19 年 7 月をもって図書館協議会を廃止している。

確かに条文上は、図書館法第 14 条において「図書館協議会を置くことができる」と記されているため、市町村は必ずしもこれを設置する必要はない。また、文部科学大臣が公表している「図書館の設置及び運営上望ましい基準」においても、「市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。」とされているため、基準上も図書館協議会の設置はあくまで努力目標でしかないようにも思われる。

図書館法は、社会教育法に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発展を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とし（第 1 条）、図書館サービスが社会奉仕としての性格を有することから、図書館の施策や事業に関する規定は、努力義務または努力目標とする表現になっているだけであり、図書館の設置主体または運営主体は、表現の如何にかかわらず可能な限り対応しなければならないものと解される。少なくとも各規定の趣旨は達成されるよう施策および事業を決定し、運営しなければならないであろう。図書館協議会についても、「図書館法」がわざわざ条項を設けて規定し、さらに「図書館の設置及び運営上望ましい基準」でその項目を設けて説明を加えていることを考慮すると、たとえ条文の表現が努力目標や努力義務となっているとしても、市町村は、図書館の運営について専門的に協議する機関を設置すべきであると考えられる。

しかしながら、市には図書館協議会のように図書館の運営全体について専門的に協議する機関が存在しない。市の図書館運営に関する協議機関には、「読書のまち八王子推進連絡会議」と「生涯学習審議会」があるが、前者は要綱によって設置された会議体で、市民の読書活動に関する施策の推進を目的とし、読書のまち八王子推進計画を所掌事項とするものであり、後者は条例により設置された機関であるが、市民の生涯学習の振興を図ることを目的とし、生涯学習の振興に関する計画の立案や施策及び事業の評価を行うこと等を所掌事項とし、図書館事業の運営を専門的に協議する機関ではない。

ここ数年の両会議体の会議録を閲覧しても、前者は主に「読書のまち八王子推進計画」の立案及び事業評価について議論しており、後者は図書館に関しては運営状況の評価シートについて検討しているが図書館に関連しない議事も多く見受けられ、図書館の運営について専門的な検討や議論が行われているとはいえない状況にある。

結果的に、現状の仕組みにおいては、市には図書館サービス全体について専門的に議論する機関が存在しないのである。

このことが、例えば 4 館 1 分室の体制で十分なのか、地区図書室の分室化をどのように進めるか、他市図書館の相互利用や大学図書館の開放が図書館サービス全体

にどのような影響を及ぼしているかなどといった、戦略的な視点での情報収集や分析が不足している原因ではないか。

繰り返しになるが、生涯学習の分野において、特に図書館に関して法律が別個に設けられていること、そしてその法律において図書館協議会に関する条項が個別に設けていることの意義は大きい。今一度、図書館協議会（図書館運営を全般的に専門的に検討する機関）の設置の可否を検討されたい。

## 2. 図書館業務について

### （１）図書館資料の収集、整理及び保存について

#### ① 図書館資料の購入に関する契約事務について

##### 【概要１】市の物品の購入事務に関する規程等

書籍の購入の契約事務は、「八王子市物品の購入及び備品の修繕等に関する事務取扱要領」（「八王子市教育委員会物品の購入及び備品の修繕等に関する規程」第３条第２項により準用）に従って行われている。

「事務取扱要領」によると、市は、物品の購入を随意契約による場合には、原則として２者以上から見積書を徴しなければならない（第７条第３項（２））とし、例外的に、１者指定随意契約（２者以上から見積書を徴さず、１者のみを指定して随意契約を行うこと）とする場合には、「委託、役務、物品の購入契約における随意契約のガイドライン」を参考にして、１者指定とする必要が有るか否かについては慎重に判断しなければならない（第７条第３項（３））としている。

「ガイドライン」は、地方自治法施行令第１６７条の２第１項の第２号から第７号までに沿って１者指定随意契約を行える具体的な事例等を提示し解説しているものであり、例えば、契約の性質または目的が競争入札に適しない場合（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号）については、以下のような解説をしている。

「（１）特殊な技術、機器又は設備等を必要とする業務（物品）で、特定のものと契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合

- ① 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る業務
- ② 著作権法やその他の法令等の規定に基づき相手が特定される場合
- ③ 特殊な設備・機器で、運転・保守管理等を製作者しか対応できない業務
- ④ 試験、研究等の目的に供するため、極めて特殊な設備、技術等を有する業務
- ⑤ 不代替物であり又は用途が一定しており、それ以外の目的に使用することができないなど、特別な目的があるため購入先が特定される場合
- ⑥ 特定の者だけしか持っていない物品を購入する場合
- ⑦ 特定の技術者でなければ製造できない物品を購入又は製造注文する場合
- ⑧ 故障箇所が明らかでない物品の修繕等の場合、ただし、原則、当該物品の納入業者又は製造業者によることとする

(2) 業務上の経験、知識を特に必要とする場合、又は業務内容等に精通した者に行わせる必要がある場合

- ① 当該案件に先立って行われた試験的な業務の結果、当該試験的な業務を行った者に行わせる必要がある場合
- ② プロポーザル（提案）方式等により相手方が決定している場合
- ③ 既存の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、設計又は製作した者以外では業務を行うことができない場合、若しくは、著しく支障が生じるおそれがある場合」

「ガイドライン」は、上記の他、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号から7号に沿って1者指定随意契約を行える具体的な事例等を定めている。

**【意見】「委託・役務・物品購入契約におけるガイドライン」について**  
**(ガイドラインの位置づけ等の明記について)**

「委託、役務、物品の購入契約における随意契約のガイドライン」は、表題は必ずしも1者指定随意契約に限定しておらず、また、内容も地方自治法施行令の随意契約ができる場合の規定に沿って解説しているため、単なる随意契約のガイドライン（競争入札によらず随意契約によることができる場合のガイドライン）であるとも思われる。しかしながら、市の説明では、本ガイドラインの発行に関する通知（平成18年1月5日）において、「本通知で述べている随意契約とは、1者随意契約を意味しています」と記載されていることから、1者指定随意契約に関するガイドラインであるとのことである。

単なる随意契約（2者以上の見積りを比較し契約の経済的合理性を判断する方式）と1者指定随意契約では、リスクや判断のポイントが異なると考えられるため、両者には明確な区分が求められる。

まずは、本ガイドラインが1者指定随意契約のガイドラインであることを明記すべきである。ガイドラインの対象が1者指定随意契約であることを理解するために、発行時の通知まで遡らなければならないということは現実的ではないからである。

また、発行時の通知では、このガイドラインについて、以下のように記載している。

「別紙ガイドラインは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号のうち、第2号から第7号までの対象となる可能性のある契約案件の態様を例示したものです。したがって、随意契約方式を適用できる契約案件は、このガイドラインに例示したものに限定したものではなく、また、この項目に該当するものは直ちに随意契約を適用すべきものとする趣旨でもありません。

なお、契約方式については、契約事務の公平性を保持し、経済性の確保を図る観点から今後とも個々具体の発注案件ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断し決定するものとし、随意契約方式を適用することとした

場合は、別紙様式（随意契約指定理由書）によりその理由を十分整理しておいてください。」

この記載は、1 者指定随意契約が公平性や経済性を損なうリスクが相対的に高い契約方式であるため、その可否については、案件ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断することを要求し、「ガイドライン」はその判断にあたっての参考情報であることを示している。これらの 1 者指定による随意契約のリスクや判断上の留意事項、そして「ガイドライン」そのものの利用方法についても、「ガイドライン」に明記することが望ましい。

#### （ガイドラインの体系・内容について）

市の「委託、役務、物品の購入契約における随意契約のガイドライン」は、性質の異なる取引をまとめて規定しているため、1 者指定随意契約とすべきかどうかの判断の参考として「ガイドライン」を利用する場合、参照すべき規定を検索しにくいものとなっている。また、その表現も、概して抽象的なものとなっている。「ガイドライン」は、1 者指定によって随意契約を行ってよいかどうかについて、契約の専門ではない所管課が判断する際にも利用される。したがって、判断の総合的な指針を示したうえで、可能な限り具体的な事例を示すなど、まさにガイドラインとなり得よう工夫して記載する必要がある。

#### 【概要 2】「八王子市物品の購入及び備品の修繕等に関する事務取扱要領」等における所管課契約の範囲について

##### （ア）所管課契約の範囲拡大について

市は、全庁的な庁内分権の流れを受け、財務会計システムの習熟状況、契約研修の実施等を踏まえ、平成 24 年 5 月 1 日付で、「八王子市物品の購入及び備品の修繕等に関する事務取扱要領」等を変更し所管課契約（契約課を介さずに所管課で契約の合意ができる契約）の範囲を拡大している。

「八王子市物品の購入及び備品の修繕等に関する事務取扱要領」第 7 条（所管課契約）の範囲の新旧比較は以下のとおりである。

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

| 旧                                                                                                                             | 新                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(所管課契約)</p> <p>第7条 契約課で契約することが適当である契約を除き、次に掲げる場合は、所管課において契約することができる。<u>ただし、第1号から第7号までについては原則として財務会計システムの簡易決裁により行う。</u></p> | <p>(所管課契約)</p> <p>第7条 契約課で契約することが適当である契約を除き、次に掲げる場合は、所管課において契約することができる。<u>この場合において、第1号から第7号まで（第4号を除く。）の契約に係る財務会計システムの処理は、同システムの簡易決裁により行うことも可とする。</u></p> |
| (1) <u>1品単価の予定価格が5万円未満かつ1伝票の予定価格が10万円以下の物品の購入契約</u>                                                                           | (1) <u>1伝票の予定価格が80万円以下の物品及び備品等の購入契約</u>                                                                                                                  |
| (2) <u>1件の予定価格が80万円以下の新聞、官報及び法規集の追録等の定期刊行物並びにすべての参考図書、視聴覚資料等の購入契約。ただし、古文書等は備品扱い（標本類に分類）となるので購入の際は契約課長合議とする。</u>               | ←(1)に統合                                                                                                                                                  |
| (3) <u>単価契約物品以外の食糧費</u>                                                                                                       | (2) <u>単価契約物品以外の食糧費</u>                                                                                                                                  |
| (4) <u>1伝票の予定価格が10万円以下の原材料の購入契約</u>                                                                                           | ←(1)に統合                                                                                                                                                  |
| (5) <u>1伝票の予定価格が10万円以下の印刷製本の契約</u>                                                                                            | (3) <u>1伝票の予定価格が80万円以下の印刷製本の契約</u>                                                                                                                       |
| 新設→                                                                                                                           | (4) <u>1伝票の予定価格が30万円以下の不用品の売払い契約</u>                                                                                                                     |
| (6) <u>1伝票の予定価格が10万円以下の備品の購入契約</u>                                                                                            | ←(1)に統合                                                                                                                                                  |
| (7) <u>1件の予定価格が50万円以下の備品等の修繕</u>                                                                                              | (5) <u>1件の予定価格が50万円以下の備品等の修繕</u>                                                                                                                         |
| (8) <u>物品単価表に定めのない単価契約で年間購入予定価格が50万円以下の契約</u>                                                                                 | (6) <u>物品単価表に定めのない単価契約で年間購入予定価格が80万円以下の契約</u>                                                                                                            |
| 新設→                                                                                                                           | (7) <u>1者指定による随意契約</u>                                                                                                                                   |
| (9) <u>国・地方公共団体その他の公法人及び市が出資している公益法人並びにそれに準ずる団体との契約</u>                                                                       | (8) <u>国・地方公共団体その他の公法人及び市が出資している公益法人並びにそれに準ずる団体との契約</u>                                                                                                  |
| (10) <u>法令等により価格が定められており競争の余地がないと認められる契約</u>                                                                                  | (9) <u>法令等により価格が定められており競争の余地がないと認められる契約</u>                                                                                                              |
| (11) <u>非常災害又はこれに準ずる緊急事態発生に際</u>                                                                                              | (10) <u>非常災害又はこれに準ずる緊急事態発生に際</u>                                                                                                                         |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

|                                                                                                             |                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| し、人命及び財産保護のために必要な物品購入の契約                                                                                    | し、人命及び財産保護のために必要な物品購入の契約                                 |
| (12) 前各号に掲げる契約以外のもので、特別な理由により所管課において契約することが適当であると認められる契約                                                    | (11) 前各号に掲げる契約以外のもので、特別な理由により所管課において契約することが適当であると認められる契約 |
| 2 前項第12号の規定による契約を行うときは、契約同時及び契約締結時に契約課長の合議を得なければならない。                                                       | 2 前項第11号の規定による契約を行うときは、契約同時及び契約締結時に契約課長の合議を得なければならない。    |
| 3 所管課において契約を行う場合は、次の事項に留意するものとする。                                                                           | ←変更なし                                                    |
| (1) 指名業者の選定に際しては、原則として指名競争入札参加資格者名簿に登載されている業者のうち、できるだけ当該業種を専門とする者から選定すること。なお市内業者で施行可能な事業については、他に優先して選定すること。 | ←変更なし                                                    |
| (2) 随意契約を行う場合は、原則として2者以上から見積書を徴すること。                                                                        | ←変更なし                                                    |
| (3) 1者指定随意契約を行う場合は、「委託、役務、物品の購入契約における随意契約のガイドライン」を参考とし、その必要が有るか否かについて慎重に判断すること。                             | ←変更なし                                                    |
| (4) その他、八王子市契約事務規則、当要領、並びに検査事務要綱及び検査員の検査担当区分等に従って処理すること。                                                    | ←変更なし                                                    |

現行の制度における所管課契約の範囲をまとめると以下のとおりである。

- ① 八王子市契約事務規則第42条（※1）に規定する、予定価格を基準として随意契約が可能な契約はすべて、契約課ではなく所管課において契約できる。
- ② 所管課が、随意契約のガイドラインに基づき1者指定によると判断した随意契約は、金額の如何にかかわらず所管課で契約できる。（※2）

#### （※1）八王子市契約事務規則第42条

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる契約の種類及び予定価格は、次表のとおりとする。

| 契約の種類          | 予定価格   |
|----------------|--------|
| 工事又は製造の請負      | 130 万円 |
| 財産の買入れ         | 80 万円  |
| 物件の借入れ         | 40 万円  |
| 財産の売払い         | 30 万円  |
| 物件の貸付け         | 30 万円  |
| 前各号に掲げるもの以外のもの | 50 万円  |

(※2) ただし、1 者指定随意契約に関しては、その予定価格に応じて一般及び指名競争入札業者選定委員会における「審議」を要する場合がある（例えば、業務委託については予定価格 1,000 万円以上、物品の購入については予定価格 2,000 万円以上の契約案件が対象）。その場合には、1 者指定随意契約を選択した理由を記載した「随意契約指定理由書」を一般及び指名競争入札業者選定委員会に対して提示することになる。

#### (イ) 所管課契約の範囲拡大に伴う対応について

契約課では所管課契約の範囲拡大に当たって、次のような取組により所管課における契約事務のスキルアップを図っている。

- (a) 所管課における適正・確実な契約事務を促進するため、契約手続を詳細に解説したマニュアル（契約事務の基礎）を整備
- (b) 契約事務に携わる職員を対象にマニュアル（契約事務の基礎）を用いた研修を実施
- (c) 公正取引委員会の協力を得て、公契約における独占禁止法や入札談合等関与行為防止法上の留意点等について、管理職や主査を対象とした研修を実施

また、契約課へのヒアリングによると、今後、所管課契約の範囲拡大による影響についても検証を行う予定であるとのことであった。

#### 【意見】1 者指定による随意契約を所管課契約の範囲に含めることについて

市は、平成 24 年 5 月 1 日に「八王子市物品の購入及び備品の修繕等に関する事務取扱要領」及び「八王子市業務委託、役務の提供、賃貸借、使用許諾等に係る契約の事務取扱要領」を改正し、所管課契約の範囲に、1 者指定による随意契約を加えている。

本事務処理要領見直しにあたっての回議資料では所管課契約の範囲を拡大した理由について、1 者指定による随意契約が契約課に判断の余地がない契約内容となっていること及び随意契約のガイドラインの整備により 1 者指定の要件が明確にされていることから所管課で十分に適正な処理が可能であることを挙げている。

この点、まず前者について、契約課に判断の余地がない契約内容の例示として、継続契約で仕様や契約先に変更がないもの、情報管理課と協議済みのシステム関連の契約で価格変更の余地がないもの、所管課での特別な事情で1者指定による随意契約でなければ業務執行ができないものを挙げている。これらは、確かに価格交渉や相手先の変更などの余地はないが、例示の事実を確かめることこそが1者指定による随意契約でよいかどうかの判断であり、契約方式の選択に際して必須の手続きであると考えられる。継続取引であることを理由に安易に1者を選択していないか、情報管理課の判断に誤りはないか、所管課は特別な事情で1者しか指定できないと言っているが本当にそうか、それをチェックする必要があると思われる。

また、後者についてであるが、先に述べたとおり、現行の随意契約のガイドラインの内容は、必ずしも十分であるとはいえない。また、これまでは不適正な処理は発見されなかったかもしれないが、これは契約課による牽制が働いていたためであったともいえる。現行の制度では、このような契約課の牽制が弱まっているため、今までの牽制が存在している状態での実績が今後も継続するか定かではない。

現行は、所管課で1者指定による随意契約に該当すると判断すれば、自ら契約までできる制度となっている。一義的には、所管課が1者指定による随意契約の適否を慎重に検討すべきであり、研修等により所管課の契約スキルの向上に向けた取組もなされているが、1者指定による随意契約によってもいい事案であったかどうかを所管課以外の第三者がチェックする仕組みは必要である。所管課契約の範囲拡大による影響の検証に合わせ、このような仕組みが設けられるべきである。

## ② 図書館資料の購入について

### 【概要1】書籍の購入に関する契約

#### (ア) 通常書籍の購入

図書館における書籍の購入は、1回あたりの購入数量（冊数）が多く、また、購入も頻繁に行われるため、購入における事務処理を効率化するため、その都度契約する方法ではなく、事前に値引き条件等について合意（協定）する方法を行っている。

契約方法は、1者指定随意契約であり、随意契約指定理由書によるとその理由は以下のとおりである。

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質または目的が競争入札に適しない場合）に該当する。
- ・図書館で購入する図書は、発行部数が限られているものが多く、流通段階で確実に確保することが必要であり、大量の図書を図書館資料として装備（分類ラベルやバーコードを貼り付け、フィルムによってコーティングし、図書館の書籍として使用できる状態にすること）したうえで、市内に点在する図書館へ迅

速に納品できることが必須条件である。また、発注の頻度が週 1 回と多いこともあり、小規模の登録業者では対応が困難である。(有)八王子書店会は、八王子市内にある書店が共同して運営しているため、上記の条件に対応可能であり、他に該当する登録業者がないため。

(イ) 出版社からの直接購入

上記の①のルートによる購入のほか、地図や法令集など一般的な流通経路で購入できない書籍は直接出版社から購入する。

【概要 2】関係規則等

図書の収集について、市は「八王子市図書館資料収集要綱」を制定し、資料収集方針を定め、さらに具体的な選定指針として「資料選定基準」を設けている。

【概要 3】購入業務のフロー等

資料の選定は図書館ごとに選任された選書担当（職員）が行っている。

(ア) 通常書籍の購入

通常の本籍の購入は、協定を結んでいる(有)八王子書店会から購入する。平成 25 年度の協定では、装備済みの図書は本体価格の 9%の値引き、装備のない図書は 5%の値引きとなっている。

新刊については、納入業者の(株)図書館流通センター（以下、「TRC」という）が毎週書籍を図書館に持参し、選書担当がその中から必要と判断した分を購入する（「見計らい」という）ケースと新刊案内データ（毎週納入業者のポータルサイトから入手できる書籍データ）から選んで購入する場合がある。また新刊以外にも利用者からのリクエスト等により購入が必要と判断したものについても随時選択のうえ購入する。

発注は、あらかじめTRCのポータルサイトから購入した書籍データ（内容的には過去の新刊案内データの集積）または新刊案内データを利用して、発注データを作成し、当該データをTRCに対して直接送ることによって行われる。

ほとんどの書籍はTRCによって予め装備されて納品される。納品された書籍は、1 週間納品棚に保管される。検品（装備データのチェックと納品書（納品一覧）と現品を照合）は、週に 1 度TRC立会のもとで行われる。

職員は、チェック済みの納品書と請求書を照合したうえで請求書に基づき、支出命令の関係資料を作成する。

(イ) 雑誌等の購入

雑誌等は(有)八王子書店会の構成員の書店が納入する。納入する雑誌の種類は予め決められている。雑誌の装備は、(有)八王子書店会が行わず、図書館員が行う。検品は図書館員によって行われ、納品書にチェックが付される。支出命令の関係

書類は、請求書をチェック済みの納品書と照合したうえで作成される。

(ウ) その他の書籍購入

特定の出版社からしか購入できない図書をその出版社から直接購入する場合がある。その場合の業務フローは(イ) 雑誌等とほぼ同様である。

**【意見 1】 図書等購入協定に関する契約方式について**

市は、(有)八王子書店会と 1 者を指定する随意契約により図書等の購入協定を締結している。1 者指定による随意契約とした理由については、平成 24 年度分の契約について、平成 24 年 2 月に「随意契約指定理由書」に記載されているところである。

今般の監査において、さまざまな方面へヒアリングを行い、必要に応じて現場を視察したが、市の図書館における図書購入に関する契約は、果たして随意契約によるものか、またさらには 1 者を指定するような性質のものか、多いに疑問がある。

まず、「随意契約指定理由書」に記載されている 1 者指定とする理由のうち「発行部数が限られた図書を確実に流通段階で確保すること、大量の図書を装備すること、市内に点在する各図書館に迅速に納品すること、そして、発注頻度が多いことに対応すること」、これらは(有)八王子書店会が行っているのではなく、TRCが行っている。

市の図書館の購入図書の発注は、ほとんどTRCに対して直接行われており、また、納入・検品・装備に至るまでTRCが行っている。(有)八王子書店会から直接購入するのは、雑誌とTRCに在庫がない場合の店頭図書の購入等で、全体のうちほんのわずかである。

このような実務実態から考えると、(有)八王子書店会が唯一無二の契約相手とは考えられず、随意契約の要件である地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（契約の性質または目的が競争入札に適しない場合）には該当しないと考えられる。

この点について、ヒアリングの中では、契約相手を変更して図書の供給が不安定になるかもしれないことについて危惧する意見もあったが、そのような理由が随意契約の要件に該当することはないと解される。なぜなら、地方自治法上、一般競争入札が大原則であり、随意契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の各号で指定した場合のみに認められる例外であるところ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の各号の範囲を解釈で広げるべきではなく、仮に契約相手の変更による不安定の可能性を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（契約の性質または目的が競争入札に適しない場合）に該当するとするならば、継続事業における契約はすべて 1 者指定の随意契約となってしまうからである。

「事務取扱要領」では、1 者指定の随意契約とする場合には、「随意契約のガイドライン」を参考にして、1 者指定とする必要が有るか否かについては慎重に判断しなければならない（第 7 条第 3 項（3））としている。所管課において 1 者指定の随意

契約を選択する場合には、「事務取扱要領」の趣旨を十分に理解し、実態を十分に把握したうえで、「随意契約のガイドライン」に基づいてより慎重に判断することが望まれる。

## 【意見2】(有)八王子書店会を経由した取引の必要性について

購入の業務フローのうち、特に図書館の図書購入費の大部分を占める通常の図書購入において、市の直接の契約相手である(有)八王子書店会の関与がなく、(有)八王子書店会を介して取引することの必要性に疑問がある。(有)八王子書店会の納入業者からの仕入価格はわからないため、市がこの流通経路を利用することによって(有)八王子書店会がどの程度の利益を得ているかは定かではないが、市の購入価格(割引率)が(有)八王子書店会の業務(または市の享受する便益)に見合ったものであるかどうか、検討する必要がある。

最も有利な取引条件であるかどうかを検証するには、競争入札がもっとも効果的な方法であるため、その可能性について積極的に検討すべきである。なお、条件が同じであるならば市内の業者を優先するというルールがあるが、それは市内の業者の不必要な介在までも認めていることを意味するわけではない。市民にとって最も有利な条件で図書が購入できるよう尽力すべきである。

## ③ 図書館資料の整理について

### 【概要1】図書資料の受入から除籍までの流れ

#### 受入

「八王子市図書館資料収集要綱」「資料選定基準」に基づき、公共図書館の役割・社会的動向を十分に反映されるように配慮して幅広い分野から選定して受け入れをする。受入に当たっては、分類ラベル・バーコードを貼付し、フィルムでコーティングしたうえで分類ごとに所定の本棚に並べる(排架又は配架という)。

#### 保存

開架(図書館内で、利用者が見ることができる棚にある資料)または閉架(図書館のバックヤードの書庫にある資料)として利用者に供される。

#### 除架

書籍の回転や複本(1種類について数冊用意した場合)の存在を確認し定期的に除架(貸出の対象から除外すること)を進める。除架対象の図書は除架に先立ち他の分館分室への移管を検討する。

#### 除籍

「八王子市図書館資料除籍要領」に基づき、資料としての利用価値が低下したものや破損が著しく補修が困難なものについては、除籍(データから消去)する。

**リサイクル**

除籍された資料は、「八王子市図書館資料再利用実施要領」に基づき、蔵書ラベルを消し、再利用であることを明らかにする等の処理を行った後、「図書館まつり」や「子どもまつり」においてリサイクル市を開催し、市民に配布する（無料）。

**廃棄**

リサイクル市で残った資料は、紙資源としてリサイクル業者へ引き渡す。

**【概要2】蔵書点検について**

日常的な館内整理のほか、1年に1度、蔵書点検（館内資料の一斉確認）を行っている。平成24年度の蔵書点検は以下のスケジュールで実施した。

| 対 象         | 期 間                 |
|-------------|---------------------|
| 中央図書館       | 平成25年2月11日～22日 12日間 |
| 北野分室        | 平成24年9月18日～20日 3日間  |
| 生涯学習センター図書館 | 平成24年6月5日～13日 9日間   |
| 南大沢図書館      | 平成24年11月12日～20日 9日間 |
| 川口図書館       | 平成24年2月25日～3月4日 8日間 |

当包括外部監査においては監査期間中、平成25年6月4日から平成25年6月11日までの間に生涯学習センター図書館において蔵書点検が実施されていたため、平成25年6月6日に実際に蔵書点検業務を視察した。

蔵書点検はポータィ（ハンディターミナル）を使用し、1冊ずつ資料に付されているバーコードを読み取る方法で行われている。点検作業の内容や注意点、日程等は「平成25年度生涯学習センター図書館蔵書点検計画」に詳細に記載されている。具体的な方法についても「蔵書点検なぞり作業の基本」（ハンディターミナルでスキニングすることをなぞりという）等にわかりやすく記載され、作業員に配布されている。

点検の対象は、開架・閉架資料のうち図書館内にあるもの（予約のために確保しているものは除く）である。したがって、除架としたものは、点検の対象ではない。

蔵書点検は、しっかりと役割分担され、整然と実行されていた。

後日入手した平成25年度の生涯学習センター図書館の蔵書点検の結果は以下のとおりであった。蔵書点検の結果は、資料の種類や部門ごとに所蔵数と不明数が集計され、図書館館長まで回付されたとのことである。

（単位：視聴覚資料は点、その他は冊）

| 種類   | 所蔵数     | 不明数 | 不明率   |
|------|---------|-----|-------|
| 一般書  | 220,571 | 103 | 0.05% |
| 児童書  | 50,089  | 13  | 0.03% |
| 参考資料 | 15,548  | 2   | 0.01% |

| 種類    | 所蔵数     | 不明数 | 不明率   |
|-------|---------|-----|-------|
| 郷土資料  | 4,027   | 0   | 0.00% |
| 視聴覚資料 | 14,850  | 10  | 0.07% |
| 雑誌    | 11,624  | 54  | 0.46% |
| 合 計   | 316,709 | 182 | 0.06% |

蔵書点検に結果として明らかになった不明数や不明率について、監査人はその良否を判断するための基準となる数値を経験上持ち合わせていないが、市担当者によると概ね良好な結果であったということである。

#### 【意見1】蔵書点検の対象について

蔵書点検の対象は、開架・閉架図書（予約を除く）であり、除架図書はその対象としていない。

蔵書数をもれなく正確に把握するという観点からすると、原則として対象図書館にある本すべてをカウントの対象とすべきであり、システム上の区分でカウントする対象を絞るのは適切ではない。

除架図書は外観上他の図書と区別がつかず、段ボールに除架と記して閉架書庫の脇に保管されているだけであり、除架図書としたものの中に閉架図書や除架処理を失念しているものが混入している可能性もあり、その段ボール内に除架図書ののみが入っているとも限らないからである。

また、除架図書は通常はリサイクルや廃棄を待つ状態の図書であるが、近年は必ずしもそうしたものだけではなく、重要資料の可能性があるため処分を保留しているものもあるとのことである。そのような処置が良いかどうかは別の問題として、価値のある資料が除架図書に含まれる可能性があるとしたら、なおのこと除架図書を蔵書点検の対象から除外すべきではないと考えられる。

#### 【意見2】除架・廃棄処理の権限設定について

歴史的に価値のある資料や容易に手に入らない高価な資料も多く保有している図書館においては、除架や廃棄処理の権限を広く職員に与えるべきではなく、権限を限定し処理にあたっては権限者の承認を得るような体制とすべきである。廃棄処理は市の保有財産から除外する処理であり、また現状では除架図書は蔵書点検の対象外とされていることから除架処理を行った後はその実在性を追跡されることはほとんどなくなるため、除架や廃棄処理を利用して不正等が行われる可能性もあるからである。

現状のシステムの権限構成では、除架や廃棄処理の権限は、図書管理の受入管理のカテゴリに含まれている。図書の受入業務は日常作業であるため、それについてのシステム上の権限は臨時職員を除くすべての職員に対して付与しているが、それ

には除架や廃棄処理の権限も自動的に含まれるため、結果的に広範な職員に対して除架や廃棄処理の権限を付与してしまっている。

除架や廃棄処理の権限を受入管理権限と分離し、対象範囲を区別できるようシステム上の権限構成を見直すべきである。

#### ④ 図書館資料の保存について

##### 【概要1】市の図書館資料の所蔵能力数

図書館は、公共図書館の役割、社会的な動向を考慮しながら、利用者の資料要求が十分に反映されるよう配慮して、市民の学習、教養、調査、研究、趣味・娯楽などに役立つ資料を広く収集するために、常に最新の情報を収集し、必要な図書資料を購入している。一方で、図書資料は、利用や経年により物理的に劣化し、また、時の経過とともに情報が陳腐化するという性質があるため、図書の状態や社会状況に応じてニーズに合わなくなった本は廃棄していかなければならない。つまり、図書館は購入と廃棄を繰り返しながら、利用者の資料要求を満たすような資料構成を模索しつづけているのである。

図書館は基本的に利用者のための資料構成を目的として資料収集（廃棄）を行ってきたが、一方で歴史的資料の保存という使命から廃棄できない資料が多く、図書館の所蔵数は当初設定した所蔵能力数をはるかに上回るものとなってきている。

以下は、当外部監査において入手した市の所蔵能力数と所蔵数との比較情報である。

なお、この情報は、必要情報に通常の図書館運営の分析において利用しない項目があるため、データの抽出時点が一致しない等、比較情報として必ずしも完全な情報ではない。したがって、あくまで概況把握のための参考数値である点に留意されたい。

##### (ア) 所蔵能力数 (※)

|             |           |
|-------------|-----------|
| 中央図書館       | 410,000 冊 |
| 生涯学習センター図書館 | 200,000 冊 |
| 南大沢図書館      | 180,000 冊 |
| 川口図書館       | 100,000 冊 |
| 北野分室        | 45,000 冊  |
| 旧稲荷山小学校     | 17,000 冊  |
| 計           | 952,000 冊 |

※ 所蔵能力数は各図書館の開館時点の設定冊数である。開館後必要に応じて棚の増設をおこなっているが、これによる所蔵能力の増加冊数は把握していないため、客観的な数値である開館時点の設定冊数のみを記載している。

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

(イ) 所蔵数（平成 25 年 3 月 31 日時点）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 中央図書館※      | 921,803 冊   |
| 生涯学習センター図書館 | 288,296 冊   |
| 南大沢図書館      | 214,654 冊   |
| 川口図書館       | 143,614 冊   |
| 北野分室        | 49,897 冊    |
| 計           | 1,618,264 冊 |

※ 旧稲荷山小学校保管分を含む

(ウ) 貸出数（平成 25 年 8 月 31 日時点（全館合計のみ））※

全図書館合計 366,158 冊

※ 貸出数はシステム上過去の一時点のデータを取ることができないため、監査期間中の任意の日のデータを掲載している。本分析では、これを平均貸出数と仮定している。

(エ) 所蔵能力をオーバーしている冊数

300,106 冊・・・（ 所蔵数（イ）－貸出数（ウ））－所蔵能力数（ア）

#### 【概要 2】 蔵書数の他市比較分析

(ア) 蔵書数の人口に対する割合（多摩地区 人口 10 万人以上の市町村 17 市の比較）

|      | 人口（人）   | 図書総数（冊）   | 図書総数/人口<br>（冊） |
|------|---------|-----------|----------------|
| 八王子市 | 562,679 | 1,618,264 | 2.9            |
| 町田市  | 426,205 | 1,099,081 | 2.6            |
| 府中市  | 252,004 | 1,375,472 | 5.5            |
| 調布市  | 223,220 | 1,286,860 | 5.8            |
| 西東京市 | 197,447 | 781,966   | 4.0            |
| 小平市  | 185,320 | 1,136,250 | 6.1            |
| 三鷹市  | 179,938 | 648,629   | 3.6            |
| 日野市  | 178,543 | 778,095   | 4.4            |
| 立川市  | 178,127 | 895,582   | 5.0            |
| 東村山市 | 152,468 | 720,552   | 4.7            |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

|       |         |         |     |
|-------|---------|---------|-----|
| 多摩市   | 145,950 | 789,746 | 5.4 |
| 武蔵野市  | 139,535 | 813,460 | 5.8 |
| 青梅市   | 138,431 | 579,889 | 4.2 |
| 国分寺市  | 118,190 | 596,315 | 5.0 |
| 小金井市  | 116,445 | 419,768 | 3.6 |
| 東久留米市 | 116,015 | 454,725 | 3.9 |
| 昭島市   | 112,932 | 417,774 | 3.7 |

(出所 平成 25 年度東京都公立図書館調査)

(短評) 八王子市の蔵書数は相対的に多いが、人口一人当たりの蔵書数は町田市について少ない。

(イ) 図書総数のうち閉架図書が占める割合(閉架図書数を開示していない府中市と調布市を除く 15 市の比較)

|       | 人口(人)   | 図書総数<br>(冊) | うち閉架<br>資料(冊) | 開架資料<br>(冊) ※ | 開架資料<br>/図書総<br>数 (%) | 開架資料<br>/人口<br>(冊) |
|-------|---------|-------------|---------------|---------------|-----------------------|--------------------|
| 八王子市  | 562,679 | 1,618,264   | 993,829       | 624,435       | 38.6                  | 1.1                |
| 町田市   | 426,205 | 1,099,081   | 780,905       | 318,176       | 28.9                  | 0.7                |
| 西東京市  | 197,447 | 781,966     | 195,399       | 586,567       | 75.0                  | 3.0                |
| 小平市   | 185,320 | 1,136,250   | 491,488       | 644,762       | 56.7                  | 3.5                |
| 三鷹市   | 179,938 | 648,629     | 132,555       | 516,074       | 79.6                  | 2.9                |
| 日野市   | 178,543 | 778,095     | 173,814       | 604,281       | 77.7                  | 3.4                |
| 立川市   | 178,127 | 895,582     | 197,404       | 698,178       | 78.0                  | 3.9                |
| 東村山市  | 152,468 | 720,552     | 398,845       | 321,707       | 44.6                  | 2.1                |
| 多摩市   | 145,950 | 789,746     | 242,348       | 547,398       | 69.3                  | 3.8                |
| 武蔵野市  | 139,535 | 813,460     | 346,172       | 467,288       | 57.4                  | 3.3                |
| 青梅市   | 138,431 | 579,889     | 138,045       | 441,844       | 76.2                  | 3.2                |
| 国分寺市  | 118,190 | 596,315     | 106,138       | 490,177       | 82.2                  | 4.1                |
| 小金井市  | 116,445 | 419,768     | 175,715       | 244,053       | 58.1                  | 2.1                |
| 東久留米市 | 116,015 | 454,725     | 176,092       | 278,633       | 61.3                  | 2.4                |
| 昭島市   | 112,932 | 417,774     | 139,069       | 278,705       | 66.7                  | 2.5                |

(出所 平成 25 年度東京都公立図書館調査)

※ 開架資料数は図書総数から閉架資料数を控除して監査人が算定した数量である。

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

(短評) 八王子市の蔵書数は相対的に多いが、町田市に次いで開架図書(利用者が手に取ることのできる書架に並んでいる図書)の割合が低く、閉架図書(いわゆるバックヤードに保管してある図書)の割合が高い。

また人口一人当たりの開架図書冊数(市民一人当たりが閲覧できる図書の冊数)も町田市に次いで少ない。人口の割に開架スペースが少ないものと推定される。

(ウ) 所蔵図書の回転率(貸出総数÷図書総数)

(閉架図書数を開示していない府中市と調布市を除く 15 市の比較)

|       | 人口(人)   | 図書総数<br>(冊) | 開架資料<br>(冊) ※ | 貸出数<br>(冊) | 貸出総数<br>/図書総<br>数(回) | 貸出総数<br>/開架資<br>料数(回) |
|-------|---------|-------------|---------------|------------|----------------------|-----------------------|
| 八王子市  | 562,679 | 1,618,264   | 624,435       | 2,954,229  | 1.8                  | 4.7                   |
| 町田市   | 426,205 | 1,099,081   | 318,176       | 4,330,600  | 3.9                  | 13.6                  |
| 西東京市  | 197,447 | 781,966     | 586,567       | 2,449,724  | 3.1                  | 4.2                   |
| 小平市   | 185,320 | 1,136,250   | 644,762       | 1,536,352  | 1.4                  | 2.4                   |
| 三鷹市   | 179,938 | 648,629     | 516,074       | 1,472,869  | 2.3                  | 2.9                   |
| 日野市   | 178,543 | 778,095     | 604,281       | 1,717,962  | 2.2                  | 2.8                   |
| 立川市   | 178,127 | 895,582     | 698,178       | 1,801,942  | 2.0                  | 2.6                   |
| 東村山市  | 152,468 | 720,552     | 321,707       | 1,148,657  | 1.6                  | 3.6                   |
| 多摩市   | 145,950 | 789,746     | 547,398       | 1,799,324  | 2.3                  | 3.3                   |
| 武蔵野市  | 139,535 | 813,460     | 467,288       | 2,398,397  | 2.9                  | 5.1                   |
| 青梅市   | 138,431 | 579,889     | 441,844       | 1,057,036  | 1.8                  | 2.4                   |
| 国分寺市  | 118,190 | 596,315     | 490,177       | 1,042,475  | 1.7                  | 2.1                   |
| 小金井市  | 116,445 | 419,768     | 244,053       | 829,404    | 2.0                  | 3.4                   |
| 東久留米市 | 116,015 | 454,725     | 278,633       | 852,472    | 1.9                  | 3.1                   |
| 昭島市   | 112,932 | 417,774     | 278,705       | 756,153    | 1.8                  | 2.7                   |

(出所 平成 25 年度東京都公立図書館調査)

※ 開架資料数は図書総数から閉架資料数を控除して監査人が算定した数量である。

(短評) 所蔵図書の回転率は 1.8 回と他の自治体と比べて若干低めではあるが、開架図書の回転率は他の自治体よりも高い。開架図書が効率的に貸出しに回っているというように見ることもできるが、他の分析結果等と総合して考えると開架図書(開架スペース)自体が少ないのではないかと推定される。

## 【意見】所蔵能力数超過に対する対応について

市の図書所蔵数量は、図書館の正常な所蔵能力に対して 30 万冊程度超過していると推定される。この状況について、棚の増設や書庫以外のスペースの利用等によって対応しているが、中央図書館は平成 21 年度に東京都立多摩図書館から 24,000 冊の多摩地区に関する資料を受入れたこともあり決定的にスペースが足りておらず、廃校になった稲荷山小学校に一部の図書を所蔵している。

このように所蔵能力が逼迫しているにもかかわらず、市は、図書館資料に対する多種多様な要求に応えるべく新刊図書の購入を進めざるを得ず、その一方で、通常は利用されなくなった図書でも歴史的に意義のある資料を保存する必要もあり廃棄が進まず、その結果、所蔵数は増加の一途をたどっている。

参考までに過去 5 年の所蔵数の推移を記すと以下のとおりである。

(単位：冊)

|        | 20 年度     | 21 年度     | 22 年度     | 23 年度     | 24 年度     |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 蔵 書 数  | 1,483,911 | 1,526,699 | 1,563,963 | 1,590,560 | 1,618,264 |
| 前年比増加数 | -         | 42,788    | 37,264    | 26,597    | 27,704    |

このような状況を放置すれば、近い将来、所蔵スペースが実際になくなることはだれの目にも明らかであろう。

この問題に対して市は早急に対応しなければならないが、対応策としては 2 つの視点がある。

ひとつは、蔵書数の増加を抑えるという視点からの対応策である。

所蔵スペースは無限ではないため、当然に蔵書数の増加を抑える、または減少させるという対応策が必要である。現状では、古くなった図書をチェックし、必要な図書は保存し、そうでない図書は（リサイクルという手段も含め）廃棄するという、いわば成り行きで廃棄数が決まっている。スペースがないのであるから、購入数と同数以上の廃棄をしなければならないのは明らかであり、したがって廃棄にも目標数を設けこれを達成すべく努力する必要があると思われる。廃棄処理は、直接利便性の向上に役立つわけではないため、後回しにされがちであり、廃棄すべきものが放置されていてもなかなか発見することはできない。また、目標というインセンティブがなければ、廃棄すべきか迷うような状況において廃棄するという選択をせず、決定保留（決定保留はすなわち保存となる）という選択をしがちである。具体的な目標数を定めて廃棄することをぜひ検討されたい。

また、除籍の基準についても、市は八王子市図書館資料除籍要領で定めており、除籍対象を①汚損・破損が著しく、修復が困難なもの②資料としての価値が低下したもの③提供不能の状態にあり回復が見込まれないもの④館長が特に認めるものと規定している。この基準が抽象的であるため除籍廃棄の判断がしにくいという可能性もあり、具体的な基準を明示することも検討されたい。例えば、閉架後 10 年以上

利用されていない図書は原則として除籍の対象とする（年数は監査人が単に例示として記載したものであり、数値の根拠はない）などの具体的な基準があれば、少なくとも除籍を検討する対象が絞りやすくなるのではないかと考えられる。

なお、市は、これまで資料の種別（郷土資料か一般書か雑誌かなど）によって保存の意義を判断し、例えば一般書については、利用頻度や資料価値を調べ、それが最後の一冊であっても廃棄するなどの対応を行ってきた。しかし、このような対応では、購入数を上回る廃棄ができない（すなわち、蔵書数が増加し続ける）ということは過年度の推移から明らかである。したがって、これまでの廃棄に関する対応方法は見直す必要がある。

もうひとつは、所蔵するためのスペースを確保するという対応策である。

中央図書館の固定式の棚を可動式の棚に変更する、図書館施設を書庫に転用する、館外の所蔵スペースを借りるなど、さまざまな方法が検討されているようであるが、これらの方法では、市の負担となり市税が投じられることになるため、施策の決定にあたっては慎重な対応が求められる。

## （２）個人貸出、団体貸出（及び閲覧）

図書館の基本的なサービスのうち、図書の閲覧のみであれば制限なく誰でも利用可能であるが、図書の貸出は利用者登録した者のみが利用可能である。登録者は単に図書館にある資料を借りることができるほか、貸出中の図書を予約したり、図書館で所蔵していない図書をリクエストするなどのサービスを受けることができる。

### ① 利用者登録について

#### 【概要１】利用登録の要件（八王子市図書館条例施行規則）

- ・ 八王子市内在住者
- ・ 八王子市内の会社等への通勤者
- ・ 八王子市内の学校等への通学者
- ・ 府中市・調布市・町田市・日野市・多摩市・稲城市・あきる野市・相模原市在住者

#### 【概要２】利用登録者数の推移

（単位：人）

| 登録館名<br>年度 | 中央<br>図書館 | 生涯学習<br>センター | 南大沢<br>図書館 | 川口<br>図書館 | 北野分室  | 合計      |
|------------|-----------|--------------|------------|-----------|-------|---------|
| 平成 22 年度   | 174,265   | 74,875       | 84,030     | 23,071    | 4,242 | 360,483 |
| 平成 23 年度   | 194,199   | 71,270       | 75,798     | 21,048    | 4,849 | 367,164 |
| 平成 24 年度   | 197,261   | 74,078       | 78,356     | 21,730    | 5,697 | 377,122 |

**【概要 3】利用者登録の業務フロー**

- ・ 登録希望者は利用者登録申請書を記載し、免許証等本人確認のできるものを添えて、窓口にて申請する。
- ・ 図書館登録担当者は、利用者登録申請書と本人確認資料を確認し、利用要件を満たしているかどうかを確認する。
- ・ 利用要件を満たしている場合には、利用者登録データをシステムに入力し、利用者カードの発行、パスワードの通知を行い、あわせて利用にあたっての注意事項の説明を行う。
- ・ 登録完了の翌日に、登録データと利用登録申請書の照合を行う。利用登録申請書は各図書館で保存する。

**【概要 4】登録データの変更・更新・削除**

- ・ 変更：利用者の申し込みにより登録内容の変更を行う。
- ・ 更新：登録カードの有効期限は登録日から 5 年以内である。5 年経過日の 3 ヶ月前から、利用者に本人確認資料の提示を求め、本人情報の確認ができた場合、利用カードの更新を行う。
- ・ 削除：登録日から 5 年経過後、更新の手続きがなかった利用者データについては、5 年経過後さらに猶予期間 1 年経過した場合にはデータの削除を行う。ただし、予約・貸出資料がある場合には削除しない。

**【監査の結果】**

「① 利用者登録について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

**② リクエスト・予約の受付について**

**【概要 1】条件等**

リクエストとは、利用者が必要とする資料について図書館に取り置きを依頼することである。図書館は、リクエストを受けた場合、市で所蔵している資料だけでなく、協力する他都市で保有している資料も調査し、また必要に応じて新規に蔵書を購入するかどうかを検討したうえで、蔵書の提供の可否について連絡している。

予約総数の上限は、書籍 30 冊、視聴覚資料 10 点であり、1 日に予約できる上限は、電話での予約の場合には書籍・視聴覚資料とも 3 件ずつ、窓口での予約の場合には書籍 10 冊・視聴覚資料 3 点としている。

視聴覚資料については、未所蔵のものについてはリクエストできないが、書籍については、未所蔵であってもリクエスト可能である。ただし、新刊書籍は発売日の前月の 1 日からリクエスト可能としている。

## 【概要2】リクエストの受付状況

(ア) 図書館館別受付数の推移

(単位：人)

| 受付館名<br>年度 | 中央<br>図書館 | 生涯学習<br>センター<br>図書館 | 南大沢<br>図書館 | 川口<br>図書館 | 北野分室   | 合計      |
|------------|-----------|---------------------|------------|-----------|--------|---------|
| 平成 22 年度   | 166,016   | 153,897             | 172,452    | 35,562    | 37,982 | 565,909 |
| 平成 23 年度   | 197,508   | 180,330             | 225,903    | 49,979    | 54,467 | 708,187 |
| 平成 24 年度   | 206,044   | 187,894             | 234,627    | 50,281    | 58,419 | 737,265 |

(イ) チャンネル別のリクエスト受付状況（平成 24 年度）

(単位：件)

| 受付館名<br>チャンネル | 中央<br>図書館 | 生涯学習<br>センター<br>図書館 | 南大沢<br>図書館 | 川口<br>図書館 | 北野分室   | 合計      |
|---------------|-----------|---------------------|------------|-----------|--------|---------|
| 窓 口           | 49,301    | 45,982              | 32,513     | 14,072    | 10,103 | 151,971 |
| 館 内 端 末       | 21,944    | 23,424              | 28,945     | 7,143     | 4,928  | 86,384  |
| ネ ッ ト         | 134,799   | 118,488             | 173,179    | 29,066    | 43,388 | 498,910 |
| 合 計           | 206,044   | 187,894             | 234,627    | 50,281    | 58,419 | 737,265 |

## 【概要3】リクエスト・予約の受付業務のフロー

(a) 館内端末・インターネットによる予約

- ・ 市図書館で所蔵していない資料は予約できない。
- ・ 利用者が各端末で予約データを入力する。
- ・ 書架に資料がある場合（貸出中ではない場合）には、所蔵館のリクエスト担当がシステムから在架予約出庫依頼表を出力し、資料を探す。
- ・ 所蔵館のリクエスト担当は、予約資料のバーコードをスキャンし、システムから予約レシートを出力する。所蔵館と予約書籍受取館が異なる場合には、翌日の交換便で予約レシートと資料を受取館へ送る。
- ・ 受取館では送られてきた資料を、そのバーコードをスキャンしたのちに、予約レシートとともに予約棚へ移動する。
- ・ 受取館で予約資料バーコードをスキャンすると、メール登録者に対しては予約資料確保のメールが自動的に送付される。ハガキ希望者については、ハガキを作成送付し、予約確保の旨を伝達する。

## (b) 窓口・電話による予約

- ・ 利用者はリクエスト申込書を記入する（電話の場合には受付けた職員が申込書を代筆する）。
- ・ 窓口（電話口）で予約資格を確認し問題がなければ、システム上に予約情報を入力する。
- ・ 所蔵がある場合は(a)と同じ。
- ・ 所蔵がない場合は、選書担当へリクエスト用紙を回付し、購入の可否を判断してもらう。
- ・ 所蔵もなく、購入もしない場合には、都内図書館から借用できるかどうかを調査する。
- ・ 予約資料の貸出の可否は、それが決定し次第、利用者（予約者）にハガキまたはメールで連絡する。

## 【概要4】リクエストへの回答のための費用

上記のように、市は、リクエストの結果について、メールアドレスの登録がない利用者に対してはハガキによって通知している。平成24年度にリクエスト結果を回答するために支出したハガキ代は以下のとおりである。

| 館 名           | 発送枚数（枚） | 金額（円）     |
|---------------|---------|-----------|
| 中央図書館（北野分室含む） | 12,785  | 639,250   |
| 生涯学習センター図書館   | 9,339   | 466,950   |
| 南大沢図書館        | 5,227   | 261,350   |
| 川口図書館         | 3,335   | 166,750   |
| 合 計           | 30,686  | 1,534,300 |

## 【意見】リクエスト結果のハガキ回答について

市は、希望者に対しハガキでもリクエスト回答を行っており、その発送枚数は年間合計で3万枚に上り、約150万円のコストがかかっている。さらに、3万枚のハガキを発送するためにはそれなりの人件費がかかっていると推定される。

確かに、メールアドレスを登録していない利用者に対して市側から積極的に通知しようとするれば、ハガキによる方法がもっとも有効な方法かもしれない。しかし、リクエストをした利用者に対してのみ予算を使うことに不公平感はないだろうか、また、同じ金額を使うのであれば図書購入に回した方が利用者全体にとって公平なサービスといえるのではないだろうか、公共サービスとしての公平性にいささか疑問が生じるところである。ハガキによる他に結果を伝達する方法がないのであれば、図書館サービスのための必要経費として受け入れざるを得ないが、他の方法があるのであれば、ハガキによる回答の中止を検討することも有用ではないかと思われる。

現状リクエスト利用者のみに使用されている年間 150 万円余りの予算をより公共的なサービスに充当できる可能性があるからである。

この点、他市の中には、ハガキによる回答は行わず、メールによる通知、電話（音声サービス）、利用者が図書館のホームページにアクセスしリクエストの状況を確認する方法などを併用して対応しているところもあるようである。

ハガキによる回答のための年間支出額は多額とまでは言えないが、将来も継続して発生する支出であることを考慮すると、十分に検討の余地のある問題である。

### ③ 貸出業務について

#### 【概要 1】貸出業務のフロー等

##### （ア）個人貸出

- ・ カウンター業務担当は、利用者から利用者カードと貸出希望の資料を預かる（利用者カードがないと貸出を受けることはできない）。
- ・ 利用者カードをスキャンして貸出対象者をシステム登録する。
- ・ 貸出資料をスキャンして貸出資料についてシステム登録する。
- ・ B D S 用（盗難防止装置）の磁気を消去する。
- ・ 返却のしおり（返却期日等が記載）をはさんで貸し出す。

貸出制限数：本（雑誌を含む）は 10 冊まで、視聴覚資料（カセット・CD・DVD・ビデオ等）は 3 点まで

貸出期間：2 週間

##### （イ）団体貸出

- ・ 団体貸出についても、事前に利用者登録が必要であり、利用者（団体）に対して利用者カードを発行している。
- ・ その他貸出情報等のシステム登録の方法は個人貸出の場合と同じである。

貸出制限数：本（雑誌を含む）は 150 冊以内、視聴覚資料（カセット・CD 等）は 5 点以内

貸出期間：本は 3 ヶ月以内、視聴覚資料は 2 週間以内

【概要2】貸出の状況

(ア) 八王子市の図書館別貸出数の推移

(単位：冊)

| 館名<br>年度   | 中央<br>図書館 | 生涯学習<br>センター | 南大沢<br>図書館 | 川口<br>図書館 | 北野<br>分室 | 合計        | 前年比<br>増減<br>(合計) |
|------------|-----------|--------------|------------|-----------|----------|-----------|-------------------|
| 平成<br>22年度 | 1,154,317 | 747,089      | 690,814    | 260,964   | 96,920   | 2,950,104 |                   |
| 平成<br>23年度 | 1,036,966 | 746,935      | 720,336    | 285,321   | 154,378  | 2,943,936 | -6,168            |
| 平成<br>24年度 | 1,031,303 | 756,301      | 721,621    | 282,608   | 162,396  | 2,954,229 | +10,293           |

(イ) 他市比較（多摩地区 人口10万人以上の自治体との比較）

|           | 人口（人）   | 貸出総数（冊）   | 貸出総数／人口（冊） |
|-----------|---------|-----------|------------|
| 八 王 子 市   | 562,679 | 2,954,229 | 5.25       |
| 町 田 市     | 426,205 | 4,330,600 | 10.16      |
| 府 中 市     | 252,004 | 2,460,891 | 9.77       |
| 調 布 市     | 223,220 | 2,868,446 | 12.85      |
| 西 東 京 市   | 197,447 | 2,449,724 | 12.41      |
| 小 平 市     | 185,320 | 1,536,352 | 8.29       |
| 三 鷹 市     | 179,938 | 1,472,869 | 8.19       |
| 日 野 市     | 178,543 | 1,717,962 | 9.62       |
| 立 川 市     | 178,127 | 1,801,942 | 10.12      |
| 東 村 山 市   | 152,468 | 1,148,657 | 7.53       |
| 多 摩 市     | 145,950 | 1,799,324 | 12.33      |
| 武 蔵 野 市   | 139,535 | 2,398,397 | 17.19      |
| 青 梅 市     | 138,431 | 1,057,036 | 7.64       |
| 国 分 寺 市   | 118,190 | 1,042,475 | 8.82       |
| 小 金 井 市   | 116,445 | 829,404   | 7.12       |
| 東 久 留 米 市 | 116,015 | 852,472   | 7.35       |
| 昭 島 市     | 112,932 | 756,153   | 6.70       |

(出所 平成25年度東京都公立図書館調査)

(短評) 市の貸出総数は、約300万冊と絶対数は比較的多いが、人口との比較では必ずしも多くはなく、1人当たりの貸出冊数は17市の中で最も少ない。

(ウ) 団体貸出

(a) 学校・教育センターへの貸出数（平成 24 年度累計）

（単位：冊）

| 学校 利用校数（70 校） |       | 教育センター        | 合計     |
|---------------|-------|---------------|--------|
| 学級文庫          | 調べ学習  | 学校サポーター<br>向け |        |
| 3,981         | 7,171 | 783           | 11,935 |

(b) 地区図書室への配本（団体貸出）状況（平成 25 年 3 月 31 日時点）

（単位：冊）

| 地区図書室名         | 配本（貸出冊数） |
|----------------|----------|
| 大和田市民センター      | 9,586    |
| 由井市民集会所        | 5,936    |
| 石川市民センター       | 11,982   |
| 横山南市民センター      | 22,251   |
| 加住市民センター       | 13,680   |
| 浅川市民センター       | 3,538    |
| 元八王子市民集会所      | 6,105    |
| 子安市民センター       | 7,680    |
| 由木中央市民センター     | 24,730   |
| 元八王子市民センター     | 11,745   |
| 由井市民センター       | 8,239    |
| 由井市民センターみなみ野分館 | 9,834    |
| 由木東市民センター      | 19,358   |
| 中野市民センター       | 11,571   |
| 恩方市民センター       | 13,067   |
| 台町市民センター       | 10,088   |
| 北野南部会館         | 7,887    |
| 合 計            | 197,277  |

**【意見】地区図書室への配本について****(ア) 配本（貸出）業務の性質について**

市の担当者の説明によると、地区図書室への配本は、発足当初事業として始めたものであり、図書館業務としての団体貸出とは異なる。したがって、八王子市図書館条例施行規則に規定する団体貸出の上限数や制限期間を超過していても規則違反にはあたらないとのことである。しかしながら、地区図書室への配本行為の性質を説明できる契約書等の資料は一切なく、また、図書館のシステム上では他の団体貸出と同様に処理されているとのこともあり、貸出当初は団体貸出として処理したと考えるのが自然であろう。ただし、地区図書室の運営実態を考慮すると、通常の団体貸出とは性質が異なるのは明らかである。

いずれにしても、まずは地区図書室への配本がどのような性質の取引であるか法的根拠を明らかにする必要がある。そのうえで、規定等に不足があるのであれば、これらを整備する等の対応が必要である。

**(イ) 地区図書室への配本時の受領について**

地区図書室への配本は、図書館側で貸出処理を行い、箱詰めし、送るという形で行われたようであるが、それらの図書を地区図書室が受領したという証が一切保存されていない。利用者が窓口で手続きをする貸出以外の貸出では、利用者が確かに受領したことを証明するため受領書等を入手し、保存しておくべきである。

**(ウ) 地区図書室への貸出図書の蔵書点検について**

地区図書室への配本は、通常の貸出と異なり、数量も多く貸出期間も長期にわたる。貸出図書といえども所有権は市にあるため、このような長期かつ大量な貸出図書については、定期的にその実在性を確かめておく必要がある。

この点、市は今まで蔵書点検の要請をしたこともなく、報告を受けたこともない。市の財産を適切に保全する責務を全うすべく、地区図書室の蔵書の点検についてのルールを明確にする必要がある。

**④ 返却業務について****【概要1】返却業務のフロー等**

- ・ 利用者から資料を預かりバーコードをスキャンして返却処理を実行する。
- ・ 付録やCDの有無を確認する。
- ・ B D S 用の磁気をつけ、仮置き場に置く。
- ・ 返却受付を行った者とは別の担当者がもう一度スキャンし、確実に返却処理がなされていることを確認し、返却棚に戻す。
- ・ 排架（配架）担当が返却棚から図書を取り、所定の場所に戻す。

## 【概要2】返却遅延者への対応

(ア) 返却遅延者に対する催促業務

(a) 貸出期限（貸出後2週間）経過後1ヶ月

貸出制限の実施（新たな貸出・予約の受付は行わない）

(b) 貸出期限経過後2ヶ月、4ヶ月、6ヶ月、1年～5年（6ヵ月ごと）

月に1度、各館で業務分担し、メールまたはハガキにより催促状を発送する。

(c) 貸出期限経過後7ヶ月

第2週に各貸出館で催促リストを作成し、電話をする。

(d) その他随時

各貸出館で電話が通じない等などの利用者や、協力資料や希少資料であり返却の必要性が高い資料の返却遅延者については、遅延者の住居に訪問し返却の催促を行う（月に1回）。

(イ) 返却遅延者数（平成25年6月30日現在）

| 館（室）名<br>遅延期間 | 中央<br>図書館 | 生涯学習<br>センター<br>図書館 | 南大沢<br>図書館 | 川口<br>図書館 | 北野分室  | 合計       |
|---------------|-----------|---------------------|------------|-----------|-------|----------|
| ～2週間          | 1,119     | 1,047               | 1,019      | 370       | 179   | 3,734    |
|               | (4,082)   | (3,063)             | (3,406)    | (1,385)   | (540) | (12,476) |
| 2週間～1ヶ月       | 392       | 146                 | 291        | 84        | 49    | 962      |
|               | (1,323)   | (376)               | (1,021)    | (290)     | (120) | (3,130)  |
| 1ヶ月～2ヶ月       | 283       | 230                 | 162        | 59        | 36    | 770      |
|               | (927)     | (669)               | (463)      | (179)     | (99)  | (2,337)  |
| 2ヶ月～4ヶ月       | 149       | 108                 | 84         | 28        | 27    | 396      |
|               | (488)     | (273)               | (261)      | (75)      | (75)  | (1,172)  |
| 4ヶ月～6ヶ月       | 65        | 47                  | 37         | 8         | 9     | 166      |
|               | (209)     | (137)               | (87)       | (12)      | (32)  | (477)    |
| 6ヶ月～1年        | 142       | 94                  | 80         | 31        | 6     | 353      |
|               | (384)     | (228)               | (222)      | (72)      | (11)  | (917)    |
| 1年～2年         | 179       | 122                 | 106        | 17        | 11    | 435      |
|               | (478)     | (287)               | (285)      | (29)      | (29)  | (1,108)  |
| 2年～3年         | 138       | 122                 | 75         | 14        | 7     | 356      |
|               | (384)     | (322)               | (217)      | (30)      | (15)  | (968)    |
| 3年～4年         | 141       | 104                 | 58         | 13        | 12    | 328      |
|               | (345)     | (232)               | (147)      | (31)      | (28)  | (783)    |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

|         |          |         |         |         |         |          |
|---------|----------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 4 年～5 年 | 124      | 101     | 78      | 19      | 8       | 330      |
|         | (313)    | (238)   | (204)   | (53)    | (21)    | (829)    |
| 5 年～    | 10,426   | 1,551   | 1,343   | 347     | 15      | 13,682   |
|         | (22,932) | (3,588) | (3,272) | (829)   | (47)    | (30,668) |
| 合 計     | 13,158   | 3,672   | 3,333   | 990     | 359     | 21,512   |
|         | (31,865) | (9,413) | (9,585) | (2,985) | (1,017) | (54,865) |

上段 : 延滞者数 (人)

下段 (カッコ書き) : 資料数 (冊)

(注) 上記は経年推移ではなく、平成 25 年 6 月 30 日時点での返却遅延者を返却遅延日数ごとに集約したものである。

#### 【監査の結果】

「④ 返却業務について」は「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

#### (3) 図書館事業の目的を達成するために必要な施設等の提供について

##### 【概要 1】関係法令等

図書館法第 7 条の 2 に基づいて公表されている「図書館の設置及び運営上望ましい基準」は、図書館の一般的な施設・設備として、以下のような基準を提示している。

「市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。」(第二 公立図書館 一 市町村立図書館 1 管理運営 (六) 施設・設備 1)

市は、本基準に従い、限りある図書館スペースを工夫し、可能な限り図書館サービス向上のための施設を設置し、利用者に提供している。

なお、図書館法は、第 17 条において、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」としていることから、市は、コピー料金を除き、図書館内の施設等について一切使用料を徴収していない。

## 【概要2】利用条件等

「八王子市図書館条例施行規則」では、会議室等の利用可能者の要件について、以下のように規定している。

「会議室、おはなしの部屋、展示室及び視聴覚ホール（以下、「会議室等」という）を利用できる者は、市内の学校、社会教育関係団体、文化団体、読書会及びこれに準ずる団体並びに第6条第1項に規定する個人（市内に居住し、又は通勤若しくは通学する者に限る。）とし、かつ、教育委員会が教育文化目的のための使用と認めたときに限るものとする。」（第16条）

また、会議室等の使用申請の受付期間及び使用日数についても、以下のとおり詳細に規定している（第17条第2項及び別表第3）。

| 種別                          | 申請受付期間                                                                                                                 | 使用日数 |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 第1会議室、<br>第2会議室、<br>おはなしの部屋 | 随時                                                                                                                     | 1日以内 |
| 第1展示室、<br>第2展示室             | 第1・第2展示室を合同で使用する場合は、使用しようとする日（以下「使用予定日」という。）の属する月の10月前の初日から使用予定日前3日まで。ただし、一展示室のみで使用する場合は、使用予定日の属する月の3月前の初日から使用予定日前日まで。 | 7日以内 |
| 視聴覚ホール                      | 使用予定日の属する月の3月前の初日から使用予定日前3日まで。                                                                                         | 1日以内 |

## 【概要3】会議室等の稼働状況

八王子市中央図書館の平成24年度の主な会議室等の稼働状況を示すと以下のとおりである。

|         | 広さ                         | 利用日数  | 稼働率※ |
|---------|----------------------------|-------|------|
| 第1会議室   | 合計で<br>80.8 m <sup>2</sup> | 208 日 | 62%  |
| 第2会議室   |                            | 175 日 | 52%  |
| おはなしの部屋 | 34.1 m <sup>2</sup>        | 94 日  | 28%  |
| 視聴覚ホール  | 107.1 m <sup>2</sup>       | 189 日 | 57%  |
| 展示室     | 193.0 m <sup>2</sup>       | 334 日 | 100% |

※稼働率は平成24年度の中央図書館の稼働日数334日に対する割合である。

上記のうち展示室は、10ヶ月前から申込が必要であるが常に抽選が必要なほど多くの申込があり、キャンセルもないことから稼働率は100%となっている。現状では

図書館側からの企画による展示会は開催されておらず、多くは個展等に利用されている。

#### 【意見】地下展示室を無料で使用に供していることについて

市は 193.0 m<sup>2</sup>という広い展示スペースを無料で利用に供している。図書館内の施設であることから、図書館法第 17 条の「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」という規定に基づき使用料を徴収していないとのことである。しかしながら、展示室を個展として利用することは、「図書館資料の利用に対する」ものにはあたらないことは明白であり、図書館法第 17 条を無償貸出の根拠とすることはできないと解される。

展示室は、図書館内の施設であるため、本来は市民の図書館資料の利用に役立つような用途に利用されるべきであり、個展などの個人的な目的のために利用されるべきではない。もし仮に現状のような個人的な目的のための貸与を続けるのであれば、少なくとも利用者には応益分の負担を求めるべきである。個人的な目的のために市の財産を無償で貸与することは、行政サービスとしての公平性を著しく欠くことになるからである。

#### (4) 図書館事業の運営に必要な人件費の管理について

##### 【概要 1】人員の構成

(平成 25 年 3 月 31 日時点)

|          | 中央<br>図書館 | 生涯学習<br>センター<br>図書館 | 南大沢<br>図書館 | 川口<br>図書館 | 北野分室   | 合計       |
|----------|-----------|---------------------|------------|-----------|--------|----------|
| 正規職員 (人) | 22 (9)    | 15 (7)              | 9 (2)      | 6 (1)     | -( - ) | 52 (19)  |
| 嘱託員 (人)  | 22 (22)   | 16 (16)             | 8 (8)      | 5 (5)     | 1 (1)  | 52 (52)  |
| 合 計 (人)  | 44 (31)   | 31 (23)             | 17 (10)    | 11 (6)    | 1 (1)  | 104 (71) |

( ) 内書は司書資格保有者

上記のほか、臨時職員・ボランティアを活用している。

##### 【概要 2】職員の種類、勤怠管理等

###### (ア) 正規職員

図書館事業は教育委員会の管轄であるため、図書館に勤務する正規職員は八王子市から同市教育委員会への出向者であり、処遇や給与の支給方法は、市職員と同じである。勤怠実績は、職員本人が庶務事務システムに入力し、所属長による電子決裁を受ける。労務課が、この決裁済みの勤怠データに基づいて給与額を計算し、所定の日付で給与の支給を行う。

図書館への出向者の給与は、図書館ごとに集計されておらず、生涯学習総務費の職員費として一括して計上されている。

(イ) 嘱託員

週 4 日または 5 日の勤務条件で報酬額は原則として固定である。業務量と人材のバランスを考慮して各図書館で募集・任用が行われる。市図書館の嘱託員はすべて図書館司書の資格保有者である。

勤怠管理は図書館ごとに行われ、勤怠実績は各図書館の庶務担当職員によって庶務事務システムに入力され、所属長による電子決裁を受ける。労務課は、この決裁済みの勤怠データに基づいて報酬額を計算し、所定の日付で報酬の支給を行う。

(ウ) 臨時職員

臨時職員は勤務時間に応じて給与を支給されている。業務量と人材のバランスを考慮して募集・任用が行われる。勤怠管理は図書館ごとに行われ、勤怠実績は出勤簿の出勤日欄に臨時職員自ら押印することで記録される。出勤簿は月ごとに所属長によって確認され、押印の後、各図書館の庶務担当職員によって庶務事務システムに入力される。労務課は、システムに入力された勤怠データに基づいて給与額を計算し、所定の日付で給与の支給を行う。

(エ) ボランティア

八王子図書館ボランティアの会は、図書館活動の必要性に理解のある有志により組成されたボランティア団体であり、図書館では、無償による役務提供を受け入れている。読み聞かせ等直接市民と接する行事を除き、活動のスケジュールは団体に委ねており、勤怠の把握等は行っていない。

**【意見】嘱託員、臨時職員の勤怠管理について**

臨時職員の給与は勤務時間を基準に計算されるため、正確な勤務時間を把握し管理することが肝要である。また、嘱託員にしても、超過時間がないことを前提にして勤務条件を決定しているかもしれないが、実際に超過時間があれば残業代を支払う必要があるため勤務時間を把握する必要があるわけではない。

現状の図書館の嘱託員や臨時職員の勤怠記録は、出勤時に出勤簿の日付欄に押印（またはチェック）しているのみであり、勤務時間は記録されていない。出勤の事実については、庶務担当等が出勤簿と日誌のチェックを行っている図書館もあったが（チェックマークを付す）、その場合でもチェック者を特定できるような証跡（押印等）は保存されていなかった。嘱託員や臨時職員の勤務時間は本人が証明しうるものではないため、上長等がチェック・承認することにより勤務実績を証明する必要があり、同時にチェック・承認の証跡を残すべきである。

**(5) 図書館事業の運営に必要な物品の管理について****【概要1】規則等**

市は「八王子市物品管理規則」（以下、本項では「規則」という）に基づいて物品の管理を行っている。物品は、(1) 備品（予定価格が 50,000 円以上のものに限る）(2) 消耗品 (3) 材料品 (4) 動物 (5) 不用品 (6) 生産品 (7) 借入品に区分され（規則第 5 条）、特に (1) 備品については、財務会計システムにその品名、金額、供用場所その他必要な事項を記載して管理することとしている（規則第 5 条の 2 第 2 項）。また、供用されている間はこれらの情報が漏れなく記録され、そして処分された際には遅滞なくその情報を記録できるよう、以下のような事務を行うこととしている。

**【概要2】購入等による受入時の記録について**

規則第 11 条は、物品管理者（所管課長）は、物品の受入れの事由が生じたときは、物品受入通知書を所属の物品出納員に送付しなければならない。ただし、購入物品の受入れについては、財務会計システムにより購入代金の支出の事務を行うことによって、物品受入通知書の送付を行ったものとみなす旨規定している。

市では、購入備品は購入代金の支出事務を行うことによって、財務会計システム上の備品台帳に自動的に登録されることとなっている。

**【概要3】記録の調査について**

規則第 5 条の 2 第 3 項は、記録の正確性を確かめるため、物品管理者は、毎年 7 月末日現在における財務会計システム上の備品台帳の記録と備品を照合し、その記録の内容について誤りがないことを確認の上、その結果を 9 月末日までに会計管理者に報告しなければならないとしている。

図書館では、これに対応するため、毎年定期的に財務会計システムから備品台帳を出力し、現物を照合し登録内容の正否を判定している。

**【意見】備品台帳の記載方法について**

平成 25 年 7 月に図書館が実施した備品の実査に関する調査資料を閲覧し、実査の方法や対応等についてヒアリングを行ったが、備品の実査は概ね良好に実施されていた。ただし、備品台帳をアウトプットし、それと現物を照合しているのが、備品台帳上のロケーションの記載が十分ではないため、実査時に現物を探すのに手間取っていると思われるようなケースもあった。ロケーションを具体的に記載することは実査業務を効率的に進めるために有用であるため、今般の実査において手書きで記載している詳細なロケーションを、直ちに財務会計システムの備品台帳に反映すべきである。

**(6) 図書館システムの管理について****【概要1】 システム変更の経緯**

市は平成 22 年 3 月に読書のまち八王子推進構想の第二次計画となる「第二次読書のまち八王子推進計画」を作成し、読書のまち八王子のさらなる実現に向け、取組を推進している。そして、平成 23 年 4 月には、推進計画の柱の一つにもなっている、市民の使いやすく情報発信が可能な図書館システムへの更新を行った。

市は、新システム導入に当たっては、情報セキュリティ対策基準に準拠し、テスト環境で十分にテスト、不具合の調査・改善の確認等、必要な検証を十分に行っている。また、新システム導入後、図書館運営に支障をきたすような目立った障害は発生していない。市は、システム導入後、情報セキュリティに関する外部監査（以下、「セキュリティ監査」という）を行い、新システムを中心に図書館の情報セキュリティのチェックを行っている。

**【概要2】 セキュリティ監査等の状況**

市は、平成 23 年 4 月に新しい図書館システムに更新したこともあり、新システム及び生涯学習センター図書館を対象としたセキュリティ監査を行っている。

セキュリティ監査は、平成 25 年 3 月に情報管理課が主導となり、専門業者に委託して行われた。図書館は、セキュリティ監査の結果を受け、改善策を策定し改善報告書に取りまとめたうえで情報管理課に提出している。平成 25 年 4 月、情報管理課は、外部委託業者からのセキュリティ監査結果と図書館からの改善策を、八王子市情報セキュリティ運営委員会に報告している。

**【意見】 権限設定の管理について**

図書館システムにおける権限設定が適正に行われていることを確かめるため、勤務形態ごとの権限設定表（市の権限設定標準として入手したもの）と実際のシステム上権限設定状況を比較したが、必ずしも整合していなかった。これは、そもそも勤務形態ごとの権限設定表が周知（各館で利用）されていないことが原因であり、十分に周知させることが必要である。

また、システム上の権限は、一度設定されると変更されるまで継続的に使い続けることができる。そのため、担当業務から逸脱したシステム操作がなされないように付与した権限が担当業務に対応した適切なものであるかどうか、定期的に確かめられなければならない。しかしながら、図書館では、これまでシステム上の権限設定が妥当であるかどうかについて網羅的な検証を行っていない。システム上の権限設定が妥当かどうかについて、定期的に検証する必要がある。

## 3. 図書館事業費について

## 【概要】図書館事業費の決算状況

図書館事業の歳出は、「Ⅲ 監査対象の概要」の「2. 図書館事業（8）」に記載のとおりであるが、八王子市では図書館と他の施設を併設しているケースがある。しかし決算上、それらの歳出については各事業には配分していない。一方で、市が開示している「主要な施策の成果・事務報告書」では、事務の効率化のために各事業に配分しないとして当該歳出の明細が記載されている。

上記の配分されていない数値について、市が算出しているそれらの数値を各事業に配分すると以下のとおりとなる。

|                   | 中央図書館<br>(北野分室<br>含む) | 生涯学習<br>センター<br>図書館 | 南大沢図書館  | 川口図書館  |
|-------------------|-----------------------|---------------------|---------|--------|
| 配分前歳出額            | 161,796               | 83,098              | 163,774 | 43,137 |
| 生涯学習<br>センターより配分  | -                     | 34,189              | -       | -      |
| 川口生涯学習<br>センターへ配分 | -                     | -                   | -       | 11,747 |
| 配分後歳出             | 161,796               | 117,288             | 163,774 | 31,390 |

## 【意見】図書館事業費の適正な開示について

歳出額は事業ごとに把握することが大原則である。図書館事業の場合、施設にかかる費用を図書館ごとに把握可能であり、また、把握しなければ経済性・効率性などが判断できない。特に上記の場合、一定の計算により配分した数値が記載されているのであるから、説明方式ではなく、決算額として開示することが望ましい。市民にとっても分かりやすく開示することが必要であろう。

## 第4. 文化の保存・継承事業に関する事務の執行について

### 1. 生涯学習スポーツ部文化財課

#### (1) 文化財の保存・整理について

##### 【概要1】文化財の保存・整理

歴史と伝統文化にあふれる八王子市は、発掘調査や市民からの寄贈などにより、数多くの文化財が収集・保管されており、「八王子ビジョン 2022」では、文化財の活用により、次世代への歴史と伝統文化の継承を目指している。直近 3 年間の文化財の保管状況は以下のとおりである。

| 保管場所             | 主な保管物          | 温度・湿度<br>管理 | 保管数量（年度末日） |          |          |
|------------------|----------------|-------------|------------|----------|----------|
|                  |                |             | 平成 22 年度   | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
| 郷土資料館            | 民具、文書、<br>考古資料 | 一部あり        | 66,103     | 66,230   | 66,451   |
| 旧 稲 荷 山<br>小 学 校 | 民具、文書          | 一部あり        | 30,787     | 30,787   | 30,787   |
| 埋蔵文化財<br>整 理 室   | 土器、考古資料        | なし          | 8,013      | 8,069    | 8,221    |
| 計                |                |             | 104,903    | 105,086  | 105,459  |

《郷土資料館－収蔵庫》



《旧稲荷山小学校－教室》



《埋蔵文化財整理室－収蔵室》



上記の保管数量は整理済みの文化財のみであり、未整理の文化財も多数残っている。また、発掘調査などにより収集された文化財のうち、調査用の箱単位でカウントしているものもあるため、アイテム数の在庫数量とはなっていない。

【概要2】各施設の主な状況

報告書提出日現在、各施設の主な状況は以下のとおりである。

| 施設名      | 主な状況                                                             |
|----------|------------------------------------------------------------------|
| 郷土資料館    | 郷土資料館の土地には消防署の建設が予定されており、郷土資料館の駐車場跡地では建設工事が行われている。               |
| 旧稲荷山小学校  | 保管している文化財については、民具等の大きなものが多い。                                     |
| 埋蔵文化財整理室 | 東日本大震災（2011年3月11日）により破損した文化財がある。また、文化財以外にも参考文献や関連資料等が大量に保管されている。 |

《郷土資料館－駐車場跡地》



《旧稲荷山小学校－民具等の保管》



《埋蔵文化財整理室－破損品》



《埋蔵文化財整理室－資料等の保管》



**【意見 1】各施設の保管容量について**

文化財の保管場所を視察したところ、文化財の保管数量は年々増加しており、各収蔵施設の保管容量は限界もしくは限界に近い状況となっている。

## 文化財の保管容量の状況

| 保管場所             | 保管容量  | 備考                                                                                    |
|------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 郷土資料館            | 限界に近い | 全体的に保管容量が限界に近い。温度・湿度管理が可能な倉庫（施錠あり）については、既に保管容量が限界となっている。                              |
| 旧 稲 荷 山<br>小 学 校 | 限界に近い | 施錠された教室に保管されているが全体的に保管容量が限界に近い。また、大きな保管対象物も多く、移動が困難な状況となっている。                         |
| 埋蔵文化財<br>整 理 室   | 限界    | 保管容量がないため、施錠された倉庫及び部屋に保管できない文化財が多くある。また、東日本大震災（2011 年 3 月 11 日）により破損し、修復されていない文化財もある。 |

現状の保管状況のままでは、近い将来には文化財の受け入れが不可能になると思われる。また、保管容量が限界になると、自然災害の発生に備えた安全対策を講じる余地がなくなってしまう、現状取り組んでいる安全対策が無効化されてしまうリスクがある。

文化財の活用及び安全対策のためにも、文化財の保管容量を早急に確保するべきである。なお、市は新資料館の建設を予定しており、報告書提出日現在、郷土資料館の駐車場跡地では消防署の建設工事が行われている。新資料館の建設については現状の保管容量の問題解決のみならず、文化財の保管数量の増加や自然災害の発生など潜在的な問題も見据えた対策を講じるべきである。

**【意見 2】文化財の保管・整理について**

市は数多くの文化財の保管及び活用に取り組んでいるものの、文化財の数や人材等の物理的・人的な制限により文化財の整理が十分に対応できない状況にある。

特に、埋蔵文化財整理室では、平成 12 年 4 月の事務統合にあたり、常勤の職員等（職員 2 人、嘱託員 4 人）が配属されなくなり、担当嘱託員（1 人）が保管物リストの作成等により文化財の保管整理を行っているものの、数多くの未整理の文化財があり、また、東日本大震災（2011 年 3 月 11 日）により破損した一部の文化財がまだ修復されていない状態となっている。

現状の文化財課の予算や人材では対応が困難なため、委託業者やボランティアによる整理作業の検討を行うことが望まれる。

### 【意見3】資料等の整理について

市は数多くの文化財のみならず、参考文献や関連資料等も大量に保管している。そのため、文化財の保管容量を圧迫する要因ともなっており、また、自然災害の発生により文化財と収蔵施設に与える潜在的リスクも大きい。

文化財の保管容量の改善や自然災害の発生に備えた安全対策のためにも、廃棄可能な書類等の選別や資料等のデジタル化などを検討することが望まれる。

### 【意見4】市民への公開について

各収蔵施設には、歴史的価値のある数多くの文化財が公開されないまま倉庫等に保管されている。「八王子ビジョン 2022」でも掲げられている、次世代への歴史と伝統文化の継承を果たすためにも、倉庫等にある資料を公開しないことは大きな機会損失となっていると考えられる。

安全性や衛生管理等を徹底したうえで、学校や研究団体等との連携を図り、市民への公開を積極的に行うことが望まれる。

## (2) 文化財保護普及事業について

### ① 埋蔵文化財調査事業について

貴重な埋蔵文化財保護のため、試掘調査により埋蔵文化財の有無とその規模を確認している。

### 【概要1】 平成24年度の歳出明細

(単位：千円)

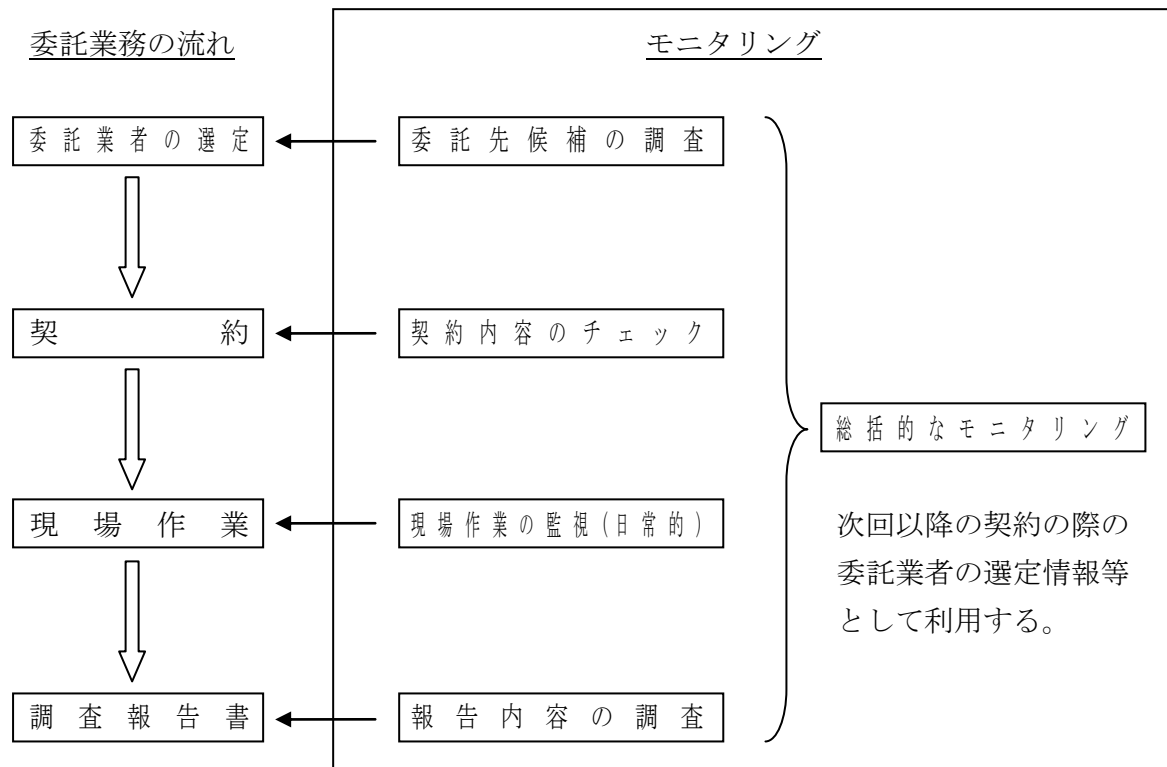
| 歳 出 明 細   | 金 額   |
|-----------|-------|
| 消 耗 品 費   | 9     |
| 印 刷 製 本 費 | 5     |
| 委 託 費     | 5,994 |
| 合 計       | 6,008 |

### 【概要2】 埋蔵文化財調査実績（平成24年度）

| 区 分            | 件 数 |
|----------------|-----|
| 試 掘 調 査        | 17  |
| 本 発 掘 調 査（国庫分） | 0   |

## 【概要3】委託業者に対するモニタリング

埋蔵文化財の試掘調査は委託業者が行っており、文化財課は委託業者に対して以下のようなモニタリングを実施している。



埋蔵文化財の実効的な試掘調査を行うためには上記のようなモニタリングを行うことは必須であり、特に、日常的に行っている現場作業の監視活動が効果的に行われると委託業者への十分な牽制機能が期待できる。

## 【意見】日常的モニタリングの実施体制について

委託業者の現場作業に対しては、嘱託員3人が日々の監視活動を行い、再任用職員1人が必要に応じて監視活動を行っている。平成24年度に日常的モニタリングを担当した嘱託員の状況は以下のとおりである。

嘱託員の状況（平成25年3月31日現在）

| No. | 年齢   | 任用開始年月  | 備考                                        |
|-----|------|---------|-------------------------------------------|
| 1   | 40歳代 | 平成12年4月 | 埋蔵文化財専門員として採用。                            |
| 2   | 40歳代 | 平成12年4月 | 埋蔵文化財専門員として採用。                            |
| 3   | 60歳代 | 平成24年4月 | 職員が定年退職後、嘱託員として採用され、平成25年3月31日に任用が終了している。 |

嘱託員は 1 年契約であり、職員に比べて退職の可能性が高い。また、現場作業の監視活動を担当している嘱託員 3 人のうち 1 人は、平成 25 年 3 月 31 日で任用終了となっており、平成 25 年度からは 2 人体制となっている。さらには、現状で考古学の専門知識と経験を十分に備え持っている職員は、現場作業の監視活動を担当している再任用職員 1 人のみであり、平成 27 年度で定年退職となる予定である。

そのため、専門知識と経験豊富な職員の養成を早急に行ったうえで、現状の嘱託員中心の現場作業の監視活動体制を見直し、職員が中心となる現場作業の監視活動体制を構築することが望まれる。

## ② 埋蔵文化財保護事業について

埋蔵文化財包蔵地内の開発行為による文化財の滅失・破損を防ぐため、工事の立会い・調査・関係機関との連絡調整を行っている。また、国・都・市の各指定文化財について、現状変更の許認可事務を行っている。

### 【概要 1】平成 24 年度の歳出明細

(単位：千円)

| 歳 出 明 細   | 金 額   |
|-----------|-------|
| 嘱 託 員 報 酬 | 5,201 |
| 共 済 費     | 743   |
| 需 用 費     | 51    |
| 合 計       | 5,997 |

### 【概要 2】埋蔵文化財本発掘調査（国庫支出金分以外）の状況

市で行われた平成 24 年度の以下の工事について嘱託員が立会等を行っている。

| 遺跡名                           | 調査期間                     | 調査面積<br>(㎡) | 経費<br>(千円) | 目的   | 開発<br>団体等 | 調査結果     |                |
|-------------------------------|--------------------------|-------------|------------|------|-----------|----------|----------------|
| 多摩ニュー<br>ー タ ウ ン<br>No. 64 遺跡 | 平成 24 年<br>4 月 25 日<br>～ | 240         | 4,000      | 宅地造成 | 個人        | 縄文<br>時代 | 住居跡、土<br>坑、住居群 |
|                               | 平成 24 年<br>6 月 15 日      |             |            |      |           | 平安<br>時代 | 住居跡            |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

| 遺跡名                     | 調査期間                                   | 調査面積<br>(㎡) | 経費<br>(千円) | 目的         | 開発<br>団体等                     | 調査結果     |                |
|-------------------------|----------------------------------------|-------------|------------|------------|-------------------------------|----------|----------------|
| 大塚日向<br>遺跡              | 平成24年<br>10月25<br>日～<br>平成25年<br>2月12日 | 1,680       | 46,628     | 学校校舎<br>建築 | 学校法人<br>帝京大学                  | 古墳時代     | 住居跡            |
|                         |                                        |             |            |            |                               | 平安時代     | 住居跡、掘<br>立柱建   |
|                         |                                        |             |            |            |                               | 近世<br>以降 | 溝              |
| 塚場遺跡<br>(平成25年<br>度に継続) | 平成24年<br>10月22<br>日～<br>平成25年<br>3月31日 | 3,593       | 98,501     | 道路整備       | 東京都<br>南多摩<br>西部建<br>設事務<br>所 | 縄文時代     | 陥穴、土坑、<br>柱穴   |
|                         |                                        |             |            |            |                               | 古代<br>以降 | 土坑、溝、<br>道路状遺溝 |

※経費に関しては表中の開発団体等が負担している。

#### 【概要3】指定文化財の現状変更の許認可実績の状況

指定文化財に関する現状変更の許認可実績（平成24年度）

| 区 分           | 件 数 |
|---------------|-----|
| 現状変更処理（指定文化財） | 11  |

#### 【監査の結果】

「② 埋蔵文化財保護事業について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第3. 主な監査手続」の実施の結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

#### ③ 文化財保護審議会について

文化財保護審議会は、八王子市文化財保護条例 第7章（第42条～第51条）に基づき設置されており、文化財の保存及び活用を図るため、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる重要事項を調査審議し、答申を行っている。

（ア）市指定文化財の指定（保持者又は保存団体の認定を含む）及び指定の解除に関すること

（イ）その他、教育委員会が必要と認める事項

## 【概要 1】平成 24 年度の歳出明細

(単位：千円)

| 歳 出 明 細   | 金 額 |
|-----------|-----|
| 委 員 等 報 酬 | 528 |
| 旅 費       | 36  |
| 合 計       | 564 |

## 【概要 2】文化財保護審議会の任期及び構成

現任委員の任期は平成 22 年 11 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日までの 3 年で、委員数は 13 人以内の体制となっており、原則年 4 回審議会が開催されている。

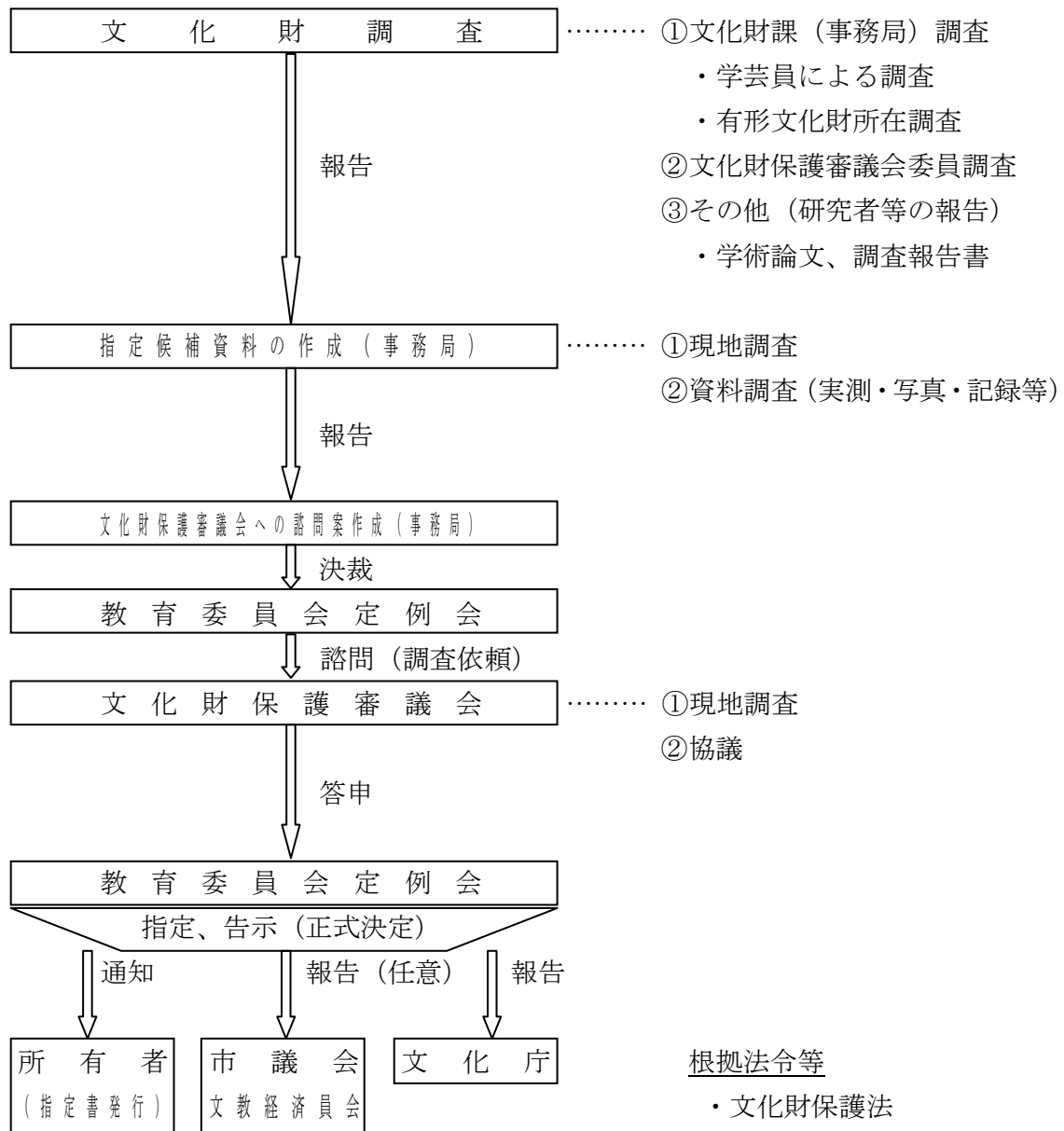
現任委員の概要は以下のとおりである。

|   | 役職  | 専門分野       | 再任又は新任 |
|---|-----|------------|--------|
| 1 | 会長  | 曳山美術史、社寺建築 | 再任     |
| 2 | 副会長 | 中世史        | 再任     |
| 3 | 委員  | 考古学        | 再任     |
| 4 | 委員  | 中世史        | 再任     |
| 5 | 委員  | 近世史        | 再任     |
| 6 | 委員  | 日本美術史      | 新任     |
| 7 | 委員  | 近世・近代経済史   | 再任     |
| 8 | 委員  | 植物学        | 新任     |
| 9 | 委員  | 民俗建築学      | 再任     |

## 【概要 3】文化財保護審議会の開催状況（平成 24 年度）

| 回 | 開催日               | 内容                                                                                |
|---|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 平成 24 年 6 月 25 日  | 協議事項：八王子市指定文化財の指定候補<br>報告事項：①平成 24 年度文化財保護関連予算の概要<br>②国史跡八王子城跡整備事業<br>現場視察：成田山傳法院 |
| 2 | 平成 24 年 11 月 12 日 | 協議事項：八王子市指定文化財の指定候補<br>現地視察：八王子城跡ガイダンス施設                                          |
| 3 | 平成 25 年 1 月 24 日  | 協議事項：八王子市指定文化財の指定の諮問                                                              |
| 4 | 平成 25 年 3 月 14 日  | 協議事項：指定文化財の答申について<br>報告事項：①今年度の事業の報告について<br>②来年度の事業予定について<br>③中田遺跡公園の改修計画         |

【概要4】文化財指定のフロー



なお、平成24年度は1件の指定があり、上記フローに基づき適切に指定の手続が行われていた。

## 【意見 1】文化財保護審議会に関する情報公開について

市ホームページに公開されていた、直近 3 年間の会議録の状況は以下のとおりである。

| 回     | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|-------|---------|---------|---------|
| 第 1 回 | ○       | ○       | ○       |
| 第 2 回 | ○       | - (※2)  | ○       |
| 第 3 回 | ○       | - (※3)  | ○       |
| 第 4 回 | - (※1)  | ○       | ○       |

※1 東日本大震災の影響により、開催がなかった。

※2 非公開事項としての会議録が作成されていた。

※3 視察・調査のみを行っており、会議録は作成されていない。

市では、会議の公正性の確保と透明性の向上を図り、もって市政について市民に説明する責任を果たし、開かれた市政の推進を図ることを目的とするため、会議の公開に関する指針を定めている。会議の公開に関する指針では、審議会などの会議は、情報公開条例の非公開事項に該当する場合を除き、原則として公開するものとされている。

平成 22 年度からの文化財保護審議会会議録の開示状況をホームページで閲覧したところ、上記のように平成 22 年度第 4 回、平成 23 年度第 2 回及び第 3 回の会議録が開示されていなかった。会議録が公開あるいは作成されない場合には、上記指針に沿って、その理由等を開示することが必要とされている。しかし、一部未開示のものがあつた、その後、公開あるいは作成されなかった理由等を開示していることが確認された。

会議の公開に関する指針等の趣旨に従って、適時に会議に関する事前の開示や会議終了後の会議録開示など、慎重な対応が望まれる。

## 【意見 2】文化財保護審議会の出席状況について

現任委員の任期中に開催された平成 22 年度第 2 回（平成 22 年 11 月 18 日開催）から平成 24 年度第 4 回（平成 25 年 3 月 14 日）の審議会における各委員の出席状況は以下のとおりである。なお、開催がなかった審議会及び会議録が公開されていなかった審議会（【意見 1】参照）は除いている。（○：出席、×：欠席）

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

|       | 役職  | 平成 22 年度 |       | 平成 23 年度 |       | 平成 24 年度 |       |       |       | 出席率<br>／<br>人 |
|-------|-----|----------|-------|----------|-------|----------|-------|-------|-------|---------------|
|       |     | 第 2 回    | 第 3 回 | 第 1 回    | 第 4 回 | 第 1 回    | 第 2 回 | 第 3 回 | 第 4 回 |               |
| 1     | 会長  | ○        | ○     | ○        | ○     | ○        | ○     | ○     | ○     | 100<br>%      |
| 2     | 副会長 | ×        | ○     | ×        | ○     | ○        | ○     | ○     | ○     | 75<br>%       |
| 3     | 委員  | ×        | ○     | ×        | ○     | ○        | ○     | ○     | ○     | 75<br>%       |
| 4     | 委員  | ×        | ○     | ○        | ×     | ○        | ○     | ×     | ○     | 63<br>%       |
| 5     | 委員  | ×        | ×     | ×        | ○     | ×        | ○     | ○     | ○     | 50<br>%       |
| 6     | 委員  | ×        | ×     | ○        | ×     | ×        | ○     | ○     | ×     | 38<br>%       |
| 7     | 委員  | ×        | ○     | ×        | ×     | ○        | ×     | ○     | ×     | 38<br>%       |
| 8     | 委員  | ○        | ○     | ○        | ○     | ○        | ○     | ×     | ○     | 88<br>%       |
| 9     | 委員  | ○        | ○     | ○        | ○     | ○        | ○     | ○     | ○     | 100<br>%      |
| 10    | 委員  | ○        | ○     | ○        | ○     | ○        | ○     | ○     | ○     | 100<br>%      |
| 11    | 委員  | ○        | ○     | ×        | ○     | ○        | ○     | ○     | ○     | 88<br>%       |
| 12    | 委員  | ○        | ×     | ×        | ○     | ○        | ○     | ×     | ○     | 63<br>%       |
| 13    | 委員  | ○        | ○     | ○        | ○     | ○        | ○     | ○     | ○     | 100<br>%      |
| 出席率／回 |     | 54%      | 77%   | 54%      | 77%   | 85%      | 92%   | 77%   | 85%   |               |

上記のとおり、平成 24 年度の出席率は改善されているものの、全委員が出席した審議会が 3 年間で一度もなく、各専門分野の権威者である委員の調整は相当困難なものと考えられる。

現状は、議題に応じて専門分野の委員が適宜出席しているため、実効性のある議論がなされているとのことであるが、市民にとって出席状況を知ることは会議体が有効な運営かどうかを判断する一つの手段と考えられる。今後も委員の調整が困難であることが予測されるなか、会議体の現状の機能を維持するためにも、また市民への理解を求めるためにも、開催日時の検討や委員の選定を慎重に行うことに留意する必要がある。

#### ④ 文化財普及活用事業について

文化財の所在確認調査や市内の指定文化財の所有者に対する管理公開謝礼金の交付を行っている。

また、「文化財見て歩き」等の催しを実施し、市民の文化財保護に対する意識の向上及び郷土愛の醸成を図っている。

#### 【概要 1】平成 24 年度の歳出明細

(単位：千円)

| 歳 出 明 細             | 金 額   |
|---------------------|-------|
| 嘱 託 員 報 酬           | 1,728 |
| 共 済 費               | 368   |
| 報 償 費               | 1,070 |
| 委 託 料               | 1,916 |
| 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金 | 65    |
| 需 用 費               | 283   |
| 旅 費 等               | 77    |
| 合 計                 | 5,509 |

#### 【概要 2】委託業務リスト（平成 24 年度）

(単位：千円)

| N o . | 業 務             | 金 額   |
|-------|-----------------|-------|
| 1     | 八王子市有形文化財所在調査   | 870   |
| 2     | 平町大蔵院のイチョウ剪定    | 341   |
| 3     | 小仏関跡樹木剪定        | 210   |
| 4     | 信松院文化財説明板作成・設置等 | 222   |
| 5     | 文化財説明板補修・設置     | 273   |
|       | 計               | 1,916 |

## 【概要 3】文化財指定件数の状況（平成 24 年度）

| 種 別     |      | 国指定 | 都指定 | 市指定 | 計   |
|---------|------|-----|-----|-----|-----|
| 重要文化財   | 書跡   | 1   | —   | —   | 1   |
|         | 工芸品  | 3   | —   | —   | 3   |
| 有形文化財   | 建造物  | —   | 7   | 2   | 9   |
|         | 絵画   | —   | 2   | 3   | 5   |
|         | 彫刻   | —   | 10  | 4   | 14  |
|         | 工芸品  | —   | 1   | 34  | 35  |
|         | 考古資料 | —   | 1   | 3   | 4   |
|         | 古文書  | —   | 3   | 21  | 24  |
|         | 刀剣   | —   | —   | 78  | 78  |
|         | 歴史資料 | —   | —   | 5   | 5   |
| 無形文化財   | 芸能   | —   | 2   | —   | 2   |
| 有形民俗文化財 | 民俗資料 | —   | 1   | 10  | 11  |
| 無形民俗文化財 | 郷土芸能 | —   | —   | 10  | 10  |
|         | 風俗習慣 | —   | —   | 1   | 1   |
| 史跡      |      | 5   | 2   | 20  | 27  |
| 旧跡      |      | —   | 12  | 3   | 15  |
| 天然記念物   |      | —   | 3   | 11  | 14  |
| 計       |      | 9   | 44  | 205 | 258 |

上記の指定文化財について、嘱託員が所在確認調査を行っている。

## 【概要 4】管理公開謝礼金の交付実績（平成 24 年度）

| 種別      |     | 件数 |
|---------|-----|----|
| 有形文化財   | 建造物 | 2  |
|         | 絵画  | 3  |
|         | 彫刻  | 4  |
|         | 工芸品 | 26 |
|         | 古文書 | 7  |
| 有形民俗文化財 |     | 8  |
| 無形民俗文化財 |     | 10 |
| 史跡      |     | 16 |
| 旧跡      |     | 1  |
| 天然記念物   |     | 8  |
| 計       |     | 85 |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

なお、指定文化財の所有者に対する管理公開謝礼金（報償費）の支払手続は適正に行われていた。

##### 【概要 5】「文化財見て歩き」の状況（平成 24 年度）

| 内 容                  | 開催日               | 参加人数（人） |
|----------------------|-------------------|---------|
| 「八王子城跡周辺の文化財」        | 平成 24 年 11 月 2 日  | 26      |
| ウォークラリー「八王子城跡を探検しよう」 | 平成 24 年 11 月 23 日 | 12      |
| 「八王子宿を歩く」            | 平成 24 年 12 月 1 日  | 23      |
| 「滝山城跡を歩く」            | 平成 25 年 1 月 26 日  | 20      |
| 「廣園寺から信松院まで～古刹を訪ねる～」 | 平成 25 年 3 月 30 日  | 26      |

##### 【監査の結果】

「④ 文化財普及活用事業について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

##### （3）文化財保存活用推進事業について

「八王子市文化財保護条例」（昭和 52 年 7 月 1 日施行）及び「八王子市文化財保存活用等推進事業補助金交付要綱」（平成 15 年 4 月 1 日施行）に基づき、文化財の保存及び活用等に関する補助金の交付により、市民の文化財の保存・活用事業の補助を行っている。

##### 【概要 1】補助金の交付件数（平成 24 年度）

| 種 別 | 内 容         | 件数 |
|-----|-------------|----|
| 山車  | 保管庫地代       | 10 |
| 神輿  | 保存伝承        | 1  |
| その他 | 有形文化財修理     | 3  |
|     | 無形民俗文化財衣装新調 | 1  |
|     | 有形文化財環境整備   | 1  |
| 計   |             | 16 |

## 【概要2】文化財の保存及び活用等に関する補助金の概要

対象となる補助事業等と補助金の額は「八王子市文化財保存活用等推進事業補助金交付要綱」第2条及び第3条より、以下のとおり規定されている。

| 補助事業等の区分                                                       | 補助割合（ただし、予算の範囲内）                                                                                |
|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消耗、損壊、損傷の程度が著しい補助対象文化財の保存、修理、復旧等に関する事業                         | 補助事業等の経費の80%以内。<br>ただし、補助事業等を行う年度の東京都文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき補助対象事業として交付決定される都指定文化財は、補助事業等の経費の10%以内。 |
| 補助対象文化財を滅失、き損、亡失、盗み取られること等から防ぐための施設の設備整備に関する事業                 |                                                                                                 |
| 補助対象文化財を滅失、き損、亡失、盗み取られること等から防ぐための施設の維持管理に関する事業                 |                                                                                                 |
| 補助対象文化財の保存伝承に必要な道具等の補修整備に関する事業                                 |                                                                                                 |
| 広く一般に公開、活用されている補助対象文化財を常に良好な状態に保つための定期的な保守点検等に関する事業            | 補助事業等の内容により、各々の補助事業等の経費内において定額とする。                                                              |
| 補助対象文化財の保存伝承若しくは普及活用に必要な記録の作成、伝承者の養成その他保存伝承普及のためにとられる措置等に関する事業 |                                                                                                 |
| その他、補助対象文化財の保存若しくは活用等に関する事業で、市長が認めた事業                          | 補助事業等の経費の50%以内。                                                                                 |

補助金の申請者は、「八王子市文化財保存活用等推進事業補助金交付要綱」第6条に基づき、補助事業等の作業前に以下の資料の提出を要する。

- ① 補助金等交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 予算書
- ④ 収支計画書
- ⑤ 見積書等の補助事業等の経費の算定根拠となる書類
- ⑥ 設計仕様書又は設計図面等の補助事業等の内容がわかる書類
- ⑦ 補助対象文化財等の現状がわかる写真、見取り図等

また、補助金の受領者は、「八王子市文化財保存活用等推進事業補助金交付要綱」第12条に基づき、補助事業等の完了後1ヶ月以内に以下の資料の提出を要する。

- ① 事業等実績報告書
- ② 収支精算書
- ③ 請求書又は領収書等の写し
- ④ 補助事業等の成果を証する書類、写真、図面等その他参考資料等

## 【概要 3】補助金の申請及び交付実績（平成 24 年度）

「八王子市文化財保存活用等推進事業補助金交付要綱」に基づき、平成 24 年度に申請及び交付された補助金の内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 団体            | 内容         | 要望額   | 補助金   | 補助割合  |
|---------------|------------|-------|-------|-------|
| 鍮水諏訪神社氏子      | 社殿修理       | 735   | 588   | 80.0% |
| 八王子消防記念会      | 半纏新調       | 204   | 163   | 79.6% |
| 落合晋           | 古文書修理      | 94    | 75    | 79.3% |
| 大横町町会         | 山車小屋防災工事   | 1,071 | 856   | 79.9% |
| 中町町会          | 山車修理       | 2,677 | 2,141 | 80.0% |
| 八幡町 1・2 丁目町会  | 山車小屋屋根修理等  | 508   | —     | —     |
| 石川町御嶽神社獅子舞保存会 | 獅子舞用具購入    | 386   | —     | —     |
| 南町町会          | 山車小屋防災工事   | 52    | —     | —     |
| 市指定有形文化財山車保存会 | 地代補助（10 件） | 840   | 664   | 79.0% |
| 多賀神社神輿保存会     | 神輿定期点検     | 180   | 100   | 55.6% |
| 文化財活用推進事業補助金計 |            | 6,750 | 4,587 | 67.9% |

## 【監査の結果】

「（3）文化財保存活用推進事業について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

## （4）国史跡八王子城跡保存整備事業

八王子城跡は、戦国時代末期の小田原北条氏最大の支城であり、昭和 26 年に国史跡に指定され、中世城郭としての遺構が比較的原形のままで保存されている。また、平成 3～5 年度に行われた御主殿跡の発掘調査では、城主の館を構成する大型建物址などの貴重な歴史的資料が発掘された。

国史跡八王子城跡の整備事業は、昭和 50 年度に策定された保存管理計画に基づき、平成元年度から着手し、平成 4 年度の石垣等維持補修工事で関連事業が完了した。その後、第 2 期整備事業として、平成 16 年度に策定された保存管理計画に加え、平成 18 年度に策定された保存整備基本計画に基づき、平成 20 年度から 5 ヶ年事業に関する国庫補助金を受領している。

## ① 国史跡八王子城跡維持管理事業について

国史跡八王子城跡と八王子城跡ガイダンス施設（平成 24 年 10 月 20 日開館）の維持管理を行い、史跡の保存・普及を行っている。

なお、維持管理業務については、委託業者と嘱託員（2 人）が行っている。

## 【概要 1】平成 24 年度の歳出明細

(単位：千円)

| 歳 出 明 細   | 金 額    |
|-----------|--------|
| 嘱 託 員 報 酬 | 4,889  |
| 共 済 費     | 682    |
| 需 用 費     | 1,474  |
| 役 務 費     | 160    |
| 委 託 料     | 7,120  |
| 合 計       | 14,327 |

## 【概要 2】委託業務リスト（平成 24 年度）

(単位：千円)

| N o . | 業 務                   | 金 額   |
|-------|-----------------------|-------|
| 1     | 八王子城跡除草               | 5,334 |
|       | 八王子城跡樹木伐採             | 294   |
| 2     | 八王子城跡ガイダンス施設清掃        | 126   |
| 3     | 八王子城跡ガイダンス施設機械警備      | 104   |
| 4     | 八王子城跡ガイダンス施設管理等       | 1,222 |
| 5     | 八王子城跡ガイダンス施設消防用設備保守点検 | 39    |
| 計     |                       | 7,120 |

## 【概要 3】八王子城跡ガイダンス施設の入館者実績（平成 24 年度）

| 区 分        | 人      |
|------------|--------|
| 総入館者数（年度計） | 20,766 |
| 1 日平均入館者数  | 133    |

## 【監査の結果】

「① 国史跡八王子城跡維持管理事業について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

## ② 国史跡八王子城跡整備活用事業について

国史跡八王子城跡を学習や観光資源として活用するため、平成 20 年度から整備活用計画に基づき史跡整備を行っている。平成 24 年度はガイダンス施設の開館と御主殿跡において当時の建物の礎石や水路等の位置を示す復元的整備を行い、八王子城の歴史や当時の様子を来訪者にわかりやすく紹介する環境を整えた。

## 【概要 1】平成 24 年度の歳出明細

(単位：千円)

| 歳 出 明 細   | 金 額     |
|-----------|---------|
| 報 償 費     | 132     |
| 需 用 費     | 1,579   |
| 役 務 費     | 10      |
| 委 託 料     | 52,077  |
| 工 事 請 負 費 | 127,733 |
| 備 品 購 入 費 | 996     |
| 合 計       | 182,530 |

## 【概要 2】工事請負リスト（平成 24 年度）

(単位：千円)

| N o . | 業 務                | 金 額     |
|-------|--------------------|---------|
| 1     | 八王子城跡御主殿跡復元的整備工事   | 121,466 |
| 2     | 八王子城跡バス折り返し場整備工事   | 5,061   |
| 3     | 八王子城跡御主殿跡防犯カメラ取付工事 | 1,206   |
| 計     |                    | 127,733 |

## 【概要 3】 委託業務リスト（平成 24 年度）

(単位：千円)

| N o . | 業 務                       | 金 額    |
|-------|---------------------------|--------|
| 1     | 八王子城跡ガイダンス施設展示設備制作設置      | 40,635 |
| 2     | バス折り返し場測量                 | 336    |
| 3     | 八王子城跡御主殿跡復元的整備工事の修景管理技術支援 | 1,071  |
| 4     | 八王子城跡四段石垣現況記録調査等          | 2,678  |
| 5     | 八王子城跡説明・案内板作成設置           | 6,149  |
| 6     | 八王子城跡ガイダンス施設開館式           | 336    |
| 7     | 八王子城跡散策マップ作成              | 871    |
| 計     |                           | 52,077 |

## 【監査の結果】

「② 国史跡八王子城跡整備活用事業について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

## (5) 文化財関連施設維持管理事業について

昭和 47 年に市史跡に指定された「絹の道」は古くから鎌倉街道の支道として、また、幕末から明治時代初期には、ヨーロッパ等へ輸出する生糸を横浜に運搬する重要な道であった。本市は昭和 60 年に「市史跡絹の道保存整備計画」を策定し、昭和 61 年に旧名主で生糸商人の「八木下要右衛門屋敷跡」を買収し、昭和 62 年から発掘調査を行い、平成 2 年 3 月に絹の道資料館を開館した。

中田遺跡は古墳時代の復元住居と 3 つの住居跡の市指定文化財で、公園施設や水遊び場を併せ持った複合施設でもある。市民にとっては、復元住居の見学など郷土の歴史を学習できる施設である。また、公園は市民の憩いの場、子どもたちの遊び場として多くの人に利用されている。

## ① 市史跡絹の道・絹の道史跡資料館維持管理事業について

## 【概要 1】平成 24 年度の歳出明細

(単位:千円)

| 歳 出 明 細 | 金 額   |
|---------|-------|
| 報 償 費   | 60    |
| 需 用 費   | 909   |
| 役 務 費   | 66    |
| 委 託 料   | 3,518 |
| 合 計     | 4,554 |

## 【概要 2】 委託業務リスト (平成 24 年度)

(単位:千円)

| N o . | 業 務             | 金 額   |
|-------|-----------------|-------|
| 1     | 絹の道資料館清掃        | 613   |
| 2     | 絹の道資料館警備        | 380   |
| 3     | 絹の道資料館消防用設備保守点検 | 31    |
| 4     | 絹の道資料館管理等       | 2,493 |
|       | 計               | 3,518 |

## 【概要3】 絹の道資料館の入館者実績

| 区 分             | 平成 22 年度 (人) | 平成 23 年度 (人) | 平成 24 年度 (人) |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|
| 総入館者数 (年度計)     | 9,362        | 8,571        | 7,666        |
| 1 日 平 均 入 館 者 数 | 31           | 27           | 24           |

《絹の道資料館入口》



《館内》



## 【監査の結果】

「① 市史跡絹の道・絹の道史跡資料館維持管理事業について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

## ② 市史跡中田遺跡公園維持管理事業について

中田遺跡公園は昭和 45 年に一部が市の史跡に指定され、公園として整備された。中田遺跡は古墳時代の復元された竪穴住居跡であり、現在は公園内に 1 軒が復元され、3 軒の住居跡が表示されている。

また、遺跡から出土した多数の土器・石器などの遺物は、郷土資料館に保管され、一部は常設展示されている。

## 【概要1】 平成 24 年度の歳出明細

(単位: 千円)

| 歳 出 明 細 | 金 額   |
|---------|-------|
| 需 用 費   | 502   |
| 役 務 費   | 41    |
| 委 託 料   | 2,110 |
| 合 計     | 2,655 |

【概要2】委託業務リスト（平成24年度）

（単位：千円）

| No. | 業 務             | 金 額   |
|-----|-----------------|-------|
| 1   | 中田遺跡公園消防用設備保守点検 | 9     |
| 2   | 中田遺跡公園除草        | 445   |
| 3   | 中田遺跡公園管理等       | 1,655 |
| 計   |                 | 2,110 |

【概要3】中田遺跡復元住居の入館者実績

| 区 分        | 平成22年度（人） | 平成23年度（人） | 平成24年度（人） |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 総入館者数（年度計） | 182       | 116       | 2,382     |
| 1日平均入館者数   | 7         | 4         | 91        |

※ 平成24年度は、京王電鉄ウォーキングの開催（平成24年10月20日）による入館者数が2,020人となった。

《中田遺跡復元住居》



《管理棟》



《案内看板》



**【意見】中田遺跡の老朽化について**

中田遺跡公園内には中田遺跡と管理棟があり、委託業者が遺跡の維持管理を行い、市民への案内を行っている。

【概要3】の写真のとおり、管理棟と遺跡案内の看板が老朽化している。特に遺跡案内の看板は利用者への公開や近隣住民の安全性の確保等の観点から取り替えが必要と考えられる。なお、東京都都市整備局が実施している工事（工期：平成25年8月27日～平成26年1月29日）にて、遺跡案内の看板は取替予定となっている。

また、委託業者の監視のもと、希望者には復元住居内の見学も行われているが、住居の老朽化も進んでおり、倒壊のリスクがある。この点について、平成25年3月14日に開催された第4回文化財保護審議会で、中田遺跡公園の改修計画について議論されている。そこでは近隣住民との話し合いやコスト面の観点から結論はまだ出ていないが、今後も継続した議論と修繕計画案の具体的な策定が望まれる。

**（6）伝統芸能の保存・継承事業について**

体験講座の開催や公演を開催し、郷土の誇るべき伝統芸能に多くの市民が親しむ機会を提供している。なお、公演は八王子指定文化財芸能団体協議会に委託している。八王子指定文化財芸能団体協議会は、都指定無形文化財である「八王子車人形」と「説経浄瑠璃」及び市指定無形民俗文化財である「木遣」と「獅子舞」を継承する11団体で構成されている協議会である。

また、「八王子市文化財保護条例」（昭和52年7月1日施行）及び「八王子市文化財保存活用等推進事業補助金交付要綱」（平成15年4月1日施行）に基づき、都の無形文化財に指定されている2団体に対し、補助金を交付している。

**【概要1】平成24年度の歳出明細**

（単位：千円）

| 歳 出 明 細             | 金 額   |
|---------------------|-------|
| 委 託 料               | 1,700 |
| 文 化 財 技 芸 練 磨 補 助 金 | 330   |
| 合 計                 | 2,030 |

**【概要2】委託業務（平成24年度）**

（単位：千円）

| 業 務                  | 金 額   |
|----------------------|-------|
| 第10回八王子車人形と民俗芸能の公演事業 | 1,700 |

## 【概要3】 体験講座の状況（平成24年度）

| 区 分     |     | 開 催 日                                                                                              | 参加者数（人）                 |
|---------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 説経節体験講座 |     | 平成24年<br>11月…24日<br>12月…1日、8日、15日、22日<br>平成25年<br>1月…5日、12日、19日、29日<br>2月…5日、8日（リハーサル）、<br>9日（発表会） | 4<br><br>（発表会の入場者数は212） |
| 民俗芸能講座  | 木遣  | 平成25年3月6日                                                                                          | 10                      |
|         | 獅子舞 | 平成25年3月3日                                                                                          | 17                      |
|         | 獅子舞 | 平成25年3月10日                                                                                         | 19                      |

## 【概要4】 公演の状況（平成24年度）

| 区 分                | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                 | 開催日            | 来場者数（人） |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------|
| 第10回八王子車人形と民俗芸能の公演 | <u>主催</u><br>八王子指定文化財芸能団体協議会<br><u>演目</u><br>「中庭・終庭の舞」（今熊神社獅子舞保存会）<br>「花掛かりの舞」（石川町御岳神社龍頭の舞保存会）<br>「小栗判官 - 代記～高倉館判官矢取段～」<br>（八王子車人形西川古柳座、説経節の会）<br><u>ロビー展示</u><br>八王子車人形西川古柳座、説経節の会、狭間獅子舞保存会、四谷町龍頭の舞保存会、小津獅子舞太刀保存会、美山町鯨獅子舞保存会、田守神社獅子舞保存会、氷川神社獅子舞保存会 | 平成25年<br>3月24日 | 1,587   |

## 【概要5】 補助金の交付実績（平成24年度）

| 種別     | 内容   | 件数 |
|--------|------|----|
| 八王子車人形 | 保存伝承 | 1  |
| 説経浄瑠璃  | 保存伝承 | 1  |
| 計      |      | 2  |

なお、「八王子市文化財保存活用等推進事業補助金交付要綱」に基づき、補助金の支給手続は適正に行われていた。

#### 【監査の結果】

「(6) 伝統芸能の保存・継承事業について」は、「II 外部監査の方法」の「第3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

#### (7) 郷土資料館管理運営事業について

昭和38年の中央高速自動車の建設の際に市内宇津木町向原遺跡の発掘が行われたことや、昭和39年に陶芸家故井上郷太郎氏から貴重な考古資料約1,000点が市に寄贈されたことを契機に、貴重な歴史的資料を保存・公開する施設を求める市民の声が高まった。

そこで、昭和39年に開催された東京オリンピックの記念事業の一つとして、歴史的資料を展示・収蔵する施設が建設されることになり、昭和42年に郷土資料館が開館した。開館の翌年の昭和43年には、博物館法による登録を受け、郷土資料館は、正式に博物館としての資格を備えるに至った。

郷土資料館は、八王子市内で発掘された考古資料や古くから使われていた民俗資料などの歴史的資料を調査・研究・収集・展示し、郷土の歴史を知る場として、いまでも多くの人々に利用されている。

#### ① 郷土資料館施設管理事業について

市民が快適で安心して利用できる郷土資料館の管理運営を目的として、市の貴重な文化財を展示物・収蔵物として適切に保管・活用を行っている。

#### 【概要1】平成24年度の歳出明細

(単位：千円)

| 歳 出 明 細 | 金 額   |
|---------|-------|
| 需用費     | 2,738 |
| 役務費     | 638   |
| 委託料     | 2,140 |
| 機器借上料   | 6     |
| 合 計     | 5,524 |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

##### 【概要 2】委託業務リスト（平成 24 年度）

（単位：千円）

| N o . | 業 務                     | 金 額   |
|-------|-------------------------|-------|
| 1     | 郷土資料館清掃                 | 1,080 |
| 2     | 郷土資料館警備                 | 589   |
| 3     | 郷土資料館冷暖房設備及び収蔵庫空調設備保守点検 | 168   |
| 4     | 郷土資料館防火シャッター保守点検        | 18    |
| 5     | 郷土資料館非常通報装置保守点検         | 40    |
| 6     | 郷土資料館自家用電気工作物保守点検       | 150   |
| 7     | 郷土資料館消防用設備保守点検          | 63    |
| 8     | 郷土資料館樹木剪定               | 30    |
| 計     |                         | 2,140 |

##### 【概要 3】郷土資料館の入館者実績

| 区 分             | 平成 22 年度（人） | 平成 23 年度（人） | 平成 24 年度（人） |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| 総入館者数（年度計）      | 26,448      | 28,776      | 27,209      |
| 1 日 平 均 入 館 者 数 | 94          | 98          | 92          |

##### 【監査の結果】

「① 郷土資料館施設管理事業について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

##### ② 郷土資料館運営事業について

市民の生涯学習や学校教育などに役立つ郷土資料館の活用・運営を目指し、文化財の展示、歴史資料の収集・調査、各種印刷物の発行などを行い、郷土の歴史の研究と普及を推進している。

##### 【概要 1】平成 24 年度の歳出明細

（単位：千円）

| 歳 出 明 細   | 金 額    |
|-----------|--------|
| 嘱 託 員 報 酬 | 13,428 |
| 共 済 費     | 1,847  |
| 需 用 費     | 2,337  |
| 委 託 料     | 827    |
| そ の 他     | 1,264  |
| 合 計       | 19,705 |

## 【概要2】委託業務リスト（平成24年度）

（単位：千円）

| N o . | 業 務               | 金 額 |
|-------|-------------------|-----|
| 1     | 整経織付              | 48  |
| 2     | 郷土資料館「三木幸光妻之図」等表装 | 451 |
| 3     | 閲覧図書上製本           | 27  |
| 4     | 郷土資料館古文書解説        | 300 |
| 計     |                   | 827 |

## 【概要3】展示等の状況

郷土資料館における各種展示状況等は以下のとおりである。

## （ア）常設展示物の状況（平成24年度）

| 種 類     | 内 容       |
|---------|-----------|
| 常設展     | こどもれきし展示室 |
|         | 八王子の歴史と文化 |
|         | 八王子の文化財   |
| 体験参加型展示 | はたおり体験    |
|         | 八王子車人形体験  |

## （イ）特別展の状況（平成24年度）

| 内 容        | 開 催 日             | 入館者数(人) |
|------------|-------------------|---------|
| 「八王子と鉄道」   | 平成24年4月10日～5月27日  | 5,302   |
| 「戦争と人々の生活」 | 平成24年7月6日～8月31日   | 4,733   |
| 「八王子の府立学校」 | 平成24年7月31日～9月23日  | 4,481   |
| 「八王子城」     | 平成24年10月2日～12月23日 | 5,867   |
| 計          |                   | 20,383  |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

(ウ) 体験講座等の状況（平成 24 年度）

| 内 容                          | 開 催 日                                | 入館者数（人） |
|------------------------------|--------------------------------------|---------|
| 体験学習「原始・古代の生活体験～火おこしと土器づくり～」 | 平成 24 年 8 月 8 日                      | 20      |
| ボランティアによる「戦争体験の語りと紙芝居の上演」    | 平成 24 年 8 月 14 日～8 月 16 日            | 101     |
| 講座「八王子空襲と戦時下の生活～体験者の語りを聞く～」  | 平成 24 年 8 月 16 日                     | 23      |
| 体験学習「昔の農具を使ってみよう」            | 平成 24 年 8 月 21 日<br>平成 24 年 8 月 23 日 | 51      |
| 体験学習「八王子かるたで遊ぼう」             | 平成 25 年 1 月 12 日                     | 14      |
| 計                            |                                      | 209     |

#### 【概要 4】 備品及び書籍の管理状況について

郷土資料館では、文化財の管理のほか、備品及び書籍の管理も行っている。備品及び書籍の管理状況は以下のとおりである。

| 対 象       | 管理台帳の作成 | 備 考                                                    |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------|
| 備 品       | あり      | 郷土資料館のフロア別に管理している。                                     |
| 販 売 用 書 籍 | あり      | 郷土資料館のほか、埋蔵文化財整理室にも保管してある。                             |
| 見 本 用 書 籍 | あり      | 郷土資料館の入口などに展示されている。なお、見本用書籍はすべて販売用書籍からの振り替えにより補充されている。 |

#### 【意見】 販売用書籍の在庫管理について

販売用書籍は郷土資料館と埋蔵文化財整理室に保管されている。平成 24 年度末の販売用書籍の状況は以下のとおりである。

（単位：冊）

| 書籍の種類          | 平成24年<br>3月末 | 購入数 | 販売数 | 販売見本<br>等への<br>振替数 | 平成25年<br>3月末 |
|----------------|--------------|-----|-----|--------------------|--------------|
| ブックレット千人同心     | 367          | 0   | 126 | 0                  | 241          |
| ブックレット八王子空襲    | 387          | 0   | 43  | 0                  | 344          |
| 八王子の歴史と文化展示ガイド | 42           | 0   | 28  | 14                 | 0            |
| 歴史と浪漫の散歩道      | 414          | 0   | 80  | 1                  | 333          |

# IV 監査結果の指摘及び意見

|                     |       |     |     |    |       |
|---------------------|-------|-----|-----|----|-------|
| 石川日記 1巻～15巻         | 882   | 0   | 20  | 0  | 862   |
| 尾崎日記 1巻～4巻          | 1,468 | 0   | 12  | 0  | 1,456 |
| 千人同心関係資料集 2巻～8巻     | 1,496 | 0   | 11  | 0  | 1,485 |
| 郷土資料館研究紀要 3巻、6巻～25巻 | 2,841 | 240 | 166 | 48 | 2,867 |
| 八王子城跡発掘調査報告書        | 79    | 0   | 25  | 0  | 54    |
| 八王子かるた              | 0     | 500 | 399 | 33 | 68    |
| 金子日記 1巻～2巻          | 405   | 0   | 6   | 0  | 399   |
| 榎本星布尼句集             | 371   | 0   | 3   | 2  | 366   |
| 梅坪村関係文書目録           | 269   | 0   | 0   | 0  | 269   |
| 瀬沼三左衛門日記 2巻～4巻      | 444   | 0   | 3   | 0  | 441   |
| 荻島家文書 薩摩藩奥女中関係1巻～2巻 | 289   | 0   | 18  | 0  | 271   |
| 志村貞廉日記 1巻～2巻        | 259   | 260 | 202 | 11 | 306   |
| 八王子千人同心史 通史編、資料編    | 3,786 | 0   | 19  | 4  | 3,763 |
| 空襲と戦災の記録 総説編、市民の記録  | 7,746 | 0   | 4   | 0  | 7,742 |
| 多摩の神道・垂迹美術          | 30    | 0   | 19  | 2  | 9     |
| 八王子宿周辺の名主たち         | 105   | 0   | 11  | 2  | 92    |
| セピア色の風景             | 662   | 0   | 40  | 1  | 621   |
| 大地の中の歴史を探る          | 387   | 0   | 21  | 1  | 365   |
| 織物の街に生きる            | 236   | 0   | 13  | 1  | 222   |
| 八王子の二十世紀            | 112   | 0   | 25  | 0  | 87    |
| 夕焼けの里の文化            | 256   | 0   | 10  | 0  | 246   |
| まちとむらの火の用心          | 507   | 0   | 3   | 0  | 504   |
| 下原刀                 | 89    | 0   | 24  | 0  | 65    |
| 井上コレクション            | 577   | 0   | 13  | 0  | 564   |
| 八王子千人同心の地域調査        | 325   | 0   | 39  | 0  | 286   |
| 焼け跡からの出発            | 262   | 0   | 27  | 1  | 234   |
| 縁側の子どもたち            | 614   | 0   | 8   | 0  | 606   |
| 写し絵・車人形・説経節         | 453   | 0   | 17  | 1  | 435   |
| 八王子の天然理心流           | 92    | 0   | 25  | 0  | 67    |
| オリンピック              | 584   | 0   | 17  | 0  | 567   |
| 開発と観光の時代へ           | 160   | 0   | 118 | 0  | 42    |

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

|                       |        |       |       |     |        |
|-----------------------|--------|-------|-------|-----|--------|
| 多摩の古墳                 | 570    | 0     | 90    | 1   | 479    |
| 特別展 江戸時代に描かれた多摩の風景    | 245    | 0     | 128   | 1   | 116    |
| 特別展 家内安全・無病息災         | 488    | 0     | 41    | 1   | 446    |
| 特別展図録 八王子の絵図 I        | 9      | 0     | 9     | 0   | 0      |
| 特別展図録 八王子と鉄道          | 666    | 0     | 656   | 10  | 0      |
| 特別展図録 府立学校            | 0      | 722   | 218   | 27  | 477    |
| 特別展図録 八王子城            | 0      | 726   | 697   | 29  | 0      |
| 埋蔵文化財年報<br>平成5年～平成11年 | 1,003  | 0     | 0     | 7   | 996    |
| 八王子市文化財年報 1号～5号       | 862    | 0     | 16    | 0   | 846    |
| 八王子市史研究 創刊号、第2号       | 120    | 100   | 119   | 0   | 101    |
| 八王子市史叢書1 村明細帳集成       | 60     | 0     | 34    | 0   | 26     |
| 新八王子市史民俗調査報告書<br>第1集  | 0      | 151   | 117   | 1   | 33     |
| 新八王子市史 資料編 5          | 0      | 50    | 45    | 0   | 5      |
| 合 計                   | 31,019 | 2,749 | 3,765 | 199 | 29,804 |

(参考～販売価格ベースでの在庫金額～ 平成 25 年 3 月末 41,742 千円)

上記の販売用書籍は、温度・湿度管理ができない場所に保管されているため、劣化により販売用にはそぐわない書籍も散見された。また、明らかな売れ残りや劣化したものに対する管理方針がないため、いままで廃棄処理が行われたことはなく、劣化したものを見本用書籍が紛失した際などに振り替えることしか行っていない状況である。

八王子市は歴史と伝統文化にあふれており、それらに関する書籍は貴重なものであることから、多くの書籍を維持していることは理解できる。しかし販売用書籍を大量に保管していることも文化財の保管場所を圧迫する一つの要因となっているため、現状保管されている販売用書籍について、廃棄も含めた在庫管理の方針を構築すべきである。

## 2. 生涯学習スポーツ部こども科学館

### (1) こども科学館の管理運営事業について

#### ① こども科学館の運営について

##### 【概要1】八王子市博物館協議会の概要

こども科学館の管理は、「八王子市こども科学館条例」において教育委員会が行うこととされている。また、教育委員会の附属機関として、八王子市博物館協議会（以下、「博物館協議会」という）が設置されている。

博物館協議会の設立趣旨は、八王子市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、次の事項について調査協議し、教育委員会に意見を述べるものとされている。

(ア) 八王子市こども科学館及び八王子市郷土資料館の管理運営に関すること。

(イ) 博物館その他これに類する施設の事業の振興に関すること。

関連条例として「八王子市博物館協議会条例」（平成19年7月1日施行）が定められており、条例によると協議会委員定員は10人以内、任期は3年（再任可能）とされている。現時点では、平成25年7月1日から平成28年6月30日までの任期中で、10人の協議会委員（学識経験者6人及び公募による市民4人）が選任されている。

以前は、郷土資料館に係る郷土資料館運営協議会と、こども科学館に係るこども科学館運営協議会が存在していたが、平成19年7月1日に両者を統合する形で博物館協議会が発足した。協議会の運営に関する庶務は生涯学習スポーツ部が行い、協議会は年4回の頻度で開催されている。なお、博物館協議会の会議録は、八王子市のホームページにおいて閲覧することが出来る。

##### 【概要2】博物館協議会で行っている施設評価

博物館協議会では、毎年度第1回目の会議において、前年度に関するこども科学館の運営及び管理状況のモニタリングを行っている。モニタリングの方法は、こども科学館が所定の評価項目に対して自己評価を行った帳票である「施設評価 こども科学館」を閲覧及び検討することにより実施している。当該施設評価表には、各評価項目について、5段階による自己評価結果とその説明等が記載される。

施設評価表における評価項目の概要は以下のとおりである。

- 使命と計画
- 組織・運営
- 施設・設備
- 市民ニーズにあった運営（満足度調査）
- 財源の確保
- 入館状況
- 教育普及事業

- 情報提供
- 地域との協働・連携
- 人材育成

**【概要 3】基本方針・基本計画（平成 21 年度～30 年度）**

八王子市こども科学館は、「こども科学館 基本方針・基本計画（平成 21 年度～30 年度）」を、平成 20 年度に作成している。これは、八王子市博物館協議会の答申を受けて作成されたものである。当該文書は、八王子市のホームページにおいて公開されている。

なお、生涯学習審議会の平成 21 年 5 月 18 日付「これからの八王子市の生涯学習振興の基本方策について（答申）」において、以下の記述がある。

『こども科学館については、子どもから大人までが学習・体験できる施設と位置づけ、名称をはじめ事業を見直し、施設のさらなる有効な活用を図ることを、それぞれ検討することが望まれます。さらに、自然科学に関する資料等の活用についても、今後新たに方策を講じる必要があると思われます。なお、これらの施設の具体的な施策の検討については、博物館協議会で引き続き審議していただくこととなります。』

こども科学館の基本計画及び基本施策は、上記の記述に対するものであり、具体的な施策として以下の項目が記載されている。

《記載項目》

- (ア) 新たなコンセプトの設定
  - (a) 専門分野の明確化
  - (b) 調査・研究機能の充実
  - (c) 交流機能の整備
- (イ) 事業の充実
  - (a) プラネタリウム番組の充実
  - (b) 展示物の更新
  - (c) 科学教室等の充実
  - (d) 企画事業等の実施
  - (e) 科学に関する調査と研究
  - (f) 事業評価制度の導入
  - (g) （仮称）「科学館友の会」の創設の検討
- (ウ) 専門性の確保
  - (a) 館長の配置
  - (b) 専門職員（学芸員など）の配置

- (c) ボランティアの活用
- (d) 職員の資質の向上
- (エ) 企業・大学等との連携
  - (a) 地域の企業や大学との連携
  - (b) 高校との連携
  - (c) 小・中学校との連携
  - (d) NPO との連携
  - (e) 他の博物館等との連携
- (オ) 施設の改修と設備の更新
  - (a) プラネタリウムの改修
  - (b) 施設設備の更新
- (カ) 効率的な管理運営
  - (a) 運営管理体制の再整備
  - (b) 情報の発信力の強化
  - (c) PR 活動の強化

#### 【概要 4】平成 24 年度の歳出明細及び事業内容

こども科学館は、市民に科学に関する普及及び啓発を図る場を提供するために、来館者が快適かつ安全に利用できるように施設の管理運営を行う責務を負っている。その責務を果たすために様々な費用が発生しており、こども科学館管理運営事業の主な歳出は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 歳 出 明 細     | 金 額    |
|-------------|--------|
| 嘱 託 員 報 酬 等 | 8,679  |
| 需 用 費       | 9,688  |
| 委 託 料       | 7,045  |
| そ の 他       | 294    |
| 合 計         | 25,706 |

#### (ア) 嘱託員報酬について

来館者が快適かつ安全に利用できるように施設の管理運営を行うにあたり、こども科学館では、職員以外に嘱託員を 3 人採用している。当該嘱託員は、「サイエンス・ナビゲーター」という科学指導員のことである。

科学指導員の業務内容は、

- ・ 工作教室や実験ショー等の企画立案・運営・指導
- ・ 展示物の説明・日常管理

- ・ 一般利用者・学校等団体利用者への案内
- ・ その他事務補助

となっている。従って、科学指導員の資質として、こども科学館の各種事業内容に係る専門的な知識が必要とされているものである。

報酬体系及び勤務体系は、八王子市で定められた嘱託員に関する規程等が適用されており、勤務日数は16日/月とされている。規程に沿った運用を行うために、月次で勤務日数の計画及び実績の管理帳票を作成し、最終的には館長が決裁を行っている。

なお、嘱託員との嘱託契約は単年度契約であり、基本的に常時3人の雇用を継続している状況である。

(イ) 講座等の開催状況について

こども科学館では、来館者に対して、自ら科学を体験し学習する機会の場を提供し、天文や科学についての普及を行う目的で、科学工作教室や科学実験ショー等の講座や、「シャボン玉で遊ぼう」や「大型鉄道模型に乗ろう」等のイベントを開催している。

年内を通じて、土曜・日曜・祝日には必ず何らかの科学工作教室や科学実験ショーを開催し、子ども達や親子での参加者を受け入れている。また、小学校の夏休み・冬休み・春休み期間中は、毎日、必ず何らかの科学工作教室や科学実験ショーを開催している。

例えば、平成24年5月21日には、多摩地区で173年ぶりに金環日食が観測できた。こども科学館では、多くの市民が金環日食を安全に観察できるように観察方法をレクチャーし、天文・宇宙への関心を深めてもらう目的で、事前の日食学習会や観察方法を実演する事前の太陽観望会などを開催した。

直近3年の講座等及びイベント等の開催状況の概況は以下のとおりである。

|       |      | 平成22年度  | 平成23年度  | 平成24年度  |
|-------|------|---------|---------|---------|
| 講座等   | 開催日数 | 195日    | 210日    | 230日    |
|       | 参加者数 | 11,217人 | 11,560人 | 13,803人 |
| イベント等 | 開催日数 | 21日     | 28日     | 29日     |
|       | 参加者数 | 5,608人  | 8,285人  | 8,675人  |

毎年、講座等及びイベント等の開催日数が増加し、それに伴い参加者数が増加している傾向が見受けられる。

(ウ) 委託料について

こども科学館管理運営経費に計上されている業務委託料の内訳は、以下の9つの委託業務である。

(単位：千円)

| 歳 出 明 細                 | 金 額   |
|-------------------------|-------|
| 清掃及び環境衛生管理業務委託          | 4,347 |
| 警 備 委 託                 | 490   |
| 消防用設備及び非常放送設備等保守点検委託    | 362   |
| 空 気 調 和 設 備 保 守 点 検 委 託 | 463   |
| 自 動 扉 設 備 保 守 点 検 委 託   | 107   |
| 自家用電気工作物保安管理業務委託        | 252   |
| 昇 降 機 設 備 保 守 点 検 委 託   | 693   |
| 樹 木 剪 定 業 務 委 託         | 312   |
| 駐 車 場 整 理 業 務 委 託       | 16    |
| 合 計                     | 7,045 |

業務委託する業者の選定に際しては、原則として毎年度の競争入札を行っているが、以下の委託業務については、特定の業者と随意契約を行っている。

警備委託：既に導入している警報システムの設置業者であるため

自動扉設備保守点検委託：科学館の自動扉の製造会社であるため

昇降機設備保守点検委託：科学館のエレベーターの製造会社であるため

駐車場整理業務委託：シルバー人材センターの利用促進のため

《こども科学館外観》



**【意見１】 こども科学館基本計画のPDCAサイクルの運用状況について**

「こども科学館基本計画」の「２．（２）⑥事業評価制度の導入」において、以下のような記述がある。

『科学館の事業や事務処理については、常に自己点検を実施しながら、改善を図ります。』

特に、事業の推進に当たっては、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のマネジメントを実施するとともに、効果的な事業の実施を図るために、事業評価制度を導入します。そして、評価の客観性と透明性を確保するために、事業評価については八王子市博物館協議会が行います。』

実務上は、博物館協議会において毎年度実施されている施設評価において、上記PDCAサイクルは相応に機能しているものと思われる。しかし、基本計画に記載された項目と、施設評価において設定された項目を比較した際に、基本計画に記載されているが施設評価において明示的に記載されていない評価項目が散見された。

例えば、以下の項目である。

- ・ 専門分野の明確化
- ・ 展示物の更新
- ・ 科学に関する調査と研究
- ・ 「科学館友の会」の創設の検討
- ・ 職員の資質の向上
- ・ 地域の企業や大学との連携
- ・ 高校との連携
- ・ NPOとの連携

以上のような項目についても、施設評価の項目として盛り込み、基本計画の趣旨に沿った網羅的なPDCAサイクルを運用することが望まれる。

**【意見２】 展示物の更新計画について**

基本計画「２．（２）②展示物の更新について」において、『今後の展示物の更新にあたっては、新たなコンセプトに沿い、今までどおり体験型の展示物を中心に更新計画を策定し、改善を図ります。』という記載がある。しかし、現時点において、上記基本計画の記載に対応する更新計画は特に策定されていなかった。速やかに、基本計画の趣旨に沿った展示物の更新計画を策定すべきである。

実際の展示物の更新には、予算等の一定の制約があるため困難な面も見受けられるが、一定の方向性を文書化しておき、計画的に更新を実施していこうとする姿勢が重要であるものとする。また、その際には、利用者のアンケートや、博物館協議会における意見等も広く加味した上で、定期的に計画の見直しを行っていくことが望まれる。

## 【意見3】展示物の一覧管理帳票の作成について

展示物の更新計画の策定にあたっては、展示物の現状を一覧的に把握できる管理帳票を作成することが望ましい。例えば、展示物ごとにその老朽化の程度や入館者の利用度合い等を取りまとめた一覧表があれば、その一覧表を基礎に今後の展示物の更新計画がより有効かつ効率的に策定できるものと思われる。

## ② こども科学館の入館事務等について

## 【概要1】入館者数の推移

直近6年の入館者数は以下のとおりである。

(単位：人)

| 区 分   | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 子 ど も | 12,891  | 15,004  | 15,785  | 15,871  | 18,233  | 20,238  |
| 大 人   | 17,818  | 25,441  | 25,476  | 27,200  | 29,842  | 31,482  |
| 無料入館者 | 18,603  | 21,894  | 31,858  | 34,628  | 43,346  | 40,581  |
| 合 計   | 49,312  | 62,339  | 73,119  | 77,699  | 91,421  | 92,301  |

(注1) 平成20年3月にプラネタリウムをリニューアルしたことにより、全体的な入館者数が増加している。

(注2) 平成23年度より、小学6年生の校外授業のためのバス借り上げを開始し、無料入館者が増加している。

(注3) 平成23年度及び24年度の無料入館者数の状況は以下のとおりである。

(単位：人)

| 区 分        | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|
| 学校・幼稚園・保育園 |          |          |
| 子ども        | 13,843   | 13,882   |
| 大人         | 1,209    | 1,205    |
| 土曜・こどもの日入館 |          |          |
| 子ども        | 16,892   | 11,319   |
| 障害者等免除入館   |          |          |
| 子ども        | 1,116    | 1,205    |
| 大人         | 2,754    | 2,891    |
| 視察者等       |          |          |
| 子ども        | 290      | 91       |
| 大人         | 312      | 555      |
| 入館料無料イベント  |          |          |
| 子ども        | 3,484    | 4,687    |
| 大人         | 3,446    | 4,746    |

【概要 2】入館収入の推移

(ア) 直近 6 年の年間収入の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 年度   | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年間収入 | 8,263   | 17,887  | 17,602  | 19,481  | 21,088  | 22,295  |

入館者数の増加に伴い、年間収入も増加している。

(イ) 平成 24 年度の月次収入の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 月    | 4 月   | 5 月   | 6 月   | 7 月   | 8 月   | 9 月   |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 月次収入 | 1,687 | 2,321 | 1,515 | 2,504 | 5,763 | 2,093 |
| 月    | 10 月  | 11 月  | 12 月  | 1 月   | 2 月   | 3 月   |
| 月次収入 | 1,296 | 836   | 703   | 994   | 1,119 | 1,458 |

学校が夏休みに入る 8 月が突出して入館者数が多いのに対して、年末年始には入館者数が少ない傾向にある。

【概要 3】現金の取り扱い事務の概要

こども科学館の利用者は、エントランス脇に設置している自動券売機にてチケットを購入し、入館料、プラネタリウム観覧料、年間利用券及び有料講座の支払いを原則として行うことになる。

こども科学館の現金取り扱い事務は、職員が以下の事務手続きを行うことにより管理がなされている。

(ア) 手持ちの現金残高のカウント

- ・ 毎日閉館後に、自動券売機から紙幣及び硬貨を全て回収する。
- ・ 手持ち金庫に保管してある現金（予備で保管してある現金、銀行口座に未納入の前日までの売上、有料講座の参加料）と合わせてカウントを行い、「現金集計表」に現金残高を記載する。

(イ) あるべき現金残高の把握

- ・ 紙幣及び硬貨の回収と同時に、自動券売機から売上集計表を出力する。
- ・ 売上集計表や券売機の入金状況等を「日計表」に転記し、あるべき現金残高を集計する。

(ウ) あるべき現金残高と手持ちの現金残高の突合

- ・ 「現金集計表」の金額と「日計表」の金額の一致を確かめる。

(エ) 定期的な銀行への納入

- ・ 毎週火曜日と金曜日に八王子市役所本庁舎内のみずほ銀行の管理口座へ現金の納入を行う。
- ・ 納入金額は、こども科学館で作成している手書きの現金出納帳へ記入が行われる。

【意見】年間利用券の設定料金について

直近 3 年度の年間利用券の販売数は以下のとおりである。

(単位：人)

|     | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| こども | 8        | 14       | 16       |
| 大人  | 22       | 22       | 19       |
| 合計  | 30       | 36       | 35       |

平成 24 年度の合計有料利用者数 51,720 人（こども：20,238 人、大人：31,482 人）を勘案すると、年間利用券の販売数は著しく低い水準であると思われる。その一因として、年間利用券の設定料金が、個人利用の場合の入館料の 10 倍の水準で設定されており、利用者にとって割高な価格設定となっていることが考えられる（「Ⅲ 監査対象の概要」 3-2 (6) 37 頁参照）。

利用者側の目線で考えると、「①こども科学館の運営について」の【意見 2】に記載したように、館内の展示物の更新が芳しくない現状では、プラネタリウムの番組入れ替えや、講座・イベント等の充実が、こども科学館へ定期的に訪れる主たる誘因となり得る。そのような現状を踏まえると、一回の入館料の 10 倍の水準である年間利用券の設定料金は、利用者側のニーズに応えたものであると言い難い。

年間利用券の設定金額を、利用者にとってよりリーズナブルな水準に見直すことにより、潜在的なリピーターのニーズを充足することが可能となり、その結果として全体的な利用者数の底上げに資するものと思われる。

なお、神奈川県横浜市にある「はまぎん こども宇宙科学館」では、平成 25 年 4 月 1 日から定期入館料の値下げを実施している。

こども：（旧）2,000 円 →（新）400 円

大人：（旧）4,000 円 →（新）800 円

（ただし、有効期間は 6 カ月であり、通常の入館料はこども：200 円・大人：400 円である。）

## 【措置済事項】現金集計表における確認証跡のあり方について

手持ちの現金残高を日々カウントした結果を記載した「現金集計表」は、一般的な内部統制の観点からは特に重要な証票となるべきものである。現金取り扱い関連事務は、盗難や不正が生じやすいため、他の事務業務に比して事務リスクが高い。その観点から、「現金集計表」は、質的重要性が非常に高い管理帳票として、その厳格な運用を徹底すべきである。

こども科学館における現金集計表を閲覧し、現金取り扱い事務の運用状況を検証したところ、現金集計表の確認証跡としては日々の備考欄に「OK」の手書きの記載があるのみであった。日々実施される手持ちの現金残高のカウント作業を、複数の職員が持ち回りで行っている現状を踏まえると、単に「OK」と記載するのみではなく、実際にカウントを行った者の氏名を記載する方式の方が、事務責任の所在が明確になり内部牽制効果も期待できる観点から望ましいものとする。

なお、本報告書提出日現在、現金集計表において確認者の氏名を記載する方式に変更されていることを確認した。

## (2) 校外授業（プラネタリウム）について

## 【概要 1】校外授業の概要

こども科学館に求められる機能として、子どもの科学に関する知識の普及及び啓発を図り、以って次代を担う創造性豊かな子どもの育成に寄与することが挙げられる。そのため、こども科学館では、小学校及び中学校の学習指導要領に則ったプラネタリウム番組を、市内の小学校及び中学校に対して校外学習の形式で無償提供している。

小学校では、4年生で「星の色・星の動きなど」の単元がこれに該当し、毎年、ほぼ全校が当該校外学習を利用している。6年生では、平成20年の学習指導要領の改訂により、6年生に「月と太陽」の単元が新設されたため、21年度に番組を制作し、22年度から投影を開始した。また、中学校では、3年生で「星と宇宙」の単元を学習することになっており、こども科学館では、学習指導要領に沿ったプラネタリウムの学習番組を制作し、学習活動の場として提供している。

直近3年間の校外授業の利用校数は以下のとおりである。

|          | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 小学校（4年生） | 70校    | 70校    | 69校    |
| 小学校（6年生） | 12校    | 49校    | 53校    |
| 中学校      | 12校    | 15校    | 13校    |

八王子市内の小学校数は70校、中学校数は38校であることを踏まえると、小学校4年生に関しては、ほぼ100%の利用率である。また、小学校6年生に関しても年々増加傾向にある。それに対して、中学校3年生に関しては、移動時間等により他カ

リキュラムへの影響もあることから、全体の 1/3 程度の利用率に留まっている。

【概要 2】バス借上げについて

こども科学館では、プラネタリウムを利用した校外授業を行うに際して、徒歩で来ることが困難な小学校又は中学校のために、学校と科学館の間を送迎するためバスを借上げている。これは、プラネタリウムでの校外学習を支援し、市内の小学校及び中学校の利用を促進する目的で行っている。

当該事業は、市内で事業を行う特定のバス会社による指名競争入札によって委託業者が選定され、契約は単価契約による。単価契約によっている理由は、実際の利用学校数及び学校ごとの利用人数が契約時点で不明確であるためである。

平成 24 年度は、実際の利用人数により、

大型バス（70 人乗り）：23,000 円／台

小型バス（45 人乗り）：20,000 円／台

の契約となっている。

形式的な契約形態は、バス会社とのバスの「賃貸借契約」であるが、別途「こども科学館バス借上げ仕様書」において、学校とこども科学館間の往復の運行業務も含まれているため、実質的には運行業務委託契約であると思われる。

【監査の結果】

「（2）校外授業（プラネタリウム）について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

（3）プラネタリウム等運営事業について

平成 24 年度においては、プラネタリウムの一般番組や学習番組の投影、宇宙の学校等を実施し、楽しみながら科学に親しむことができる場を提供した。また、本年度は、平成 24 年 1 月に浅川河川敷で発見されたゾウの牙の化石の展示を行ったほか、多摩地区では 173 年ぶりとなった金環日食に際して、学習会や観察会を開催した。

その結果、平成 24 年度歳出明細は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 歳 出 明 細         | 金 額    |
|-----------------|--------|
| 報 償 費           | 959    |
| 需 用 費           | 5,715  |
| 役 務 費           | 77     |
| 委 託 料           | 35,457 |
| 使 用 料 及 び 賃 借 料 | 47,294 |
| 合 計             | 89,503 |

## ① 修繕業務にかかる見積書について（需用費）

## 【概要】展示物の修繕業務明細

展示物の修繕明細は以下のとおりであった。

（単位：円）

| 契約日付              | 展示物      | 金額（税込）    |
|-------------------|----------|-----------|
| 平成 24 年 5 月 21 日  | ハンター     | 43,050    |
|                   | バネミミズ    | 51,450    |
|                   | 鳥の鳴き声    | 29,400    |
|                   | 昆虫の目、魚の目 | 9,450     |
| 平成 24 年 7 月 6 日   | 鳥の鳴き声    | 109,200   |
|                   | カレイドスコープ | 8,925     |
| 平成 24 年 9 月 7 日   | 発電サイクル   | 201,600   |
|                   | ハンター     | 51,450    |
|                   | 踊る調理台    | 5,250     |
|                   | 万華鏡      | 10,500    |
| 平成 24 年 11 月 13 日 | 発電サイクル   | 183,750   |
|                   | バネミミズ    | 9,450     |
| 平成 25 年 2 月 22 日  | ボールコースター | 112,350   |
|                   | ムカデ      | 82,950    |
|                   | バネミミズ    | 268,800   |
|                   | ネオンサイン   | 34,650    |
| 合 計               |          | 1,212,225 |

上記修繕業務は、定期的な保守点検業務を委託している業者との随意契約によって行われている。

## 【意見 1】より詳細な見積書の入手について

当該業務にかかる見積書を閲覧したところ、基本的に展示物名と合計金額のみの記載内容であり、見積金額の内訳まで記載されていなかった。修繕金額の妥当性を検証するためにも、見積書はより詳細な内訳内容が記載されたものを入手すべきである。

## 【意見 2】年に複数回の修繕が行われる展示物について

平成 24 年度においては、例えば以下の展示物が複数回の修繕がなされている。

(単位：円)

| 展示物    | 作業実施月        | 金額（税込）  | 修繕内容        |
|--------|--------------|---------|-------------|
| ハンター   | 平成 24 年 6 月  | 43,050  | 的（部品）交換     |
|        | 平成 24 年 10 月 | 51,450  | ソレノイド（部品）交換 |
| 鳥の鳴き声  | 平成 24 年 7 月  | 29,400  | テンキー交換      |
|        | 平成 24 年 7 月  | 109,200 | 制御器製作及び交換   |
| 発電サイクル | 平成 24 年 10 月 | 201,600 | 車輪オーバーホール   |
|        | 平成 24 年 12 月 | 183,750 | 車輪交換        |

展示物の修繕については、展示物ごとに過年度の修繕状況を取りまとめた上で、費用対効果の観点から追加的な修繕内容や修繕金額の是非についても検討すべき時期がきているように思われる。これは、目の前の個別展示物の故障等に速やかに対応する観点だけでなく、展示物の入れ替え（新規購入）も視野に入れた全体的な観点で検討されるべきである。また、修繕をする場合であっても、計画的な修繕を実施することにより、より効率的な修繕作業を行える余地があるものと思われる。

## ② プラネタリウムの保守点検業務委託について（委託料）

## 【概要 1】保守点検業務の状況

こども科学館が保有しているプラネタリウム設備に係る保守点検業務については、プラネタリウム設備メーカーである特定業者に委託を行っている。当該業務は、その専門性の高さから随意契約によっている。

委託業務においては「こども科学館プラネタリウム設備保守点検委託仕様書」及び「保守点検作業指示書」に従った書類を入手する必要があるが、平成 24 年度実施分について閲覧したところ、「実施計画書及び作業記録写真（黑板表示をしたもの）」が入手されていなかった。

## 《プラネタリウム投影機器》



**【概要 2】業務委託の状況**

委託料の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

|          |       |
|----------|-------|
| 平成 22 年度 | 4,200 |
| 平成 23 年度 | 4,200 |
| 平成 24 年度 | 4,200 |

業務委託内訳書の記載内容をみると、上記の業務委託料の内訳は、以下のとおりとなっている。

|       |          |                      |
|-------|----------|----------------------|
| 直接人件費 | 2,205 千円 | (21 人日×105,000 円/人日) |
| 直接物品費 | 445 千円   |                      |
| 業務管理費 | 600 千円   |                      |
| 一般管理費 | 750 千円   |                      |
| 消費税   | 200 千円   |                      |
| 合計    | 4,200 千円 |                      |

業務委託内訳書では、人件費単価として 105,000/人日のみが記載されており、「@ 時間給」の欄が未記載となっている。また、定期点検に係る実績作業時間については文書で報告を受けていなかった。

**【意見 1】委託業者からの入手図書について**

「こども科学館プラネタリウム設備保守点検委託仕様書」及び「保守点検作業指示書」によると、八王子市は委託業者から以下のものを入手する必要がある。

- ・ 実施計画書
- ・ 作業記録写真（黒板表示をしたもの）

しかし、監査実施時点では平成 24 年度実施分について上記の図書は入手していなかった。

その後、こども科学館担当者は委託業者から上記図書を入手しており、当該図書の入手状況は事後的に確認することができたが、上記図書を入手する趣旨を十分に理解した上で適宜に入手するとともに、入手した図書については委託業者のモニタリングの観点から適切にチェックを行うことが望まれる。

**【意見 2】保守点検整備表の項目について**

委託契約によれば、委託業者は年 2 回の定期保守点検を実施し、その際の点検・整備・調整の状況を記録した「保守点検整備表」を八王子市に提出することとなっている。

しかし、平成 24 年度入手分の実際の保守点検整備表を閲覧したところ、「保守点検業務指示書」で定められている保守点検整備表の分類項目と相違しているものがあった。

例えば、「保守点検業務指示書」で定められている保守点検整備表の分類項目として記載されている項目のうち、実際に入手している「保守点検整備表」に記載されていない分類項目には以下のものがある。

- ・ 恒星ランプ出力
- ・ 恒星ランプ点灯回数
- ・ ブーム機構（惑星投影機）
- ・ シャッター機構（惑星投影機）
- ・ 惑星ランプ出力
- ・ 惑星ランプ点灯回数

項目ごとに、実態に応じて点検の必要性を吟味した上で、仕様書上で規定する分類項目と実際に報告を受ける分類項目は整合させる必要がある。

### 【意見 3】業務委託料の適正性の事後的な検証について

保守点検業務は、実際は数時間単位での作業日も多く、作業時間×「@時間給」で管理した方が望ましいと思われる。

実際の作業時間を網羅的かつ正確に集計する事務手続を確立し、毎年度の業務委託契約額の妥当性に関する検討や、委託業者との契約金額の交渉に適切にフィードバックすることが必要であると考ええる。

それに加えて、委託業務内訳書に記載されている直接人件費の時間単価や業務管理費及び一般管理費の金額についても、その金額根拠が不明確であることから、慎重に検討を加え、毎年度の業務委託契約額の妥当性に関する検討や、委託業者との契約金額の交渉に適切にフィードバックすることが必要であると考ええる。

## ③ 展示物の保守点検業務委託について（委託料）

### 【概要】保守点検業務の状況

こども科学館展示物の機能を常時最良の状態に保てるよう定期的に点検整備し、故障もしくは機能の低下に対して適切な処置をとり、科学館の運営に支障をきたさないようにする必要がある。

基本的には、科学館の職員や嘱託員等が日々の業務を通じて展示物の状態を把握することになるが、別途専門業者に定期的な保守点検業務を委託している。

委託業者は指名競争入札により選定され、当該委託業者は仕様書にて定められた展示物について年 2 回（7 月と 1 月）の定期保守点検を行う。

展示物の保守点検委託契約金額の直近 3 年の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

|          |     |
|----------|-----|
| 平成 22 年度 | 504 |
| 平成 23 年度 | 441 |
| 平成 24 年度 | 388 |

委託契約期間は 1 年間であり、毎年度の競争入札の結果、一定の費用の削減効果が認められている。なお、平成 24 年度においては、委託業者が前年度の委託業者から変更されている。

#### 【意見】保守点検対象の展示物について

こども科学館展示物保守点検委託書にて定められた保守点検業務詳細によると、点検対象となる展示物は 24 点である。

また、毎年度において展示物の修繕作業を行っているが、平成 24 年度に修繕を行っている展示物で、当該保守点検業務の対象となっていない展示物は以下のとおりである。

- ・ ネオンサイン
- ・ 万華鏡
- ・ カレイドスコープ
- ・ 鳥の鳴き声

上記の状況を踏まえると、保守点検対象とする展示物については仕様書の内容の見直しを行う必要があるものと思われる。原則として、稼働している展示物の全てが定期保守点検の対象となるべきであると考えるが、費用対効果の観点も踏まえた上で、実態と見合った保守点検委託業務の対象とすべき展示物について定期的に検討を行い、その都度契約内容を更新していくことが重要である。

#### ④ プラネタリウム番組作成について（委託料）

##### 【概要 1】プラネタリウムの投影状況

プラネタリウムでは、大きく分けて以下の 3 種類の番組を定期的に投影している。

- ・ 一般番組
- ・ 学習番組
- ・ 幼児番組

すなわち、子どもから大人まで幅広くプラネタリウムを利用してもらえるような番組編成を行い、プラネタリウムの稼働率の向上を図っている。

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

平成 24 年度の番組名及び入場者数は以下のとおりである。

(単位：人)

| 番組種類 | 番組名                      | 入場者数   |
|------|--------------------------|--------|
| 一般番組 | ちきゅうをみつめて                | 906    |
|      | ケロロ軍曹                    | 502    |
|      | みんなで見よう！金環日食             | 1,676  |
|      | ドラえもん                    | 13,115 |
|      | よみがえる恐竜の世界               | 3,467  |
|      | ポケットモンスター                | 3,079  |
|      | 名探偵コナン                   | 12,882 |
|      | 銀河鉄道の夜                   | 6,552  |
|      | 137 億光年 宇宙の果てへの旅         | 931    |
|      | スペースエイジ                  | 1,633  |
|      | 宇宙兄弟                     | 1,594  |
|      | キッズプラネタリウム               | 2,364  |
|      | 宇宙の謎を知る旅                 | 26     |
| 学習番組 | 太陽の動きをしらべよう<br>—小学 3 年生  | 341    |
|      | 星の動き・星の明るさや色<br>—小学 4 年生 | 5,402  |
|      | 月と太陽 —小学 6 年生            | 4,137  |
|      | 地球と宇宙 —中学 3 年生           | 1,267  |
| 幼児番組 | まいごのこねこちゃん               | 3,303  |
|      | 月ものがたりをさがせ               | 1,697  |

#### 【概要 2】プラネタリウム番組制作委託の状況

一般番組については、プラネタリウム入場者数を維持するため、定期的に番組の入れ替えを図る必要がある。投影するプラネタリウム番組は、自ら作成することは技術的に非常に困難なため、専門業者から購入する必要がある。

こども科学館では、所定の予算額の範囲内で 1 年度に 3～4 番組を購入し、随時、番組の入れ替えを行っている。平成 24 年度では、以下の 4 番組を購入している。

#### Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

| 番組名     | 契約日               | 契約額(税込)   | 投影期間                                    |
|---------|-------------------|-----------|-----------------------------------------|
| 名探偵コナン  | 平成 24 年 5 月 30 日  | 2,940 千円  | 平成 24 年 7 月 21 日～<br>平成 25 年 1 月 14 日   |
| スペースエイジ | 平成 24 年 8 月 3 日   | 2,730 千円  | 平成 24 年 10 月 13 日～<br>平成 25 年 10 月 14 日 |
| 宇宙兄弟    | 平成 24 年 11 月 22 日 | 2,835 千円  | 平成 25 年 1 月 19 日～<br>平成 25 年 7 月 15 日   |
| 宇宙天気予報  | 平成 25 年 2 月 1 日   | 1,995 千円  | 平成 25 年 4 月 20 日～<br>平成 25 年 10 月 14 日  |
| 合 計     |                   | 10,500 千円 |                                         |

なお、プラネタリウム番組の購入に係る直近 3 年度の費用推移は以下のとおりであり、年々予算額が削減されている状況である。

| 平成 22 年度  | 平成 23 年度  | 平成 24 年度  |
|-----------|-----------|-----------|
| 14,175 千円 | 12,600 千円 | 10,500 千円 |

番組購入の際の契約形態は、業者の所有するコンテンツから

- ・ 館の投影機やドームスクリーンの仕様にあった形で番組を構成し、演出等を仕上げる
- ・ マスターテープに録音されたナレーションや効果音等の素材を、館の音響設備、特性を考慮し収録する

必要があるため、「番組制作委託契約」の名目で、業者と契約締結を行っている。

#### 【概要 3】プラネタリウム番組の選定について

購入番組の決定に関しては、日々の業務を通じて入手した新番組の情報に基づき、最も適切だと思われる番組を選定することになる。

具体的な購入番組の候補は、

- ・ プラネタリウム関連の協議会や研究会にて紹介された番組
- ・ 国際科学映像祭などの各種イベントにて上映された番組
- ・ 他のプラネタリウムで上映された番組
- ・ 業者から直接営業を受けた番組

等がある。

それらの番組の中から、これまでの上映した番組の観客動員・人気度合いや、他館における評判を踏まえながら、担当者が購入番組を選定することとなるが、その選定根拠は収集された定性情報に基づいた担当職員の経験等によりなされる。

最終的には、候補となる 3 番組を抽出した「こども科学館プラネタリウム番組選定資料」を作成し、その中から購入する 1 番組を決定し、こども科学館館長の決裁を受けることになる。

**【意見】「こども科学館プラネタリウム番組選定資料」の記載項目について**

現状の「こども科学館プラネタリウム番組選定資料」の記載項目は以下のとおりであり、当該関連情報に基づいて購入番組の選定判断を行うことになっている。

- ・ 番組名
- ・ 製作会社
- ・ 投影時間
- ・ 星、星座
- ・ 宇宙関係
- ・ 季節
- ・ 対象
- ・ 内容

実質的には上記の記載内容で十分であると思われるが、番組に係る定性情報のみが説明されている点で検討情報に偏りがあるとも言える。予算の枠内で購入番組を決定している現状を踏まえると、上記選定資料の中に購入予定金額の項目を設けた方が、より有意義な番組選定業務が行うことが出来るものと思われる。

**⑤ プラネタリウム投影等業務委託について（委託料）****【概要】プラネタリウム投影等業務の状況**

プラネタリウム投影業務については、業務の専門性が高いため、こども科学館職員が自ら行うのではなく専門業者と委託契約を締結している。

委託仕様書によると、委託業務は以下のとおりである。

- ・ プラネタリウム投影操作等
  - 投影業務（観覧者への説明、解説業務を含む）
  - プラネタリウム観覧者の受付、案内
  - プラネタリウム設備の日常管理
  - 天文情報「ケンサック」の日常管理
- ・ 天体観望会等の実施
- ・ 天文講座の実施
- ・ 星空コンサートの実施
- ・ 展示物等の日常管理

こども科学館にて導入しているプラネタリウムシステム「ジェミニスターⅢ」の操作及び故障時の緊急対応は当該委託業者にしか出来ないことから、当該委託契約は随意契約によっている。（なお、製造業者はプラネタリウム投影業務委託を請け負っていない。）

プラネタリウム投影業務委託に係る委託契約金額の直近3年間の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

|        |        |
|--------|--------|
| 平成22年度 | 18,164 |
| 平成23年度 | 20,102 |
| 平成24年度 | 20,369 |

委託契約金額は年々増加しているが、その主な要因は、プラネタリウムの校外授業の増加に伴う委託業務量の増加によるものである。

委託業者は委託仕様書に基づき、以下の2種の報告書を、毎日こども科学館に対して提出している。

- ・ プラネタリウム業務報告書
- ・ 科学展示物関係業務報告書

こども科学館担当者は、上記報告書をレビューすることにより、委託業務のモニタリングを行っている。

#### 【意見1】委託業者の稼働時間実績の把握について

当該委託業者は7人体制で、こども科学館に関する委託業務を実施している。

こども科学館では、当該委託業者の業務時間の管理の観点から、月次の出勤予定表である「スタッフスケジュール表」を前月末までに入手及びチェックを行い、最終的には館長が決裁を行っている。しかし、勤務予定のチェックを行っている一方で、事後的な実績時間の把握は明確には行っていない。

委託業者のスタッフは、外形的には職員と同様の職場及び業務内容であるが、業務委託を行っている以上は、市として事後的な実績時間を把握しておくことは委託業務のモニタリングの観点からは必須であると考え。予定どおりの執務状況が確保されていることをチェックした証跡を文書で残しておき、必要に応じて当該業者との翌年度の委託契約金額の算定にフィードバックしていくことが重要であると思われる。

#### 【意見2】対処すべき課題事項の一元管理について

平成24年度のプラネタリウム業務報告書を閲覧したところ、全ての日に未解決のトラブル内容として「リクライニングシートがリクライニングしたまま戻らない箇所がある」との記載があった。

また、同様に科学展示物関係業務報告書においても、年度にわたって以下の記載が継続している。

《現在一部機能に支障はあるが使用している展示物》

ケンサック：横のモニターがつかない日もある。

《現在停止している展示物》

大型液晶：DVDプレーヤー、PCは節電のため休止

太陽望遠鏡：望遠鏡は動作するが映像が送られていない様子

上記の内容の対処に関しては、予算等の制約の観点から迅速な対応をするのは困難な場合も考えられるが、そのようなものについては別途一元管理をするような管理資料の作成を行うことが望まれる。これには、当該業者からの報告事項のみならず、他の業者やこども科学館職員自らが識別したものも含まれる。そのような未解決の課題に関して一元管理ができるような資料を作成し、こども科学館業務に携わる関連当事者間において、現状抱えている課題について網羅的に共通認識を持つことが重要である。その上で、未対応の課題については、その顛末や今後の方針等について定期的に検討や見直しを行い、現状において対応しないことの理由についても適宜更新することが必要であると思われる。

#### ⑥ プラネタリウムの賃貸借契約について

##### 【概要】 賃貸借契約の内容

プラネタリウム機器については、当初の支出負担を減らす趣旨から、製造会社から直接購入するのではなく、リース会社と当該機器の賃貸借契約を行っている。

《賃貸借契約の概要》

賃貸借物件：プラネタリウムシステム「ジェミニスターⅢ」

契約日：平成19年4月19日

賃貸借期間：平成20年3月1日から平成29年2月28日まで

賃貸借料総額：418,893,591円（税込）

月々の支払リース料：3,896,550円（年額：46,758,600円）

なお、賃貸借期間終了後は、物件は八王子市に無償譲渡する契約となっている。従って、実質的には、プラネタリウムシステムを9年間で割賦購入する取引と同義であると思われる。リース会社の選定に際しては、リース料総額に関して競争入札が行われ、最も条件の良かったリース会社が選定されている。この場合は、金利相当額が最も低かったリース会社が選定されていることになる。

##### 【監査の結果】

「⑥ プラネタリウムの賃貸借契約について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。